

災害応急対策編（共通）

第6部

医療救助計画

第1章 医療（助産）救護の実施

（中国四国厚生局、日本赤十字社、県医師会、県危機管理部、県福祉保健部、県病院局、県教育委員会）

第1節 目的

この計画は、災害により、被災地の住民が医療及び助産の途を失った場合、県、市町村その他関係機関が医療救護活動を迅速に実施し、人命の安全確保を図ることを目的とする。

また、被災地の住民が、自らの健康の維持に努めるとともに、共助による応急手当等を行うことで、真に救護が必要な者に対する医療救護活動が十分に実施できる体制づくりを目指す。

第2節 医療機関の機能の確保

県は、災害時における医療機関の機能を確保するため、水道、電気、ガス等の関係事業者に対し、医療機関のライフラインの確保又は早期復旧のための協力を要請する。

第3節 医療救護活動

県内の災害発生時における医療救護活動を、医療関係機関で相互に連携して、次のとおり実施する。

なお、医療救護に準じて助産の救護を行う。

1 県

県は、「鳥取県災害医療活動指針」に基づき、迅速な救護活動を行う。

(1) 保健医療福祉対策本部・保健医療福祉対策支部の設置

県（福祉保健部）は、次に掲げる場合、医療救護活動の必要性について情報収集を行い、必要に応じて本庁に保健医療福祉対策本部、各保健所に保健医療福祉対策支部を設置するものとする。（設置者：県福祉保健部長）

ア 県本部が設置されたとき

イ 県本部は設置されていないが、医療救護活動が必要となるおそれがあるとき

(2) 保健医療福祉対策支部による医療救護班・保健師の派遣

ア 次に掲げる場合、医療救護班と保健師を現場での初期治療及びトリアージ等を行うため、災害現場等に派遣するものとする。

なお、被災市町村からの派遣要請があった時点で保健医療福祉対策本部等が設置されていない場合は、県福祉保健部は速やかに当該組織を設置するものとする。

(ア) 被害状況や患者の収容状況等を勘案の上、派遣が必要と認められるとき

(イ) 被災市町村から要請があったとき

イ 県による医療救護班等の派遣では十分な対応ができないと認められる場合は、関係機関に医療救護班の派遣要請をする。

ウ 県内の医療機関で対応できない規模（医療機関の受入体制、傷病の程度によって適宜判断する。）の傷病者が発生したとき、又は発生する恐れがあるときは、保健医療福祉対策本部に対し、他県等からの応援要請を行うよう求める。

エ 保健医療福祉対策支部で十分な対応ができない場合は、保健医療福祉対策本部へ支援を要請する。

(3) 保健医療福祉対策本部による応援要請

ア 保健医療福祉対策本部は、次に掲げる場合、他県等に対して医療救護班の派遣等についての応援要請を行う。

(ア) 保健医療福祉対策支部から他県等への応援要請を求められたとき

(イ) 他県等への応援要請が必要と自ら判断したとき

イ 保健医療福祉対策本部は、他県等から派遣された医療救護班が所属する保健医療福祉対策支部を決定する。

(4) DMA T県調整本部の設置

保健医療福祉対策本部は、DMA Tの派遣要請をした場合、統括DMA T登録者（サポート要員を含む）を招集し、保健医療福祉対策本部の下に、統括DMA T登録者を本部長とするDMA T県調整本部を設置し、県内で活動する全てのDMA Tの統括を行う。

(5) DPAT県調整本部の設置

保健医療福祉対策本部は、DPATの派遣要請をした場合、DPAT統括者を招集し、保健医療福祉対策本部の下に、DPAT県調整本部を設置し、県内で活動する全てのDPATの指揮、調整を行う。

(6) 県・地域災害医療コーディネーターチームの設置

保健医療福祉対策本部及び保健医療福祉対策支部は、災害医療関係団体等の災害医療コーディネーターを招集し、医療救護班等の医療救護活動を調整する機能を担うコーディネーターチームを設置する。

(7) 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設営

保健医療福祉対策本部は、傷病者の航空搬送を行う拠点として、DMA T及びSCU設営協力医療機関と連携し、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置運営を行う。

2 保健所設置市

保健所設置市（鳥取市）は、鳥取市と県が連携して定める「鳥取市災害医療活動指針」に基づき、東部圏域の医療救護支部の機能を担い救護活動を行う。

（医療救護活動のための県・保健所設置市の活動概要）

組織等	実施する医療救護活動等
保健医療福祉対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関からの情報収集や、関係機関との連絡調整業務 保健医療福祉対策支部に対する指導、助言、支援等 関係機関に対する災害派遣医療チーム及び医療救護班等の派遣要請 統括DMA T登録者及び県災害医療コーディネーターの招集と医療救護班等の派遣調整機能を担う組織の確立 他県等に対する応援要請及び調整 収集した情報を整理し、県本部（危機管理部）へ報告
保健医療福祉対策支部及び鳥取市保健所（以下「医療救護支部等」という。）	<ul style="list-style-type: none"> 地域の医療機関、医師会、市町村等の現地関係機関との連絡調整 現地関係機関からの情報収集及び情報の集中管理 収集した情報を整理し、保健医療福祉対策本部及び県災害対策地方支部へ報告 地域災害医療コーディネーターの招集と医療救護班等の派遣調整機能を担う組織の確立 医療救護班、保健師の派遣及び、医療救護班の配置先の決定 関係機関に対する医療救護班の派遣要請
医療救護班	<ul style="list-style-type: none"> 要請を受け、県立病院から派遣 災害現場又は救護所での初期治療及び、必要と認めたときはトリアージの実施
保健師	<ul style="list-style-type: none"> 要請を受け、被災していない保健所から派遣。医療救護班等と連携して活動

3 被災市町村

- 被災市町村は、あらかじめ指定した施設等（学校、地区公民館、その他の避難所、災害現場等）に救護所を設置し、自治体病院より医療救護班を派遣する。
- 被災市町村は、災害の程度により必要と認めたときは、保健医療福祉対策支部等及び地区医師会に対し医療救護活動につき協力要請を行う。
- 被災市町村は、救護所における初期治療では対応しきれない中等症患者及び重症患者を、後方医療機関へ搬送する。
- 被災市町村は、医療救護活動等の調整を図るため、医療救護班等の派遣調整を担う組織への参加。

4 関係機関、被災していない市町村

関係機関名	実施する医療救護活動の内容
被災していない市町村	<ul style="list-style-type: none"> 県、被災市町村の要請に基づき、自治体病院等の医療救護班、保健師を派遣
独立行政法人国立病院機構	<ul style="list-style-type: none"> 県の要請に基づき、医療救護班を派遣 県が要請を行う際の連絡調整窓口は、中国四国厚生局である
日赤鳥取県支部	<ul style="list-style-type: none"> 県の要請に基づき、医療救護班を派遣（医薬品調達は別掲） 県の要請に基づき、災害医療コーディネーターを派遣する 傷病者の規模等に応じ、近隣県の日赤支部、日赤本社へ応援要請
県医師会	<ul style="list-style-type: none"> 県の要請に基づき、医療救護班及び県災害医療コーディネーターを派遣
地区医師会	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の要請に基づき、医療救護班を派遣 県の要請に基づき、災害医療コーディネーターを派遣
国立大学法人鳥取大学	<ul style="list-style-type: none"> 県の要請に基づき、医学部附属病院より医療救護班（DMA T、DPAT含む）及び災害医療コーディネーターを派遣
自治体病院・公的病院（災害拠点病院）	<ul style="list-style-type: none"> 県の要請に基づき、医療救護班（DMA T、DPAT含む）を派遣 県の要請に基づき、災害医療コーディネーターを派遣する
県歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> 県の要請に基づき、歯科医療救護班及び災害医療コーディネーターを派遣
県薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> 県の要請に基づき、薬剤師及び災害医療コーディネーターを派遣（医薬品調達は別掲）
県看護協会	<ul style="list-style-type: none"> 県、医師会の要請に基づき、災害支援ナースを派遣 県の要請に基づき、災害医療コーディネーターを派遣
県助産師会	<ul style="list-style-type: none"> 県の要請に基づき、助産師を派遣
鳥取大学医学部附属病院 公立豊岡病院 鳥根県立中央病院	<ul style="list-style-type: none"> 県の要請に基づき、ドクターヘリを派遣する（ドクターヘリ運航要領による）

5 自治医科大学医療チームの派遣

学校法人自治医科大学による自治医科大学医療チーム（医師、看護師、事務職員等から構成する5名程度）の医療支援については以下のとおり。

- 要請は、県（福祉保健部）が行う。

- (2) 派遣の対象となる災害は、地震その他自然災害に起因するものとする。
- (3) 派遣要請に当たっては、自治医科大学地域医療推進課（電話 0285-58-7053）に連絡を行い、派遣場所を指定するとともに、被災状況等を提供するものとする。
- (4) 報道機関の報道等により甚大な被害が発生していることが明白であって、医療チームの派遣要請がない場合には、自治医科大学から県に対して派遣の必要性について連絡がなされる。
- (5) 当該支援は自治医科大学を卒業した医師の支援も兼ね、当該医師から派遣要請を行うこともできるが、その際には県を経由して派遣要請する必要がある。
- (6) 医療の範囲は初期救急とし、派遣期間は5日程度を基本とする。

6 災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣

- (1) DMAT県調整本部は、DMAT等の派遣に係る調整を行うものとする。また、活動場所（医療機関、救護所、航空搬送拠点等）や必要に応じた参集拠点の確保を図るものとする。
- (2) 全国からのDMATは、派遣後の被災地内での機動的な移動を考慮し、原則として車両による陸路参集を行うこととしている。なお、遠方のDMATの参集に当たっては、空路参集となる場合がある。

7 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣

- (1) DPAT県調整本部は、DPAT等の派遣に係る調整を行うものとする。また、活動場所（医療機関、救護所等）や必要に応じた参集拠点の確保を図るものとする。
- (2) 全国からのDPATは、派遣後の被災地内での機動的な移動を考慮し、原則として車両による陸路参集を行うこととしている。なお、遠方のDPATの参集に当たっては、空路参集となる場合がある。

第4節 医療救護班等の活動

災害発生時には必要に応じ、県・市町村・各関係機関であらかじめ編成されている医療救護班が人命救助を最優先とした活動実施のため災害現場や救護所に派遣され、現場での初期治療やトリアージを実施する。

1 医療救護班の業務内容

- (1) 診療（分娩の介助及び分娩前後の処置を含む）
- (2) 処置、手術、その他の治療及び施術
- (3) 薬剤、又は治療材料の支給
- (4) 看護
- (5) 後方医療機関への患者の収容

2 医療救護班の構成基準

標準的な医療救護班の構成は、次の職種とし、1班あたり、概ね次の人数以上を確保するものとする。

医師（1人）、看護師（2人）、薬剤師（1人）、業務調整員（1人）

3 薬剤師会による薬剤師の派遣

医療救護班等に薬剤師が不足する場合には薬剤師会所属薬剤師の派遣を受けることとする。

第5節 公衆衛生活動

災害発生時における公衆衛生活動を次のとおり実施する。

1 県

- (1) 県は、「鳥取県災害時公衆衛生活動マニュアル」に基づき、被災地を管轄していない総合事務所保健所（東部圏域は鳥取市保健所）や被災地以外の市町村のほか、必要に応じて公衆衛生関係機関や他都道府県と派遣調整等を行い、公衆衛生チームを派遣する。
- (2) 公衆衛生チームは、災害派遣福祉チーム（DWA T）、災害派遣医療チーム（DMAT）、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本災害歯科支援チーム（JDAT）等と連携して活動を実施するものとする。

2 公衆衛生関係機関及び活動内容

関係機関名	実施する公衆衛生活動の内容
県助産師会	・ 県の要請に基づき、助産師を派遣 ・ 避難所等における妊産婦、じょく婦又は乳幼児に対する保健指導、分娩の介助
県栄養士会	・ 県の要請に基づき、栄養士を派遣 ・ 被災者の栄養指導、避難所や在宅被災者の栄養状態に関する調査等
県臨床心理士会	・ 県の要請に基づき、臨床心理士及び精神保健福祉士を派遣
県精神保健福祉士会	・ 避難所でのこころの相談巡回、在宅者・要配慮者訪問、支援者のメンタルケア
県柔道整復師会	・ 県の要請に基づき、柔道整復師を派遣 ・ 避難所等における柔道整復師法に規定された柔道整復業務（骨折・脱臼・捻挫等の負傷者に対する応急手当）

3 災害時健康危機管理チーム（DHEAT）の応援派遣要請

- (1) 大規模災害の発生等により、保健医療福祉対策本部における公衆衛生活動の総合調整が困難となった場合は、国に対し全国の都道府県及び指定都市からのDHEATの応援派遣に関する調整を依頼する。

(2) (1) の場合、応援派遣の開始時期、必要な期間、必要とされる構成員の職種及び人数、想定される業務及び活動場所を明らかにするものとする。

【DHEATとは】（ディーヒート）

専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員により構成する応援派遣チームで、災害が発生した際に、被災都道府県及び被災都道府県内の保健所が行う保健医療行政の指揮調整機能の支援を行う。

第6節 医薬品等の確保

1 県・保健所設置市

- (1) 保健医療福祉対策本部は、医薬品等の取扱い業者の被害状況を速やかに把握するとともに、関係機関との連携を図り医薬品等の調達に努める。
- (2) 保健医療福祉対策支部等は、被災市町村等から医薬品等の確保について応援要請を受けたときは、保健医療福祉対策本部に連絡し、保健医療福祉対策本部は、各圏域の病院に県及び保健所設置市が備蓄している医薬品等を供給し、又は取扱業者に「医薬品等の調達に関する協定書」に基づき発注し調達補給する。
- (3) 保健医療福祉対策支部等は、医療機関の医薬品等の在庫及び必要量を把握し、多数の医療機関において医薬品等の不足が生じた場合は、保健医療福祉対策本部に連絡し、保健医療福祉対策本部は必要に応じて取扱業者に発注を行い、医薬品等の確保を支援する。
- (4) 被災地におけるインフルエンザ対策として、ワクチンが不足するおそれがある場合には、国（厚生労働省）に対し、被災地用ワクチンの融通を要請する。

2 日赤鳥取県支部

- (1) 鳥取赤十字病院に日赤の救護活動に必要な医薬品等の備蓄を図るとともに、取扱業者に発注し、調達補給する。
- (2) 日赤鳥取県支部は、自ら調達できる医薬品等では十分な対応ができないと判断したときは、速やかに隣接県日赤支部又は日赤本社に要請し調達する。

3 鳥取県赤十字血液センター

必要な輸血用血液製剤について、日赤中四国ブロック血液センターと連携して、広域的に調達する。

4 県薬剤師会

一般用医薬品の取扱い業者の被害状況を速やかに把握するとともに、関係機関との連携を図り、医療救護活動に必要な一般用医薬品の調達に努める。

5 鳥取県医薬品卸業協会

医薬品取扱業者の被害状況を速やかに把握するとともに、関係機関との連携を図り、医療救護活動に必要な医薬品等の調達に努める。

6 一般社団法人日本産業・医療ガス協会 中国地域支部

医療ガスボンベ等取扱業者から必要な医療ガス、ボンベ等の調達に努める。

7 山陰医療機器販売業協会

医療機器取扱業者の被害状況を速やかに把握するとともに、関係機関との連携を図り、医療救護活動に必要な医薬品等の調達に努める。

第7節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 救護所の設置
- 2 自治体病院の医療救護班及び保健師の派遣
- 3 県及び地区医師会に対する医療救護活動の協力要請
- 4 中等傷患者及び重傷患者の後方医療機関への搬送
- 5 医療救護活動の調整機能を担う組織への参加

第2章 搬送の実施

（県危機管理部、県福祉保健部）

第1節 目的

この計画は、災害発生時の傷病者の搬送及びその調整等について定めることを目的とする。

第2節 実施者

- 1 傷病者等の後方医療機関（救急指定病院等）への搬送は、消防局が実施する。
- 2 消防局の救急車が確保できない場合は、県、市町村で確保した車両等により、搬送する。

第3節 搬送先の決定

- 1 保健医療福祉対策支部等は、地域の病院でどの程度傷病者の受入が可能か把握に努め、地理的に近い病院に対応能力以上の患者が集中することのないよう、消防局と協力して調整を図るものとする。
- 2 特に、脳外科等、搬送先が限られる傷病については、病院の受入可能人数が極めて少ないことが想定されるため、早期に県外の病院に受入要請を行う等、搬送先の確保に十分留意すること。
- 3 また、重症患者についても、病院側は同時に複数の患者を受け入れることは困難であるため、同様に搬送先の確保に留意すること。
- 4 保健医療福祉対策本部は、県内病院の空床状況等の把握に努め、保健医療福祉対策支部等の支援を行う。また、災害が広域にわたる場合には、保健医療福祉対策本部が県外病院の受入れ状況の把握に努め、搬送先の調整を図るものとする。
- 5 多数の傷病者が発生した場合において、圏域外（県内）あるいは県外の医療機関に搬送する必要もあることから、広域的な搬送体制を確保しておかなければならない。また、消防機関は、DMAT等と連携を図りながら、災害時の救急搬送を実施するものとする。

第4節 搬送の要請

- 1 県（県本部）は、消防局等と連絡調整を行い、下記に例示する場合は、必要に応じて自衛隊、第八管区海上保安本部等の出動を要請し、ヘリコプター、船舶等を活用して搬送を行う。
 - (1) 道路の損傷、集落・施設の孤立化等により陸路の搬送が困難な場合
 - (2) 傷病者等を遠隔地の施設へ搬送する必要がある場合
 - (3) 病院等の被災により多数の傷病者等を移送する必要がある場合
 - (4) 傷病者等について、直ちに搬送する必要がある場合
 - (5) その他、ヘリコプターによる傷病者の搬送が有効と認められる場合
- 2 重症患者についてはできる限り分散搬送を行うものとする。
- 3 保健医療福祉対策本部は、多数の傷病者が発生し、他府県への搬送が必要と判断した場合は、県本部を通じて、国が主体的に行う広域医療搬送を要請する。

第5節 傷病者の医療搬送体制

多数の傷病者が発生し、被災地域内の県内医療機関では、収容及び高度救命治療や専門的治療が困難と判断される重症患者を、被災地外に送る医療搬送が必要になる。県は、搬送の必要性により、次の順に実施する。

なお、航空搬送拠点、想定される輸送量等を踏まえ、原則として県が関係機関等と調整の上確保・運営する。

- 1 県内被災地外や近隣県への地域医療搬送
重症患者を被災地域外の病院に分散することで、最善の治療体制を確保するために行う。
- 2 県が主体的に実施する県外への地域医療搬送
県内医療機関では収容及び高度救命、専門治療が困難と判断される重症患者に対し、県が主体的に行う。
- 3 広域医療搬送SCU設置
更に多数の傷病者が発生し、他県への搬送が必要となった場合、県の要請に応じて被災地内の医療搬送拠点から被災地外の医療搬送拠点に、自衛隊の固定翼輸送機や大型回転翼機等によって行う。広域輸送機関と医療機関との間の搬送は、県本部が消防局等と連絡調整を行い実施するものとする。
なお、被災地及び搬送先の航空搬送拠点については、国（非常本部等）が広域後方医療施設の選定や搬送手段を踏まえて選定し、その結果が関係機関に通知される。

第6節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 消防局の救急車が確保できない際の搬送車両の確保

第3章 捜索、遺体対策及び埋葬

(県危機管理部、県福祉保健部、県生活環境部、県商工労働部、警察本部、
第八管区海上保安本部、日本赤十字社鳥取県支部)

第1節 目的

この計画は、災害により死亡又は行方不明となった者の捜索、遺体対策及び埋葬を行うことを目的とする。

第2節 行方不明者の捜索

1 実施機関

- (1) 行方不明者の捜索は市町村のほか警察本部、海上保安庁等の関係機関が連携し行う。
- (2) 災害救助法が適用され、特に必要があると認めるとき、県（福祉保健部）は、その救助の全部又は一部を実施する。

2 実施の方法

- (1) 実施の方法及び実施基準等については、災害救助法の適用がある場合においては同法により、同法の適用がない場合においては同法に準じて行う。
- (2) 災害救助法の適用がある場合における実施の基準は、次のとおり。
 - ア 捜索は、災害により現に行方不明の状態にある者に対して行うものとする。
 - イ 捜索を行う期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、災害の状況により、この期間では救助の適切な実施が困難な場合は、県（福祉保健部）は国（内閣府）に協議し、その同意を得た上で必要最小限度の期間を延長するものとする。
 - ウ 捜索のために支出する費用の範囲は、船艇その他捜索のために必要な機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費とする。
- (3) 特に初動時においては、救急救助活動と重複した活動となることが予想されるため、相互に連携を図りながら活動する必要がある。

第3節 遺体対策

1 実施機関

- (1) 遺体の検視は警察本部が行う。
- (2) 遺体検視後の処理は市町村が行う。
- (3) 県（福祉保健部）は災害救助法が適用され、特に必要があると認めるときは、市町村が行う救助の全部又は一部を実施する。
- (4) 海上で遺体が揚収された場合には海上保安庁が検視を行う。

2 遺体対策の内容

警察本部は、遺体の検視、身元不明遺体の確認等のため、次の活動を行う。

- (1) 検視体制の確保
 - ア 死者数及び遺体の状況等を迅速的確に把握し、検視対象数に相応する規模の検視隊を編成する。
 - イ 検視要員の不足が見込まれるときは、他の都道府県警察への応援要請を検討する。
 - ウ 検視対象数に相応する必要な資機材の迅速な調達を図る。
 - エ 遺体収容用の毛布、線香が不足する場合は市町村を通じて調達を図ることとするが、それでも調達困難な場合は県本部に要請する。
 - オ 検案医師及び歯科医師の派遣要請
 - (ア) 警察本部は、検視対象数及び遺体の損傷程度に応じた必要な医師及び歯科医師数を的確に判断し、速やかに県医師会、県歯科医師会、県（県本部事務局又は危機管理部）を通じて検案医師及び歯科医師の派遣要請を行う。
 - (イ) 必要により日本医師会に検案医師等の応援要請を行う。
 - カ 多数遺体収容場所の確保
 - 死者が多数に及ぶ場合には、警察施設における検視及び遺体収容が困難となるため、速やかに県（県本部事務局又は危機管理部）又は市町村を通じて、検視場所及び遺体安置所の確保を依頼する。
- (2) 検視活動
 - 遺体を発見した場合には、発見状況の確認・記録から、遺体の搬送、検視・検案、身元確認作業、遺品管理等まで、一連の検視活動を適正に実施する。ただし、身元不明遺体、引取人のない遺体については、市町村に引き継ぐ。

3 遺体対策を行う場合

- (1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - 市町村又は委託を受けた機関は、遺体の識別のための処置として遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置を行う。

(2) 検視場所及び遺体安置所の確保

市町村は、遺体の検視についてはあらかじめ検視場所及び遺体安置所を定めるなどにより、医療救護施設における医療救護活動が阻害されないよう対策を講じる。遺体安置にあたって納棺用の棺、納棺時の供花、ドライアイス等が不足する場合は、県本部を通じて調達を図る。

(3) 遺体の一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日の間に埋葬ができない場合等において、遺体を特定の場所（体育館・寺院等の施設の利用又は寺院、学校等の敷地に仮設）に集めて、埋葬等の処置をするまで保存する。

(4) 日本赤十字社鳥取県支部による委託業務の実施

県内に災害救助法が適用された場合、日本赤十字社鳥取県支部は「災害救助法第32条の規定に基づく委託契約書」の規定に基づき、以下の遺体対策に関する委託業務を実施する。

ア 遺体の検案 イ 遺体の洗浄、縫合、消毒等の措置

第4節 応急的な埋葬

1 実施機関

(1) 埋葬は原則市町村が行う。

(2) 県は災害救助法が適用され、特に必要があると認めるときは、その救助の全部又は一部を実施する。

2 応急埋葬を行う場合

遺体の応急的な埋葬を実施する場合は、次のとおりである。

(1) 災害の混乱時に死亡した場合（災害発生前に死亡した者で葬祭が終わっていないものを含む。）

(2) 災害のため次のような理由で埋葬を行うことが困難な場合

ア 緊急に避難を要するため、時間的、労力的に埋葬を行うことが困難であること。

イ 墓地又は火葬場が浸水又は流失し、個人の力では埋葬を行うことが困難であること。

ウ 経済的機構の一時的混乱のため、棺、骨つぼ等が入手できないこと。

エ 埋葬すべき遺族がいないか、又はいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難であること。

3 埋葬の方法

埋葬は、救助の実施機関（市町村）が、棺、骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨の役務の提供を行う。埋葬は、原則として遺体を火葬に付し、遺骨等を家族に引渡すこととする。なお、埋葬に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 事故等による遺体については、警察から引継ぎを受けた後埋葬する。

(2) 身元不明の遺体については警察と連携し、その調査に当たるとともに、遺体の取扱いについては遺品の保管、遺体の撮影及び性別、年齢、容ぼう、特徴等を記録する。

(3) 棺の調達

ア 県は、県葬祭業協同組合や県トラック協会（霊柩車事業部会）に対し、協定に基づき棺の提供を要請する。

イ それでも不足する場合は、協定を締結する他県のうち速やかに調達が見込まれるところから調達について要請する。

ウ 棺の輸送は、事情の許す限り当該物資調達先に依頼し、当該物資調達先に依頼できないときは、第7部第1章「緊急輸送の実施」の定めるところにより輸送する。

(4) 緊急火葬支援体制

ア 市町村は、死体多数等のため市町村の火葬場のみで対応できないときは、県に連絡し他市町村に応援を要請する。

イ 県は、近隣の焼却場で火葬ができない場合は、県内の他地域の火葬場もしくは地域性を考慮し協定を締結する他県の最寄りの火葬場に応援を求めて対応するものとする。それでも対応が不可能な場合、厚生労働省に連絡するとともに他地域の府県へ火葬応援要請をする。なお、県内の火葬場処理能力の上限は1日あたり約70体であることを踏まえ、早期に応援要請の意志決定を行うものとする。（県内及び近隣県の火葬場処理能力の状況は資料編のとおり。）

ウ 市町村は遺体の搬送について、市町村のみで対応できないときは、県に応援を要請する。県は県下で対応が不可能な場合、自衛隊に応援を要請する。

エ 「緊急火葬支援体制」の連絡体制等は、別図「緊急火葬支援体制」による。

第5節 広域火葬計画

厚生労働省の防災業務計画及び、「広域火葬計画の策定について（平成9年11月13日付衛企第162号厚生省生活衛生局通知）」に基づき、大規模災害時等において、被災市町村が有している通常の火葬能力だけでは対処できなくなった場合に備え、円滑に火葬を行うための標準的な処理手順として本節のとおり広域火葬計画を定める。

1 基本方針

大規模な災害が発生した場合等、広域火葬が必要となる場合においては、本計画に基づき広域火葬を実施するものとする。

2 広域火葬の実施のための体制

県は、広域火葬が必要であると判断した場合には、災害対策本部及び実施部において広域火葬実施のための体制を整え、全体調整を行うものとする。

3 被災状況の把握

- (1) 市町村は、災害発生後、速やかに区域内の死者数並びに火葬場の被災状況等の把握に努め、県に報告を行うものとする。
- (2) 県は、被害状況を取りまとめ、速やかに国（厚生労働省）に報告するものとする。
- (3) 被害情報収集の手順は、災害応急対策編（共通）第3部第3章「災害情報の収集及び伝達」による。

4 広域火葬の応援・協力の要請

- (1) 被災市町村は、死体多数等のため市町村の火葬場のみで対応できないときは、県に連絡し他市町村に応援を要請する。
- (2) 県は、近隣の焼却場で火葬ができない場合は、県内の他地域の火葬場もしくは地域性を考慮し協定を締結する他県の最寄りの火葬場に応援を求めて対応するものとする。それでも対応が不可能な場合、厚生労働省に連絡するとともに他地域の府県へ火葬応援要請をする。なお、県内の火葬場処理能力の上限は1日あたり約70体であることを踏まえ、早期に応援要請の意志決定を行うものとする。（県内及び近隣県の火葬場処理能力の状況は資料編のとおり）
- (3) 被災市町村は遺体の搬送について、市町村のみで対応できないときは、県に応援を要請する。県は県下で対応が不可能な場合、自衛隊に応援を要請する。
- (4) 「緊急火葬支援体制」の連絡体制等は、別図「緊急火葬支援体制」による。
- (5) その他、災害応急対策編（共通）第4部第3章「自治体の広域応援」による。

5 火葬場の選定

- (1) 県は、応援可能な自治体の状況を整理し、被災市町村ごとに火葬場の調整を行う。調整の結果は、被災市町村と応援を依頼する自治体の双方に通知するものとする。
- (2) 被災市町村は、県の調整に基づき火葬場の割り振りを行い、遺族へ周知するものとする。仮葬の実施方法の詳細については、応援を行う自治体又は火葬場と調整を図るものとする。
- (3) なお、円滑な広域火葬を行うため、遺族に対しては、非常事態のため火葬が可能な火葬場が限定されていることや、交通規制等により当該火葬場までの搬送が困難であること等を説明し、遺族の心情に配慮しつつ、遺体安置所から火葬場に直接遺体を搬送することについて同意を求めよう努めるものとする。

6 火葬要員の派遣要請及び受入

- (1) 被災市町村は、職員の被災のため火葬場が稼働できない場合は、県に連絡し、要員の派遣の手配を要請するものとする。
- (2) 県は、被災市町村からの要請に基づき、被災していない市町村や近隣県等へ要員の派遣を要請するとともに、国（厚生労働省）へその旨を報告するものとする。
- (3) その他、災害応急対策編（共通）第4部第3章「自治体の広域応援」による。

7 遺体保存対策

火葬の実施までに時間を要する場合は、県及び被災市町村は、遺体数に応じた遺体安置所の確保、遺体の保存のために必要な物資や人員の確保など、第4節に準じて必要な措置を講じるものとする。なお、交通規制が行われている場合には、措置に必要な資機材の搬入については緊急通行車両の活用を図るものとする。

8 遺体搬送手段の確保

火葬場までの遺体の搬送については、災害応急対策編（共通）第7部第1章「緊急輸送の実施」による。

9 相談窓口の設置

県及び被災市町村は、相談窓口を設置し、広域火葬についての情報を提供するものとする。

10 災害以外の事由による遺体の火葬

災害以外の事由による遺体の火葬についても、広域火葬の対象とするものとする。

11 火葬状況の報告

県（応援県を含む）は、火葬の状況について日報をとりまとめ、災害による遺体とそれ以外の遺体を区別して、国（厚生労働省）へ報告するものとする。

12 火葬許可の特例的取扱

被災市町村において迅速な火葬許可事務が困難と認められる場合、市町村又は火葬場は、戸籍確認の事後の実施等、実態に応じた事務処理を行うものとする。

13 引取者のない焼骨の保管

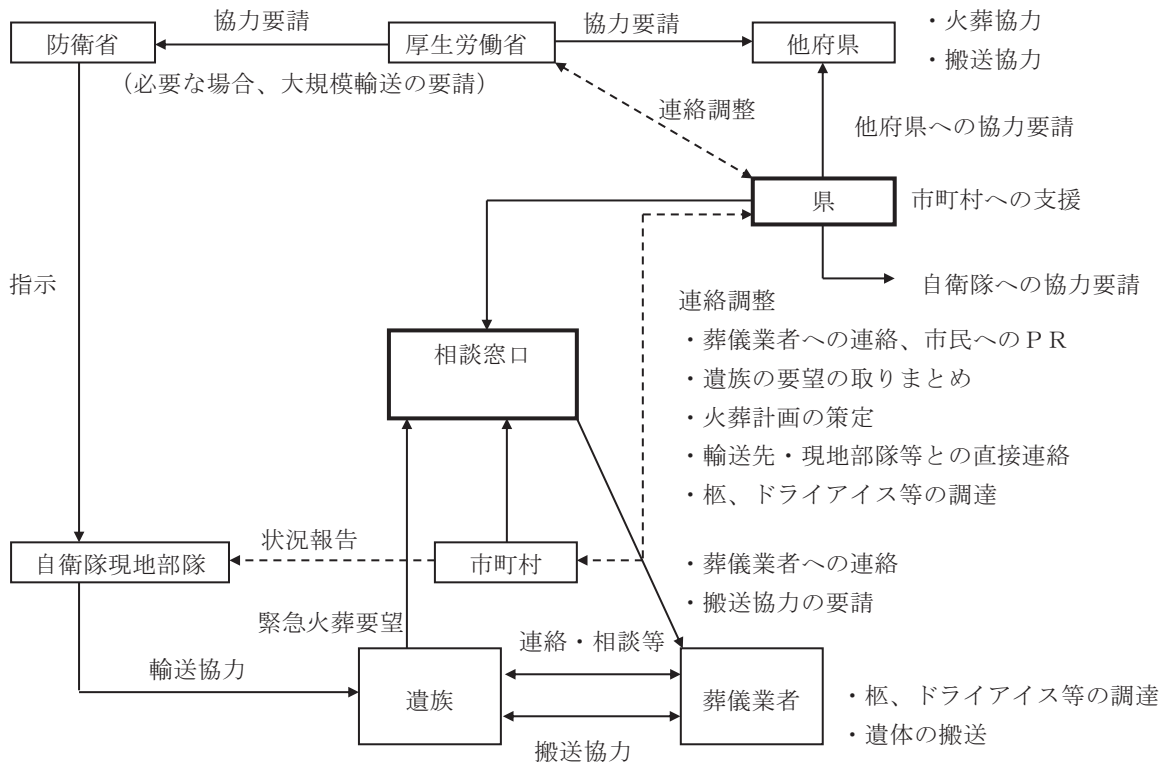
引き取り者のない焼骨については、市町村が火葬場から引き取り、引き取り者が現れるまでの間、保管するものとする。

第6節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 行方不明者の捜索
- 2 遺体対策
- 3 検視場所及び遺体安置所の確保
- 4 応急的な埋葬の実施
- 5 広域火葬計画による火葬の実施

【緊急火葬支援体制】



災害応急対策編（共通）

第7部

交通・輸送計画

第1章 緊急輸送の実施

（中国運輸局、県トラック協会、県バス協会、中国地方整備局、第八管区海上保安本部、
 県危機管理部、県農林水産部、県県土整備部、警察本部、県地域社会振興部、県商工労働部、県総務部）

第1節 目的

この計画は、災害応急対策に必要な物資、資機材、要員等の緊急輸送体制をあらかじめ整備し、広域的な輸送を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

第2節 輸送の実施

1 輸送の連絡調整

- (1) 県、市町村は、自らの保有する手段のみでは輸送力が不足する場合、必要に応じ、各輸送機関・団体（鉄道、バス、トラック、航空機、船舶など）に、輸送の応援を求めるものとする。
- (2) 県本部は、被災市町村等からの輸送手段の確保の要請があった場合、輸送手段等を調整・決定し、県実施部及び応援機関に対し、輸送手段の確保を指示又は要請するものとする。なお、災害時物流の輸送については別に定めるマニュアルによる。

[輸送手段別の実施部調整窓口]

- ・ 公用車（県庶務集中課、各総合事務所県民福祉局（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課）ほか）
- ・ 鉄道・バス（県交通政策課）
- ・ 県トラック協会（県通商物流課）
- ・ 船舶（県漁業調整課）＊県有船舶（第一鳥取丸、はやぶさ等）
- ・ 県水難救済会（県消防防災課）
- ・ 県消防防災ヘリコプター（県消防防災課）
- ・ 自衛隊関係（県危機対策・情報課）
- ・ その他応援機関（県危機管理政策課）

2 輸送力の確保

- (1) 関係機関の保有する輸送手段

各機関の保有する輸送手段は以下のとおりである。

輸送手段	応援機関・応援手段	備考
陸路（鉄道）	J R 西日本、若桜鉄道、智頭急行	・ 中国運輸局（鳥取運輸支局）を通じて、輸送力確保のあっせん依頼 ・ 「災害発生時等の物資の輸送、保管等に関する協定」に基づき、県トラック協会に応援要請 ・ 「バスによる緊急輸送に関する協定書」に基づき、県バス協会等に応援要請
陸路（トラック）	日本通運、福山通運、佐川急便、ヤマト運輸、日ノ丸西濃運輸、県トラック協会	
陸路（バス）	日ノ丸自動車、日本交通、県バス協会	
海路（船舶）	公共的団体等の所有船舶 海上保安部・海上保安署の所属巡視船艇 海上自衛隊の所属艦艇 県水難救済会各救難所の所属救助艇	・ 「船舶による輸送等災害応急対策に関する協定」に基づき、県水難救済会に応援要請
空路（航空機）	第八管区海上保安本部航空機 陸上、海上、航空自衛隊所属航空機 地方公共団体のヘリコプター 緊急消防援助隊ヘリコプター	

- (2) 輸送手段の確保

ア 県及び応援要請を受けた関係機関は、原則として以下のいずれかにより輸送方法を確保する。

(ア) 自らが直接輸送を行う。

(イ) 自ら輸送を代行する者を確保し、輸送を請け負わせる。

イ 県は、県トラック協会との間に締結した「災害発生時等の物資の輸送、保管等に関する協定」、県バス協会等との間に締結した「バスによる緊急輸送に関する協定書」及び県水難救済会との間に締結した「船舶による輸送等災害応急対策に関する協定」に基づき、災害時に輸送支援を要請する。

3 輸送拠点の設置及び管理

- (1) 県及び市町村は、各施設の管理者と協力して、県外等からの物資の受入れ・保管のための広域物資輸送拠点（物資等の仮集積場）を設置するとともに、その周知を図るものとする。

ア 上流の拠点・・・県外等からの物資受入れ（港湾、空港等）

イ 下流の拠点・・・市町村配布前の物資仮置き（農協施設、公有施設等）

<広域物資輸送拠点の機能等>

種別	運営主体	機能	想定施設
0次物資拠点	応援県	・国、他県等からの支援物資の受入れ及び仕分け ・2次物資拠点等への支援物資の輸送	・鴻池運輸(株)真庭配送センター（岡山県真庭市） ・応援県が選定する施設
1次物資拠点	被災県（鳥取県）	・国、他県または応援市町村等からの支援物資の受入れ・仕分け ・2次物資拠点等への支援物資の輸送	・ヤマタスポーツパーク（東部）、東郷湖羽合臨海公園南谷地区及びその周辺施設（中部）、とっとり花回廊（西部） ・民間物流事業者のトラックターミナル、営業倉庫 ・JA選果場等
2次物資拠点	被災市町村	・0次物資拠点または1次物資拠点等からの支援物資の受入れ・仕分け ・避難所等への支援物資の輸送	・市町村が選定する施設

(2) 輸送拠点の管理

県及び市町村は、以下の点に留意して、輸送拠点を管理する。

- ア 輸送拠点において物資在庫管理等を行うため、物流専門家の配置を検討・要請
- イ 輸送の実施に当たって、配送者は、荷下ろし・荷さばき等の人員の確保・配備に留意
- ウ 物資の受入集配、対策本部との連絡調整、物資の在庫管理、警備等を担当する職員を確保

(3) 船舶交通の制限等

海上保安部・海上保安署は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて、船舶の交通を制限又は禁止するものとする。

4 輸送の原則

- (1) 人、物を提供する者が目的地まで届けることを原則とする。（困難な場合は、輸送拠点を設置）
- (2) 自らの輸送力（自動車、鉄道、船舶、航空機等）による輸送を原則とし、輸送力の確保が困難な場合は、応援を要請するものとする。
- (3) 輸送に当たっては、荷下ろし・荷さばき等の人員の確保に努めるものとする。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 緊急輸送の実施
- 2 緊急輸送に係る関係機関との連絡調整
- 3 輸送拠点の設置及び管理

第2章 交通路線の確保

（中国地方整備局、県危機管理部、県県土整備部、警察本部、J R西日本、智頭急行、若桜鉄道）

第1節 目的

この計画は、災害発生時における応急対策等の実施により円滑な交通手段及び移送手段を確保することを目的とする。

第2節 交通路線の確保

1 孤立状況の早期把握

- (1) 災害の発生によりあらかじめ特定した孤立予想集落への道路が不通となる等、孤立が予想される場合、県（県土整備部）及び市町村は、当該集落への孤立状況を早急に確認・把握するとともに、代替道路等の確保に努める。
- (2) その他、孤立集落発生時の応急対策については、第5部第3章「孤立発生時の応急対策」を参照。

2 災害等発生時の交通路線の確保

(1) 実施責任者

災害により被災した交通施設は、それぞれ当該施設の管理者において、その重要度、緊急度及び公共性に応じ、関係機関の協力を求めて、迅速な応急措置を実施し、努めて交通の確保を図るものとする。

(2) 緊急輸送道路及び重要物流道路等（以下「緊急輸送道路等」という。）の情報収集及び連絡調整

- ア 県及び緊急輸送道路等の管理者は、道路管理パトロール実施要領に基づく「異常時パトロール」を速やかに実施し、管理する施設の被災の有無及び程度、使用の可否、応急復旧の可否などの情報を収集する。
- イ 県、緊急輸送道路等の管理者及び防災関係機関は、収集した情報を共有し、速やかに緊急輸送道路等の使用、交通規制、応急復旧等について連絡調整を行う。
- ウ 県及び緊急輸送道路等の管理者は、速やかに管理する施設の応急復旧、代替路決定などを行う。
- エ 重要物流道路において、行政機能が壊滅的に失われた災害に限定し、重要物流道路の管理者が国に対し啓開作業及び災害復旧等の権限代行による復旧を要請することができる。
- オ 県、市町村が管理する道路において、行政機能が壊滅的に失われ、かつ道路啓開及び災害復旧に高度な技術力又は高度の機械力を要するものに限り、道路管理者が国に対し啓開作業及び災害復旧等の権限代行による復旧を要請することができる。

(3) 応急対策用資機材の確保

- ア 実施責任者は、手持ち、若しくは地元業者等を通じて確保を図るものとする。
- イ 災害の規模及び状況により、実施責任者相互に融通、調達、あっせん等の手段を講じて確保するものとする。
- ウ 業者の請負に付して工事を行うときは、支給材料を除き、すべて請負業者に確保させるものとする。

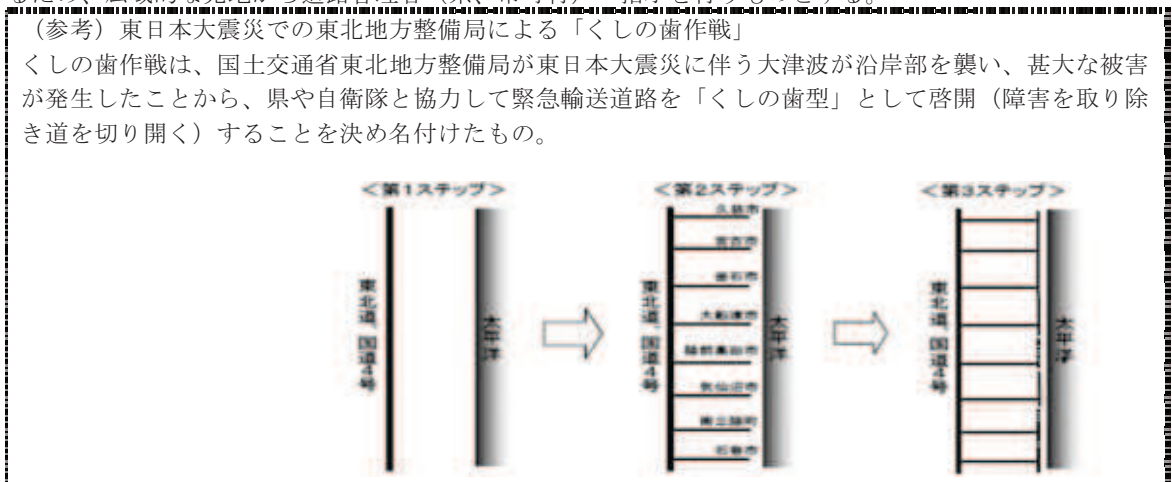
(4) 各機関の実施要領

ア 国における措置

(ア) 地震津波など広域的な災害時には、国土交通省中国地方整備局は、県及び関係機関等と連携し、道路の被災状況に応じて道路啓開ルートを調整の上、緊急輸送体制を確保するものとする。（道路啓開ルートの調整は、資料編の中国版「くしの歯ルート（ベースマップ）」をもとに調整する。）放置車両や立ち往生車両が発生している場合で、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、災害対策基本法に基づき、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。また、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するため、広域的な見地から道路管理者（県、市町村）へ指示を行うものとする。

（参考）東日本大震災での東北地方整備局による「くしの歯作戦」

くしの歯作戦は、国土交通省東北地方整備局が東日本大震災に伴う大津波が沿岸部を襲い、甚大な被害が発生したことから、県や自衛隊と協力して緊急輸送道路を「くしの歯型」として啓開（障害を取り除き道を切り開く）することを決め名付けたもの。



(イ)国土交通省中国地方整備局各河川国道事務所所管に係る交通施設に対する災害応急対策は、中国地方整備局の災害復旧事業関係の規程に基づき、それぞれ実施する。

イ 県における措置

(ア)被害が小規模で、通常の道路維持修繕費の範囲で処理できる場合は、所轄の各県土整備事務所・総合事務所県土整備局の判断により、適宜所属の道路技術員、配属機械等を使用して災害応急対策を行うものとする。

(イ)被害が中程度で早急に対策を要すると認められるときは、所轄の各県土整備事務所・総合事務所県土整備局が当面の応急対策に要する財源措置を確認の上、県土整備部長と密接に連絡し実施するものとする。

(ウ)公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用を受けることができると認められるときは、事前に国土交通大臣の内諾を得て、仮工事を実施するものとする。

(エ)応急対策施工順位は、緊急輸送道路の国道、主要地方道、一般県道の順位とするが、次の箇所についても優先的に取扱う。

- a 病院、官公署、学校、郵便局、停車場等の公共施設に通じているもの。
- b 自動車の交通量が1日100台以上であるもの。
- c 定期バス路線又は定期貨物自動車路線であるもの。
- d 適当な回路のないもの。
- e その他民生の安定上必要があるもの。（食糧物資の輸送又は復旧資材の運搬等）

(オ)道路や鉄道・空港等の施設に係る被害状況及び復旧見込みに係る情報を適宜収集し、県ホームページ等を用いて広報する。特に、WebGIS（とっとりWebマップ）を活用し、リアルタイムの地図情報の提供に努めるものとする。

(カ)放置車両や立ち往生車両が発生している場合で、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、災害対策基本法に基づき、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。また、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確認するため、広域的な見地から道路管理者（市町村）へ指示を行うものとする。

ウ 市町村における措置

概ね県の措置に準じて実施するものとする。

エ 鉄道事業者における措置

それぞれの鉄道事業者（JR西日本、智頭急行、若桜鉄道）による、鉄道施設の被災箇所に対する応急措置は、被災状況に応じた措置を行うものとし、緊急を要する場合は、被災箇所を所轄する市町村その他の関係機関に応援を求めて、速やかに応急対策を実施するものとする。

また、鉄道施設の被災状況及び復旧見込みについて、報道機関を通じて広報するものとする。

オ 日本自動車連盟（JAF）、山陰ELVリサイクル協議会による措置

県、市町村の支援要請を受け、道路上支障となる車両の撤去、移動等を実施するものとする。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 交通路線の確保対策

- (1) 孤立集落の早期把握
- (2) 緊急輸送道路等の情報収集、連絡調整
- (3) 応急対策用資機材の確保

第3章 交通規制の実施

（中国地方整備局、県県土整備部、警察本部）

第1節 目的

この計画は、交通の混乱の防止、応急活動に必要な緊急通行の確保、危険箇所の通行による二次災害の防止を目的として公衆用道路の通行の禁止、制限等について定めることを目的とする。

第2節 規制の実施区分

実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止及び制限	県内又は隣接県若しくは近接県に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるとき	緊急通行車両以外の車両	災害対策基本法第76条
公安委員会	同上	県内の道路に災害による道路の損壊等危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があるとき	歩行者 車両等	道路交通法第4条第1項
警察署長 高速道路交通警察隊長	同上	上掲の措置の場合、他の警察署及び高速道路警察隊の管轄区域に及ばないもので期間が1か月をこえないもの	同上	道路交通法第5条第1項 同法第114条の3
警察官	同上	災害発生等において、交通の危険を防止するため緊急措置の必要があると認めるとき一時的に行う	同上	道路交通法第6条第4項
道路管理者	同上	道路の破損、欠壊その他の事由により、交通が危険であると認めるとき	同上	道路法第46条第1項

第3節 災害時における交通規制

1 道路情報の提供

(1) 県本部は、必要に応じ、以下の事項に留意して、広域的な道路情報等について警察本部に情報提供する。

- ア 道路施設の被害状況
- イ 孤立集落の発生状況
- ウ 緊急時輸送道路等に基づく輸送経路の設定
- エ 中心市街地等における渋滞の発生

(2) 市町村は、県に準じて、必要に応じ、その所管する地域内における道路等の被害状況について警察本部に情報提供する。

(3) 県及び市町村は、道路等の状況について、関係機関に連絡し、情報を共有する。

2 公安委員会等による交通規制の実施

(1) 交通情報の把握

高速道路交通警察隊長及び警察署長は、速やかに管内の交通事情を把握し、その状況を警察本部（交通部交通規制課）に報告するとともに、関係警察署及び関係機関に必要な事項を通知する。

(2) 標識等の設置

ア 災害対策基本法第76条の規定に基づく規制（公安委員会）

災害対策基本法施行規則第5条に定める標示を設置する。

イ 道路交通法第4条第1項の規定に基づく規制（公安委員会）

「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に定める標識を設置する。

緊急を要するときは、警察官の現場における指示により、道路標識等に相当する交通規制を行うものとする。

ウ 道路交通法第5条第1項及び同法第114条の3の規定に基づく規制（警察署長及び高速道路交通警察隊長）

「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」に定める標識を設置する。

(3) 交通整理

高速道路交通警察隊長及び警察署長は、災害地における交通の混乱を防止するため、交通規制箇所の確保及び必要な地点において交通整理を実施する。

(4) 広報及び連絡

ア 警察本部は、交通規制の実態を把握し、規制の内容及び迂回路線の状況等を関係機関及び一般に周知させるものとする。

イ 災害時における通行の禁止、又は制限が行われたときは、公安委員会は、直ちに、通行禁止等に係る区域又

は道路の区間、その他必要事項を周知させる措置をとらなければならない。

(5) 道路管理者への要請

公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

3 道路管理者による通行の禁止又は制限の実施(道路法第46条の規定に基づく規制)

(1) 交通情報の把握

各県土整備事務所・総合事務所県土整備局は、所轄警察署と連絡を取り、積極的にパトロール等を実施して早期に管内の交通事情を把握し、その状況及び処置を県県土整備部（道路企画課）及び関係警察署に連絡するものとする。

(2) 標識等の設置

道路法第47条の5第1項及び第2項の規定による道路標識を設置する。

(3) 交通誘導

交通規制を実施した際の交通誘導について、必要に応じ県警備業協会と連携を図りながら実施する。

(4) 広報及び連絡

ア 道路管理者は、道路法第46条の規定による規制を実施する場合には、その内容等を当該地域を管轄する警察署長等に通知するものとする。

イ 道路管理者は、交通規制等の情報をホームページに掲載するなどにより、住民等へ回路等の情報提供に努めるものとする。

4 車両の運転者の義務

(1) 道路の区間に係る通行禁止等が行われたときは、車両の運転者は速やかに、当該車両を当該道路の区間以外の場所へ移動すること等をしなければならない。

(2) 区域に係る通行禁止等が行われたときは、車両の運転者は速やかに、当該車両を道路外の場所へ移動すること等をしなければならない。

(3) (1)及び(2)にかかわらず、車両の運転者は警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

5 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等

(1) 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

(2) (1)による措置を命ぜられたものが当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は自らその措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

(3) (1)及び(2)の規定は警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣の自衛官の職務の執行について準用し、当該自衛官は、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

(4) (1)及び(2)の規定は警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員の職務の執行について準用し、消防吏員は、消防機関が使用する消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

(5) 自衛官又は消防吏員は、(3)又は(4)の命令をし、又は措置を取ったときは、直ちにその旨を、当該命令をし、又は措置をとった場所を管轄する警察署長等に通知しなければならない。

(6) 自衛官又は消防吏員が行った処分等に係る損失補償については、県において負担する。

6 国家公安委員会の指示権

国家公安委員会は、災害対策基本法第76条の5の規定に基づき、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、関係都道府県公安委員会に対し、通行禁止等に関する事項について指示することができる。

7 国による総合調整の実施

応援部隊の災害現場への投入を迅速化するため、交通規制や道路啓開等を通じた緊急通行車両の通行の確保などについて、国（非常本部等）が総合調整を行うことに留意する。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 災害時における交通規制の調整

第4章 緊急通行車両の確認

（県危機管理部、警察本部）

第1節 目的

この計画は、緊急交通路の指定及び応急活動に必要な緊急通行車両の確認業務について定めることを目的とする。

第2節 緊急交通路の指定

公安委員会は、県内又は隣接し若しくは近接する府県の地域に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定して、当該緊急通行を行う車両以外の通行を禁止し、又は制限する措置を講じるものとする。

第3節 緊急通行車両の確認

1 確認を行う車両の種類

（1）緊急通行車両

災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両

（2）規制除外車両

緊急通行車両に該当しないが、民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により通行を認めることとなるもの。

2 確認の実施責任者

緊急通行車両の確認は、知事又は公安委員会が行う。

3 確認の手続等

（1）公安委員会

ア 緊急通行車両又は規制除外車両の確認を求めようとする者は、警察本部又は警察署等に緊急通行車両等事前届出済証（規制除外車両の場合は規制除外車両事前届出済証）を提出して行うものとする（事前届出がなされていない事前届出対象車両にあつては緊急通行車両等確認証明申請書及び災害応急対策を実施するために使用する車両であることを証明する書面）。

イ 緊急通行車両又は規制除外車両の確認をしたときは、標章及び緊急通行車両確認証明書（規制除外車両の場合は規制除外車両確認証明書）を、当該緊急通行車両等の使用者に交付するものとする。

ウ 緊急通行車両及び規制除外車両の使用者は、標章を当該緊急通行車両の前面の見やすい箇所に掲示するとともに、証明書を当該車両に備え付けるものとする。

エ 警察署等は、緊急通行車両確認証明書及び標章交付台帳により、標章及び証明書の交付等の状況を警察本部に報告するものとする。

（2）県

ア 県の実施部及び県の応援協定締結機関が行う応急活動のために運行される緊急通行車両であることの確認は、危機管理政策課（県本部設置時は県本部事務局）又は各総合事務所（県民福祉局）（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課）が（1）のア及びイの手続きに準じて標章及び緊急通行車両確認証明書を交付することにより行うものとする。

イ 危機管理政策課（県本部設置時は県本部事務局）及び総合事務所（県民福祉局）（東部圏域においては東部地域振興事務所東部振興課）（支部設置時は支部事務局）は、緊急通行車両確認整理簿により、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付状況を整理し共有する。

第4節 災害救助のために使用する車両の無料措置

1 概要

被災した住民に対する緊急救助活動を迅速に実施するため、高速道路関係事業者の協力を受けて、被災地へ移動する車両に係る有料道路の無料措置を講じるもの。

2 無料措置の手続

（1）県において対象車両、無料措置の期間、対象とする有料道路を選定し、対象とする各高速道路事業者へ無料措置を実施するよう依頼を行う。なお、依頼に当たっては西日本高速道路株式会社を窓口として事前に調整を行うものとする。

（2）県は、高速道路関係事業者の了解が得られ次第、次のとおり周知を図るものとする。

ア 鳥取県内の市町村

イ 各都道府県（当該都道府県内の市町村への周知も依頼する）

ウ 鳥取県社会福祉協議会（ただし災害ボランティア車両を対象とする場合）

3 対象とする車両等の考え方

無料措置について各高速道路関係事業者へ依頼を行う際の条件設定の考え方は次のとおりとする。

(1)対象車両

対象として考えられるものは概ね次のとおりだが、災害の状況及び、本県以外で発生した災害における対応事例などを参考にしながら、必要に応じて被災市町村の意見を聴いて選定するものとする。

なお、災害ボランティア車両については、ボランティアセンターの受入れ体制や支援ニーズ、他県からの受入れの可否などを十分確認することが必要であることに留意を要する。

ア 自治体等からの要請により、被災者の避難所又は被災した県市町村の災害対策本部（物資集積所を含む）への救援物資等を輸送するための車両

イ 自治体等からの要請により、被災地の復旧・復興にあたるための物資、人員等を輸送するための車両

ウ 自治体が災害救援のために使用する車両

エ 災害ボランティア活動であって、被災した自治体等が要請・受入承諾したものに使用する車両

(2)期間

西日本高速道路株式会社との協議の上で設定するものとする。なお、平成28年に発生した鳥取県中部地震の場合は、当初は約1ヶ月間としている。

(3)対象とする有料道路

災害の状況等を踏まえ、必要な道路を設定する。なお、平成28年に発生した鳥取県中部地震の場合は、西日本高速道路株式会社のほか、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社を対象としている。

4 その他の留意点

災害ボランティア車両を対象とする場合には、あらかじめ災害ボランティアセンターから「災害派遣等従事車両証明書に係る災害ボランティア証明書」により承諾を受ける必要があるため、手順等について災害ボランティアセンターの設置組織（市町村社会福祉協議会）と十分協議の上で実施する必要がある。

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項について、本章においては特に該当は無い。

第5章 ヘリコプターの活用

（県危機管理部、県福祉保健部、市町村、警察本部、消防局、自衛隊、大阪航空局、第八管区海上保安本部）

第1節 目的

被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送等について各機関のヘリコプターを有効に活用することを目的とする。

第2節 災害対応するヘリコプターの種類と形態

1 ヘリコプターの活動内容

活動種別	内容	対応可能機関
情報収集活動	ヘリコプターテレビ電送システム等を活用し、被災地の状況等、災害情報の収集	県消防防災航空センター・警察・海上保安庁・自衛隊・民間
救助活動	ホイスト装置等を活用し、地上部隊が接近困難な場所等での救助、救出	県消防防災航空センター・警察・海上保安庁・自衛隊
救急活動	交通遠隔地からの患者搬送、高度医療機関への緊急搬送	県消防防災航空センター・海上保安庁・自衛隊・ドクターヘリ
消火活動	消火バケツ等を活用した空中消火	県消防防災航空センター・自衛隊
人員、物資輸送	医師、看護師、救助隊等の人員輸送及び飲料水、食糧、医薬品等の救援物資輸送	県消防防災航空センター・警察・海上保安庁・自衛隊・民間
その他	ヘリコプターの活用が有効な活動	

2 災害対応するヘリコプターの種類と要請の概要

種別	要請元・要請手順	備考
県消防防災ヘリコプター	県、市町村、消防局	
緊急消防援助隊（消防防災ヘリコプター）	・被災地組合等の長→知事→消防庁長官 ・知事→消防庁長官 ・消防庁長官による出動の求め又は指示（消防庁長官が各地方公共団体へ求め又は指示）	地上部隊も含めた応援を要請する場合
大規模特殊災害時における広域航空消防応援（消防防災ヘリコプター）	被災地組合等の長→知事→消防庁長官（実務では、要請側と応援側が直接連絡）「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」による。	消防防災ヘリコプターのみでの応援を要請する場合
広域警察航空隊	県公安委員会→他都道府県公安委員会	
警察本部航空隊ヘリコプター	知事→警察本部長	
海上保安庁ヘリコプター	知事→第八管区海上保安本部長	
自衛隊ヘリコプター	知事→第8普通科連隊長等	災害派遣
関西広域連合ドクターヘリ	鳥取県→関西広域連合広域医療局	広域災害時のドクターヘリ運航に係る要領による関西広域連合管内共通の運用
中国地方5県ドクターヘリ	鳥取県→島根県・岡山県・広島県・山口県→基地病院	中国地方5県ドクターヘリ広域連携に係る基本協定による災害時の広域的運用
民間ヘリコプター		ドクターヘリ 災害対応機関チャーター機

3 主な災害対応ヘリコプター等の概要

県内に常駐するヘリコプターは、鳥取県消防防災航空隊（1機）、鳥取県警察航空隊（1機）、第八管区海上保安本部美保航空基地（2機、なお、固定翼機も2機保有）、鳥取県ドクターヘリ（1機）の計5機である。

詳細については、資料編参照のこと。

（1）鳥取県消防防災ヘリコプター「だいせん」

ア 運航規程

- ・鳥取県消防防災ヘリコプター運航管理要綱
- ・鳥取県消防防災ヘリコプターの緊急運航に関する取扱要領

イ 運航体制

- （ア）常駐基地 鳥取空港内（消防防災航空センター）
- （イ）活動日 365日（定期検査、点検整備の期間を除く）

(ウ)運航時間 緊急時においては、日の出から日没まで。ただし大規模災害時において、総括管理者が特に必要と認める場合は夜間における災害応急対策活動（赤外線カメラによるヘリテレ映像の配信等）を行う。
（市街地及び海岸線の地域に限る）

(エ)消防防災ヘリコプターに関する協定

- ・ 県と県内の広域行政管理組合等との間で航空消防活動に関する支援について「鳥取県航空消防支援協定」を締結。
- ・ ヘリコプターの点検整備等の運航不能時における相互応援について「鳥取県と島根県の消防防災ヘリコプター運航不能期間等における相互応援協定」、「兵庫県と鳥取県の消防防災ヘリコプター相互応援協定」及び「中国五県消防防災ヘリコプター相互応援協定」を締結している。

ウ 活動

県は、消防防災ヘリコプターを用いて、以下の活動を行う。

(ア)航空消防支援

県は、災害等が発生した地域を管轄する消防局、市町村からの支援要請、又は自らの判断により、次の活動を行う。なお、活動に当たっては、航空機を保有する関係機関と連携をとるものとする。

- | | |
|-----------------------|----------|
| a 災害応急対策活動（情報収集伝達を含む） | b 火災防御活動 |
| c 救急活動 | d 救助活動 |

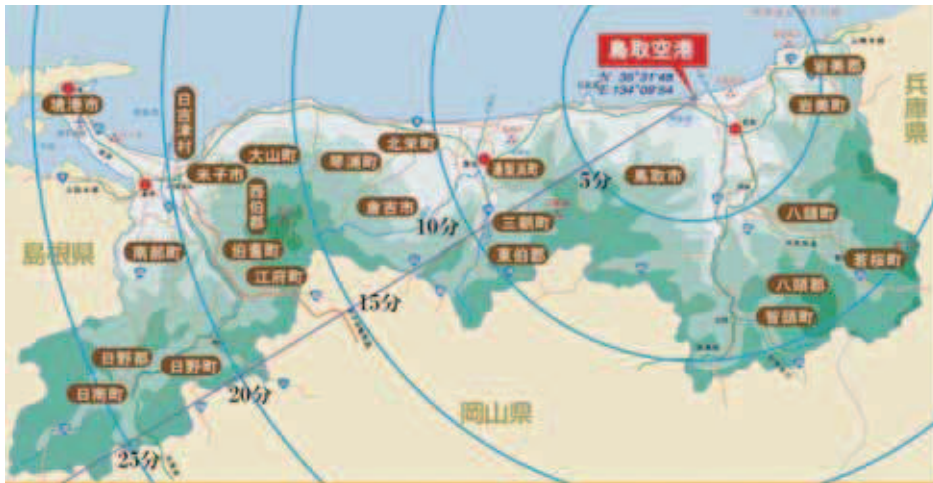
(イ)緊急消防援助隊（航空小隊）

出動要請、受援計画は第4部第4章「消防活動」参照。

(ウ)大規模特殊災害時における広域航空消防応援

- ・ 他の都道府県の消防防災ヘリコプターによる応援を求めるもの。
- ・ 大規模特殊災害のうち地上部隊の応援を必要としない場合に適用される。
- ・ 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき実施される。

【参考】ヘリコプターによる県内各地への所要時間（巡航速度 250km/h の場合）



第3節 ヘリコプターの受援体制

1 鳥取県航空運用調整会議

- (1)平時においては、「ヘリコプター災害対策活動計画」及び「ヘリコプター安全運航確保計画」の策定、見直し等を実施。
- (2)大規模災害発生時においては、ヘリコプター運用調整班に関係職員を派遣し、効率的な防災活動を支援。

2 航空運用調整班

- (1)各機関の災害対応航空機（無人航空機を含む。本項目において以下同じ）が活動する場合、効果的な活動と航空安全の確保を目的に、必要に応じ県災害対策本部内に設置する。
- (2)県災害対策本部からの航空機の活動要請に対して、対応機関、離着陸場、燃料補給等、必要な調整を実施する。
- (3)輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて航空運用調整班は国（国土交通省）に対して緊急用務空域の指定を依頼する。

<想定される業務>

- ・ 自衛隊による局地情報提供に関する調整
- ・ 国（国土交通省）に対する緊急用務空域の指定依頼
（指定された際には無人航空機の飛行許可申請に係る調整）

3 緊急消防援助隊航空小隊の受援体制

鳥取県緊急消防援助隊航空小隊受援計画を参照。

4 ヘリコプター離着陸場

(1) 選定上の留意点

ヘリコプター離着陸場は、資料編「ヘリコプター離着陸場一覧」及び次の事項を参考に選定する。

(2) ヘリコプター活動拠点の種別

種別	選定基準	選定場所
ヘリベース	災害の終始を通じて、緊急消防援助隊航空小隊の運用に関する指揮を実施し、かつ駐機、給油、装備、整備及び宿泊（近隣宿泊を含む）が可能な拠点及び航空小隊の進出拠点（集結場所）。	鳥取空港（使用不可又は遠隔地の場合は米子空港）
フォワードベース	被災地近傍の場外離着陸場等で、ヘリベースに都度帰投することなく航空活動を安全かつ効果的に継続することを目的として設置する離着陸、給油、人員の乗降機、装備・物資等の積み降ろしが可能な拠点。	ヤマタスポーツパークサブグラウンド 東郷湖羽合臨海公園多目的広場 鳥取県消防学校
ランディングポイント	ヘリベース、フォワードベース以外で救助者や緊急物資の陸上部隊引継ぎなどの災害対応のための離着陸を行う地点。	原則として「ヘリコプター離着陸場一覧」の中から選定する。
孤立地区からの避難者搬送先（治療を必要としない要救助者の搬送先）	近くに体育館等一時的な受入れ施設がある場所。	ヤマタスポーツパークサブグラウンド 鳥取県消防学校など
救急患者の搬送先 病院間搬送の搬出元	病院の屋上又は敷地内で、患者の搬入、搬出に救急車を必要としない場所が望ましい。	県立中央病院・厚生病院・智頭病院・鳥大医学部附属病院
消火活動時	ヘリコプター給水場所付近で、ヘリコプターが消火バケツ等取り付け可能な場所。	原則として「ヘリコプター離着陸場一覧」の中から選定する。
救援物資の搬送先	物資が大量の場合は大型ヘリが着陸可能な場所、孤立地区の場合は地区毎に選定。	原則として「ヘリコプター離着陸場一覧」の中から選定する。

5 燃料補給体制

- ・多数機集結時、空港の燃料補給車だけでは間に合わないため、ヘリコプターの乗員で補給可能なドラム燃料による燃料補給体制を構築する。
- ・緊急消防援助隊が出動した場合は、「大規模災害時における航空燃料の供給及び輸送等の協力に関する協定」に基づき燃料の手配を実施する。また、必要に応じ、消防防災ヘリコプターの燃料補給に関する輸送体制の構築を総務省消防庁に依頼する。
- ・自衛隊ヘリコプターは燃料の種類が違うため、自衛隊施設及び補給部隊からの燃料補給を原則とする。（参考）海上保安庁ヘリコプターは、ヘリコプター搭載型巡視船での燃料補給も可能。

第4節 ヘリコプター活用の留意事項

1 ヘリコプターの特性

(1) 機動性

- ・空中停止（ホバリング）ができる。
- ・通常、鳥取空港から米子空港まで30分程度で飛行できる。

(2) 物資搬送

- ・機内搭載及び機外に吊下げての輸送が可能。
- ・輸送重量等により給油量を調整するため作業内容によって飛行可能時間が異なる。
- ・物品の重量、容積、形状等によっては、輸送できないものもある。
- ・鳥取防災機の場合の輸送重量と飛行時間の例。
輸送量 1,200Kg の場合、飛行可能時間 15分
輸送量 570Kg の場合、飛行可能時間 120分

(3) 活動時間（県消防防災ヘリの場合）

- ・2時間程度で給油が必要。（1時間で約520リットルの燃料を消費）

(4) 運航不能期間等

- ・県消防防災ヘリの場合、定期点検等のため年間60日程度の運航不能期間がある。
- ・強風、視界不良等で運航不能な場合がある。
- ・夜間運航の可否は各機関の運航規程、機体装備等により異なるが、空港間の人員搬送、物資搬送、市街地及び

海岸線の地域における高い高度からの情報収集等に限定される。

- (5) 任務ごとに装備、搭載資器材の変更や燃料調整（重量調整）が必要。
- (6) ダウンウォッシュ（吹き下ろしの強風）があるため危害防止が必要。
- (7) ホイスト装置（ワイヤーケーブル巻上装置）又は機体フックを装備している機体は、着陸不可能でも人員、物資を地上へ降下させることができる。
- (8) 着陸場所には、機体の大きさ以上の空間と整地された接地面が必要。

2 ヘリコプター要請時の留意点

- ・ 応援機が必要最低限の装備、積載品となるように極力任務内容を絞り込む。
- ・ 消火活動は自己給水を原則とし、消火バケツ吊下げ機、消火タンク取付機別に水利、火災規模に応じた機数で班編成する。なお同一班のうち1機は給油中の機体として機数算定する。
- ・ 救急活動は現場救急の他、多数傷病者により医療機関が満床となった場合の転院搬送機も確保する。また県外（非被災地）への広域搬送は、空港までをヘリコプター、空港間を固定翼機など効率的な搬送システムを構築する。

3 ヘリコプター運用時の留意点

- ・ 装備、機体特性を考慮し、任務内容に適した機体を選定する。
- ・ 任務内容に応じた集中運用、分散運用を適切に区分する。
- ・ 市街地等限定された空域での活動は、河川、鉄道、幹線道路などヘリコプターから視認可能な目標により活動エリアを設定する。
- ・ 2地点間のピストン輸送等、同一経路を多数機が飛行する場合は、海岸線、河川などを目標に往路、復路のコースを指定する。（航空機の基本は右側通行）

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項について、本章においては特に該当は無い。

災害応急対策編（共通）

第8部

食糧・物資調達供給計画

第1章 食糧の供給

（農林水産省、県危機管理部、県商工労働部、県農林水産部、県生活環境部）

第1節 目的

この計画は、被災地における被災者及び災害応急対策実動隊員等に炊き出し又は現物で給与し若しくは供給する食糧について、必要な食糧の確保とその確実な供給を期することを目的とする。

第2節 実施主体

- 1 被災した住民への食糧の供給は、市町村が行う。
- 2 当該市町村だけではその実施が困難な場合は、県が供給を支援する。
- 3 発災直後から市町村の食糧供給が開始されるまでの間は、住民自らの備蓄食糧による対応に努める。

第3節 供給の実施及び供給に当たっての留意事項

1 食糧の供給に係る主な流れ

- (1) 備蓄食糧の供給
- (2) 不足分に係る供給要請
- (3) 輸送
- (4) 配分、炊き出し

2 備蓄食糧の供給

- (1) 市町村は、自ら備蓄する食糧を被災者に対し可能な限りニーズに応じて供給・配分するとともに市町村内（集積場所、一時保管場所から避難所など）の配分体制を整備するものとする。
- (2) 県（危機管理部又は県本部事務局）は、被災地外の市町村と連携して備蓄している食糧について、被災地の状況及びニーズを考慮の上、供給先等を調整して配分するものとする。その際、事態に照らし緊急を要し、市町村の状況把握が困難で市町村からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待つことなく、市町村に対し食糧を輸送するものとする。
- (3) 食糧の供給に当たっては、避難所以外の住民（在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等）についても留意する。

3 不足分に係る供給要請、調達

県（県本部）は、県内市町村の備蓄食糧だけでは対応できない場合には、次により供給要請の連絡調整を行うものとする。

(1) 供給対象者数の確認

県（危機管理部又は県本部事務局）は、各市町村からの避難者数等の情報をもとに、供給対象者数を概算する。

(2) 県（農林水産部・生活環境部）は、「災害時における生活関連物資の調達に関する協定」を締結している事業者等と連絡調整を図り、供給能力の把握に努める。

(3) 供給食糧の品目及び数量の決定

ア 県（危機管理部又は県本部事務局）は、関係機関と連絡調整を行い、供給する食糧の品目及び必要数を決定する。

イ 供給する食糧は、弁当、おにぎり、米穀、パン（調理パン）、インスタント食品、レトルト食品、乾パンなどから、被災地の実情に応じて選定する。この際、粉ミルク及び離乳食（アレルギー対応食品を含む）、お粥等のやわらかい食品など、要配慮者の態様に応じた食糧の供給に努める。

ウ 情報が得られない市町村分については、県職員を派遣するなどして情報の入手に努める。

エ 時機を失することなく初動期の食糧調達を行うためには、迅速に調達先及び必要数量を決定した上で発注を行う必要があるため、必要に応じて見込み数量により発注を行うものとする。

(4) 供給に係る優先度決定

供給数量が必要数に満たない場合には、供給の緊急度、優先度を勘案しつつ決定するものとする。

(5) 供給食糧の調達

ア 県（農林水産部・生活環境部）は、(3)により決定された食糧の品目及び数量について、協定を締結している事業者等から食糧の調達を行う。

イ なお、必要に応じて、以下の調達を行う。

(ア) 相互応援協定を締結している各県に対し、食糧の供給を依頼する。

(イ) 災害救助法が適用され、必要となる場合において、農林水産省農産局農産政策部貿易業務課に対し、災害救助用米穀等の供給を要請する。

a 市町村長は、各総合事務所農林局（東部圏域においては東部農林事務所）を通じ、県に米穀等の必要数量を報告する。

b 市町村長は、通信等の途絶により県と連絡できない場合は、直接農林水産省農産局農産政策部貿易業

務課に供給を要請するものとし、事後速やかに県に報告するものとする。

農林水産省農産局農産政策部貿易 業務課の連絡先	電話番号 03-6744-1353／ファクシミリ 03-6744-1391
----------------------------	---------------------------------------

(6) 輸送先、引受責任者等の周知確認

ア 県（危機管理部又は県本部事務局）は、供給食糧の品目、数量、供給先、供給予定日時を市町村に周知する。

イ 県（危機管理部又は県本部事務局）は、各市町村に対し、輸送先ごとの引受責任者を確認する。

(7) 一時集積（保管）場所の決定

避難所とは別に、食糧の一時的な引受場所を設けて供給を実施することが効果的である場合には、県（県本部）は、当該一時集積場所をあらかじめ定め、その旨を市町村に周知する。

4 輸送

(1) 輸送実施者

ア 食糧の輸送は、事情の許す限り当該食糧を供給する者に依頼することとする。

イ この場合において、県（農林水産部・生活環境部）は、輸送日時、輸送先、輸送経路や交通規制に係る情報、引受責任者を輸送実施者に対し連絡し、輸送の円滑な実施を図る。

ウ 県（危機管理部又は県本部事務局）又は県警察本部は、必要に応じ、緊急通行車両の標章を発行する。（第7部第4章「緊急通行車両の確認」を参照）

エ ただし、食糧を供給する者による輸送対応が困難な場合には、県が輸送する。

(2) 引受要員の確保

県（危機管理部又は県本部事務局）は、市町村に対し、引受要員の選定・確保を依頼する。市町村が実施できないときは、県職員を派遣するなどして要員の確保にあたる。

(3) 集積場所の確保

県又は市町村は、当該食糧の引受のためのスペースを確保する。

(4) 一時保管

当該食糧を、避難所等に対し即時供給する必要がない場合、又は中継のため一時保管しておく必要がある場合には、保管のための人員及び消費期限等を考慮しつつ保管するものとする。

(5) 他の輸送物資との関係

市町村の要望する物資を効率的に輸送するために、食糧と他の生活関連物資等と併せて輸送することが適当な場合は、合送するものとする。

(6) 県外の広域物流輸送拠点（0次物資拠点）の活用

大規模な災害により、県外からの広域的な物資輸送等が必要となった場合、県は県外の物流事業者等と締結している協定に基づき、県外の物流拠点（0次物資拠点）を活用した物資輸送等を県外の物流事業者に要請する。

5 配分、炊き出し

(1) 配分に係る体制の配置

市町村は、避難所等におけるそれぞれの配分責任者をあらかじめ選定しておくなど市町村内（集積場所、一時保管場所から避難所など）の配分体制を整備する。

県は、当該市町村のみでは実施が困難な場合は、職員を派遣するなどして市町村を支援する。

(2) 炊き出し要員の確保（市町村職員、ボランティア、日赤、自衛隊等）

市町村は、炊き出しを実施する場合には、自主防災組織、ボランティアや日赤等の支援を考慮して当該炊き出しのための人員を確保する。

(3) 配分、炊き出し等の住民等への周知

市町村は、食糧の配分や炊き出しを実施する場合には、当該地区住民に対象となる旨を周知する。

また、市町村は、食糧の配分や炊き出しにあたり、食物アレルギーの配慮に努めるものとする。

(4) 要配慮者への優先配分

配分にあたっては、要配慮者に対し、当該食糧が行き渡らないことがないよう特に留意するものとする。

(5) 自衛隊への支援要請

県又は市町村は、必要に応じて、自衛隊への炊き出し支援を要請する。（災害派遣の要請については、第4部第7章「自衛隊の災害派遣要請」を参照。）

6 供給食糧の衛生管理等

市町村は、供給食糧について、衛生状態に充分留意して管理するものとする。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 住民への食糧の供給

(1) 備蓄食糧の供給

- (2) 不足分に係る供給要請
- (3) 食糧の集積・配分

第2章 生活関連物資の供給

（県危機管理部、県生活環境部、県商工労働部）

第1節 目的

この計画は、被災者に対し供給する被服、寝具その他生活関連物資（以下この章において「救助物資」という。）の確保に努めるとともに、これの適正な給与又は貸与を実施することを目的とする。

第2節 実施主体

- 1 救助物資の給与又は貸与の実施は、市町村が行う。
- 2 当該市町村だけではその実施が困難な場合は、県が供給を支援する。
- 3 災害発生直後から救助物資の供給が開始されるまでの間は、住民自らの備蓄物資による対応に努める。

第3節 救助物資の確保、調達及び配分の措置

1 救助物資の供給に係る主な流れ

- (1) 備蓄物資の供給
- (2) 不足分に係る供給要請、調達
- (3) 輸送、配分及び保管
- (4) 緊急調査及び監視

2 備蓄物資の供給、配分

- (1) 市町村は、自ら備蓄する救助物資を被災者に対し供給・配分するとともに市町村内（集積場所、一時保管場所から避難所など）の配分体制を整備するものとする。この際、避難所以外の住民（在宅での避難者、応急仮設住宅として給与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等）についても留意する。
- (2) 県（県本部）は、被災地外の市町村と連携して備蓄している救助物資について、被災地の状況及びニーズを考慮の上、供給先等を調整して配分するものとする（下表を参考のこと）。その際、事態に照らし緊急を要し、市町村の状況把握が困難で市町村からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待つことなく、市町村に対し物資を輸送するものとする。

3 不足分に係る供給要請、調達、配分

県（県本部）は、県内市町村の備蓄物資だけでは対応できない場合には、次により供給要請の連絡調整を行うものとする。

(1) 供給対象者数の確認

県（危機管理部又は県本部事務局）は、各市町村からの避難者数等の情報をもとに、供給対象者数を概算する。

(2) 供給能力の把握

県（生活環境部）は、「災害時における生活関連物資の調達に関する協定」を締結している事業者等と連絡調整を図り、供給能力の把握に努める。

(3) 救助物資の品目及び数量の決定

県（危機管理部又は県本部事務局）は、関係機関との連絡調整を行い、供給する被服・寝具・その他生活関連物資の品目及び必要数を決定する。

情報が得られない市町村分については、県職員を派遣するなどして情報の入手に努める。

(4) 供給に係る優先度決定

供給数量が必要数に満たない場合には、供給の緊急度、優先度を勘案しつつ決定するものとする。

(5) 調達先の決定

ア 県（生活環境部）は、(3)により決定された食糧の品目及び数量について、協定を締結している事業者等から物資の調達を行う。

イ なお、必要に応じて、協定を締結している事業者の例により、相互応援協定を締結している各県に対し、救助物資の供給を依頼する。

4 輸送

(1) 集積場所の確保

県（危機管理部又は県本部事務局）及び市町村は、救助物資の引受のためにあらかじめ定めた集積場所を確保する。

(2) 輸送実施者

ア 救助物資の輸送は、事情の許す限り当該物資を供給する者に依頼し、集積場所まで直接輸送することを基本とする。

イ この場合において、県（生活環境部）は、輸送日時、輸送先、輸送経路や交通規制に係る情報、引受責任者を輸送実施者に対し連絡し、輸送の円滑な実施を図る。

ウ 県（危機管理部又は県本部事務局）又は警察本部は、必要に応じ、緊急通行車両の標章を発行する。（第7部第4章「緊急通行車両の確認」を参照）

エ ただし、物資を供給する者による集積場所までの輸送対応が困難な場合には、県が輸送する。

(3) 引受要員の確保

県（危機管理部又は県本部事務局）は、市町村に対し、引受要員の選定・確保を依頼する。市町村が実施で

きないときは、県職員を派遣するなどして要員を確保する。

(4) 他の輸送物資との関係

市町村の要望する物資を効率的に輸送するために、食糧と他の生活関連物資等と併せて輸送することが適当な場合は、合送するものとする。

(5) 県外の広域物流輸送拠点（0次物資拠点）の活用

大規模な災害により、県外からの広域的な物資輸送等が必要となった場合、県は県外の物流事業者等と締結している協定に基づき、県外の物流拠点（0次物資拠点）を活用した物資輸送等を県外の物流事業者に要請する。

5 保管

(1) 県及び市町村は、救助物資を、避難所等に対し即時供給する必要がない場合、又は中継のため必要がある場合には、輸送拠点等に一時保管するものとする。

(2) 県及び市町村は、救助物資の引継ぎを受け配分するまでの間は、保管場所の選定、警備等十分な配意をするものとする。

(3) 被災者に対して配分した後の残余救助物資についても前項と同様とし、県の指示によって処置するものとする。

6 緊急調査及び監視等

(1) 県（生活環境部）は、災害時の便乗値上げ等の価格高騰を防止するための緊急調査及び価格監視を行う。

(2) 物価監視を行った結果により、価格の高騰又は供給不足が生じて県民生活に悪影響が生じるおそれがあると判断した場合、県は必要に応じて関連法令に基づき適切な措置を講じるものとする。

- ・生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）に基づく対象物資の指定に関する国への要請など
- ・国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）に基づく対象物資の指定に関する国への要請など

（参考）災害時の物資ニーズの目安（食糧、生活関連物資等）

必要時期	需要	必要物資（共通）	地震災害	水災害	その他
発災当日	高	非常食（乾パン、アルファ化米）、粉ミルク、ほ乳瓶、飲料水、ろ水機、医薬品、生理用品、紙おむつ、ティッシュペーパー、タオル、毛布、ラジオ、懐中電灯、乾電池、ろうそく、ライター、携帯トイレ、仮設トイレ、トイレットペーパー、ゴミ袋、カセットコンロ	テント、発電機、投光器		* 冬季 暖房機器、燃料
	中	暖房機器、燃料、石油ポンプ		土のう	
	低	筆記用具			
2～3日目	高	食料品（弁当、おにぎり、柔らかい食事）、粉ミルク、飲料水、医薬品、生理用品、紙おむつ、ティッシュペーパー、タオル、雑巾、毛布、携帯トイレ、仮設トイレ、トイレットペーパー、ガムテープ、ロープ、ゴミ袋、軍手、ゴム手袋、簡易ベッド、ついたて	防水シート、運搬機器（リヤカー、乳母車、一輪車）、懐中電灯、乾電池、ろうそく、ライター、衣類、靴	雨具、長靴、清掃用具、水切り用具、スコップ、ポリバケツ、寝具	* 冬季 暖房機器、燃料 * 夏季 冷房機器、反射シート * 出水季 防水シート
	中	暖房機器、燃料、石油ポンプ、洗面具（洗面器、歯ブラシ）、防塵マスク	食器類、貯水容器	消毒剤、消臭剤	
	低	筆記用具	住宅地図		
4日目以降	高	食料品（炊き出し、弁当、おにぎり、柔らかい食事）、粉ミルク、飲料水、医薬品、生理用品、紙おむつ、ティッシュペーパー、タオル、雑巾、トイレットペーパー、ガムテープ、ゴミ袋、軍手、ゴム手袋	防水シート、運搬機器（リヤカー、乳母車、一輪車）、仮設トイレ、携帯トイレ、ロープ	携帯トイレ、清掃用具、水切り用具、スコップ、ポリバケツ、寝具	
	中	洗面具（洗面器、歯ブラシ）、防塵マスク、燃料	食器類、貯水容器	消毒剤、消臭剤	
	低	衛生用品（石けん、シャンプー、爪切り、洗剤）、筆記用具	調味料、調理器具、衣類、靴、毛布、扇風機		

* 季節や天候等の条件によって、ニーズが異なるため注意すること。

* 要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いにも配慮すること。

* 地震時にはがれき処理、風水害時には汚泥処理等、住居の復旧のために必要な物資に留意すること。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下

のとおりである。

1 住民への救助物資の供給

- (1) 備蓄物資の供出
- (2) 不足分に係る供給要請
- (3) 救助物資の集積・配分

第3章 飲料水の供給

（県生活環境部、県商工労働部）

第1節 目的

この計画は、災害のため飲料水等が枯渇し、又は汚染されて現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、関係機関の協力のもとに飲料水等の供給を図ることを目的とする。

第2節 実施主体

被災者に対する飲料水の供給の実施は、市町村が行う。ただし、当該市町村だけではその実施が困難な場合は、県が供給を支援する。

第3節 飲料水の確保、調達及び配分の措置

1 飲料水の確保

市町村は、概ね次の方法により飲料水を供給し、又は確保するものとする。

ただし、一時的な断水や給水制限があった場合を除いては、長期的かつ大量の飲料水の供給が必要となり、自己調達のみでは対応が困難であることが予想されるため、早急に応援要請の是非を検討し、応援要請から応援実施までに要する時間を勘案の上、必要に応じて早期に応援要請を行うものとする。

- (1) ボトルウォーターを供給する。（備蓄品を優先配布）
- (2) 災害用給水袋を配布する。（備蓄品又は調達品）
- (3) 被災地に近い水源地から給水車又は給水タンク等により運搬供給する。
- (4) 可搬式浄水器の浄水等により、飲料水を確保する。
- (5) 災害対応自動販売機を設置している場合は、災害時モードに切り替え、飲料水を無償提供する。

2 不足分に係る供給要請、調達

県（生活環境部）は、市町村から飲料水の供給について応援要請があったとき、又は緊急時においては、次の方法により飲料水の供給を実施し、計画的な給水を行うよう応援するものとする。

より具体的な給水応援計画は、県（生活環境部）が定める「地震時における水道の応急対策行動指針」（資料編を参照）に基づいて実施する。

- (1) 自衛隊への給水支援を要請する。
- (2) ボトルウォーターの調達を行う。
- (3) 各県に対し、飲料水の調達について応援の要請をする。
- (4) 応援給水が円滑に行えるよう、隣接市町村など各要請機関との調整を行う。
- (5) 給水用機械器具等を調達し、又はこれらを所有する機関（県内市町村、他の都道府県等）に要請する。

3 留意点等

- (1) 飲料水が汚染されたと認められるときは、浄水装置等により浄水して供給する。
- (2) 飲料水に防疫その他衛生上浄水の必要があるときは、消毒剤等により適切に処理する。
- (3) 住民に対して節水の励行を呼びかける。
- (4) 県及びその他関係機関と連携し、上水道の早期復旧を図る。
- (5) 水の供給は、可能な限り、要配慮者、避難所、医療施設、福祉施設に優先して供給するものとする。
- (6) 飲料水の供給に当たっては、避難所以外の住民についても留意する。

第4節 その他の水の供給

飲料に供しない水の供給については、その用途に応じ、飲料水の供給方法の準用・井戸水、河川、湖沼の水の利用等により行う。（用途の例）医療、清拭、洗顔、洗濯、トイレ排水等

第5節 広報

給水を実施する場合には、県及び市町村、その他関係機関で連携して給水場所及び時間等について広報を実施する。

第6節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 住民への飲料水の供給

- (1) 備蓄飲料水の供給
- (2) 不足分に係る供給要請
- (3) 飲料水の集積・配分

災害応急対策編（共通）

第9部

保健衛生対策計画

第1章 トイレ対策

（県危機管理部、県生活環境部）

第1節 目的

この計画は、災害発生時における被災者のトイレ確保について定めることを目的とする。

- (1) 仮設トイレの設置、維持
- (2) 携帯トイレの配付
- (3) 既存トイレの復旧、維持

*以下、本章及び災害予防編第9部第1章「トイレ確保体制の整備」において、次のとおり記載する。

仮設トイレ：設置工事を伴うトイレ（又は比較的大型な可搬式のトイレ）で、バキュームカーによるくみ取りの必要があるもの。【例：イベント用レンタルトイレ等】

マンホールトイレ：防災拠点及び避難所周辺に設置するマンホール一体型のトイレで、バキュームカーによるくみ取りの必要がないもの。

携帯トイレ：小型の据え置きトイレで、バキュームカーによるくみ取りの必要がないもの。【例：医療用ポータブルトイレ】

又は、携帯可能な蓄便袋の類【例：カー用品の蓄便袋】

既存トイレ：災害発生前から住居、公共施設等に設置されているトイレ設備。

第2節 トイレ対策の留意点

トイレ対策の実施責任者は、次の点に留意して対策を講ずるものとする。

1 迅速な初動対応

トイレの確保は、被災直後から直ちに必要になるため、被災状況等を見極め、早急に応急対策を行うものとする。

2 対応窓口の一本化

トイレ対策は多岐にわたり、状況に応じてとるべき対応が異なることに留意する。

また、複数の手段を複合的に行うため、対策の総合調整を行う窓口を設けるものとする。

3 予見に基づく準備

物資の調達や、応援の要請を行う場合、相当の日数を要する可能性があるため、今後必要となる措置をあらかじめ想定し、早期にその対策を講ずるものとする。

特に仮設トイレや携帯トイレについては、風水害等による浸水予測や地震・津波の被害想定（震災対策編第1部第2章「被害想定」）等を踏まえた必要数量を平時から把握し、その調達体制を整えておくものとする。その際、避難所に避難する者以外の被災者が必要とするトイレの数量についても勘案する必要がある。

また、計画的にし尿収集が実施できるよう、現地の状況や処理場の処理能力等を十分に把握し、必要となる応援要請を早期に講ずるものとする。

4 複数手段の活用

特に初動段階では、物資等が不足して十分な対応をとることが困難である。

隙間のない対策を行うため、複数の手段を補完的に行い、その効果を高めるものとする。

5 既存トイレの早期復旧

使用不能な状態にある既存トイレの機能を回復させることで、トイレ対策は順次解決していくため、できる限り早急に既存トイレを復旧させるものとする。（水引き後間もなくのくみ取り収集等）

6 利用者への配慮

非常時ではあるが、できる限り利用者のプライバシーを尊重した対策に努めるものとする。

(1) 男女別のトイレの確保及び設置

(2) 高齢者・障がい者などの要配慮者への対応や、雨天時あるいは夜間に安心して利用できる周辺整備等への配慮

第3節 実施責任

1 被災地のし尿の収集及び処理は市町村が実施するものとする。

2 仮設トイレ及びマンホールトイレの設置は、県が保有するものは県が行い、それ以外（協定により確保するレンタルトイレ等）は市町村が行う。

3 携帯トイレの調達及び配付は、市町村が実施するものとする。

4 市町村が実施する業務について、当該市町村のみで処理することが困難な場合は、県又は県内外の市町村に応援を要請するものとする。

この場合において、災害の規模等に照らし、県は直ちに支援準備に着手し、応援要請の要否を確認しながら支援するものとする。

第4節 応援を求める手続き

1 し尿処理の応援

(1) 市町村がし尿処理の応援を求めるときは、次の事項を明らかにするものとする。

- ア 処理が所要な地域
- イ 期間
- ウ 応援を求める人員、機材
- エ 応援を求める業務の範囲
- オ その他参考事項

(2) 県は、応援を求められたときは、直ちにし尿処理業務の実施について被災地域外の市町村に応援を要請するとともに、あらかじめ協定を締結している廃棄物関係団体に対し協力要請を行い、関係市町村を加えた三者間で協議・調整を行いながら、し尿処理業者のあっせん等により必要な処理体制を構築するものとする。

2 仮設トイレ、携帯トイレ調達の応援

(1) 市町村が仮設トイレ設置の応援を求めるときは、次の事項を明らかにするものとする。

- ア 設置予定地域
- イ 設置予定期間
- ウ 必要な台数又は使用する人数
- エ その他参考事項

(2) 市町村が携帯トイレ調達の応援を求めるときは、次の事項を明らかにするものとする。

- ア 配付予定地域
- イ 配付予定期間
- ウ 必要な個数又は必要な人数
- エ その他参考事項

(3) 県は、応援を求められたときは、直ちに次のとおり必要な措置を講ずることとする。

なお、救助物資の輸送は、事情の許す限り当該物資調達先に依頼し、当該物資調達先に依頼できないときは、第7部第1章「緊急輸送の実施」の定めるところにより輸送する。

- ア 被災地域外の市町村に対する応援の要請
- イ 他都道府県に対する応援の要請
- ウ 仮設トイレの貸し出しが可能な業者への応援の要請（仮設トイレ設置の場合）
- エ 携帯トイレの提供が可能な業者への対応要請（携帯トイレ配布の場合）

第5節 し尿処理の実施方法

1 実施組織

市町村は、し尿の処理を要する地域、数量等に応じ、民間処理業者への委託又は雇い上げ等により、し尿処理班を編成するものとする。

2 収集及び処理の方法

(1) し尿の処理は、原則としてし尿処理場で行うものとする。

(2) し尿処理場が機能しないとき等、やむを得ない場合は、市町村は環境衛生上支障のない方法でし尿処理を行うものとする。

(3) 市町村は、(2)の場合に備えて、下水道管理者等の関係者と協議の上、これらの処理方法、予定場所、防疫用薬品の調達計画をあらかじめ定めておくものとする。

(4) 市町村は、水道や下水道の被害状況、避難所の開設状況、仮設トイレ及びマンホールトイレの設置状況等を把握し、できる限り効率的かつ衛生的な収集及び処理を行う。

第6節 仮設トイレの設置及び維持管理の方法

1 設置の基準

(1) 市町村は、避難所の生活者数、ライフラインの支障の程度、下水道普及率等に応じた仮設トイレの必要数量を平素から定めておく。

(2) 仮設トイレの設置の必要が生じた場合、市町村は、前項で定めた必要数量を元に、仮設トイレの設置計画を決定する。

(3) 設置後の簡易な清掃等の日常的な維持管理については、できる限り避難所の生活者が自ら行い、円滑なトイレの使用ができるよう協力を求めるものとする。

2 市町村が行う応急対応

(1) 市町村は、避難所開設等に伴う仮設トイレの設置を、避難所の立地条件等を考慮して行うものとする。

仮設トイレの設置に当たっては、避難所の規模、立地条件、上水道等の環境に対する影響等を勘案の上、被災地のニーズに応じて設置場所を定めるものとする。

また、し尿収集等、設置後の維持管理に支障が生じない場所を選定するものとする。

(2) 市町村は、仮設トイレを地下水等が汚染しないような場所を選定して設計し、閉鎖に当たっては消毒実施後に埋没するものとする。

- (3) 市町村は、被災地のニーズに応じ仮設トイレを確保し、避難所に配置する。
- (4) 市町村は、仮設トイレに必要なとなる消耗品の配布を行う。

3 県が行う応急対応

- (1) 県（生活環境部）は、被災市町村と連絡調整を図り、県が保有する仮設トイレを設置する市町村を決定するものとする。なお、仮設トイレを設置する具体的な場所は、被災地のニーズに応じて市町村が決定する。
- (2) 県が保有する仮設トイレの輸送は、第7部第1章「緊急輸送の実施」により行う。

第7節 携帯トイレの配付及び調達の方法

1 市町村が行う応急対応

- (1) 被災の状況に応じ、避難所等において携帯トイレの配布を行うものとする。
- (2) 被災の状況に応じ、既存トイレが使用不能な住民に対しても携帯トイレの配布を行うものとする。
- (3) 市町村は、携帯トイレに必要なとなる消耗品の配布を行う。
- (4) 市町村は、必要に応じて避難所以外のトイレが使用できない被災者への蓄便袋等を配布する。
- (5) 収集した蓄便袋等については、各市町村の分別の区分に従い、市町村が処理する。

2 県が行う応急対応

市町村の要請に応じて、不足する携帯トイレを確保する。

第8節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 災害発生時のトイレ確保対策の実施
- 2 地域内のトイレ設置状況のマップ化（トイレマップ）の推進
- 3 被災地のし尿収集及び処理
- 4 仮設トイレ及びマンホールトイレの設置
- 5 携帯トイレの調達及び配布
- 6 し尿処理及び災害用トイレ調達に関する応援要請

第2章 障害物の除去

(県生活環境部、県県土整備部)

第1節 目的

この計画は、津波、山くずれ、河川の崩壊等によって、道路、住居又はその周辺に運ばれたがれき、土石、竹木等の障害物のため日常生活に著しい困難が生じているとき、これを除去し、被災者の保護と生活の安定を図ることを目的とする。

第2節 実施主体

- 1 道路上又は河川上の障害物の除去は、当該道路又は河川の維持管理者がそれぞれ実施するものとする。
ただし、電力線・通信線及び電柱等のライフラインに係る占用物件については、各施設の管理者が行うものとする。
- 2 港湾施設に漂流した障害物の除去については、港湾施設（及び漁港施設）の管理者が実施するものとする。
- 3 上記1又は2以外の場合で、災害によって住居等に運び込まれた障害物の除去は、市町村が行う。
- 4 市町村は、当該市町村のみで処理することが困難な場合は、県又は被災地外の市町村に応援を求めるものとする。この場合において、県は直ちに支援準備に着手し、災害の規模等に照らし、応援要請の可否を確認しながら支援するものとする。

(参考：廃棄物別の整理表)

廃棄物の種類	処理実施者	備考
生活ごみ	市町村	一般的な可燃ごみ、不燃ごみ 等
災害廃棄物	市町村	損壊家屋、損壊家具 等
災害土砂等	市町村	家屋等に流入した土砂 等
し尿	市町村	便槽に蓄積したし尿 等
道路、河川の障害物	道路管理者 河川管理者	道路上に転落した岩石 等
港湾施設内の漂流障害物	港湾施設管理者 漁港施設管理者	港湾施設内の巨大な流木 等 ※港湾施設内に漂着したビニール袋等の非障害物については、本章により処理

(注) 家屋等に流入した土砂等の損害家屋が一体となり、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合については、これら全体を災害土砂等として、除去を行うものとする。

第3節 市町村による障害物の除去

市町村は、災害廃棄物を自ら若しくは業者に委託し、又は災害廃棄物処理協定の締結団体に要請して、災害廃棄物の収集運搬及び処理を行うものとする。

また、市町村は、災害廃棄物等の処理にあたり必要に応じて次の事項を明らかにした上で県に応援を要請するものとする。

- (1) 清掃所要地域
- (2) 清掃期間
- (3) 応援を求める人員、機材
- (4) 応援を求める業務の範囲
- (5) その他参考事項

第4節 県による障害物の除去

1 処理体制の構築

県は、応援を求められたときは、直ちに清掃業務の実施について県内の被災地域外市町村に応援を要請するとともに、あらかじめ協定を締結している廃棄物関係団体に対し協力要請を行い、関係市町村を加えた三者間で協議・調整を行いながら、清掃業者のあっせん等により必要な処理体制を構築するものとする。

また、津波等の被害により、県内において処理を行うことが不可能な大規模災害が発生した際には、近県に又は国を介して他県に災害廃棄物の広域処理を依頼するものとする。

2 障害物の除去

県は、比較的小規模のものについては、各県土整備事務所・総合事務所県土整備局等において処理し、大規模なものについては、建築業者等の協力を得ながら、概ね次により実施する。なお、特に建物等の除去にあつては、市町村と連携を図り個別の要請、指示を受けるなど、除去物件の選定には留意し、硫酸等の有害物質の漏えいや石綿の飛散防止のため、県は応急装置の検討や関係機関へ連絡をするとともに、状況に応じて事業者等に対し、大気汚染防止法等に基づく指導・助言等を行う必要がある。

(1) 建設業者との提携

県は、建設用資材及び技能者等要員の調達、提供について、関係団体との協定に基づき、資機材及び要員を確保する。なお、県と関係団体との協定により調達、提供された資機材・要員の集積・集合の場所は、県の指示する場所とする。

(2) 日本自動車連盟（JAF）、山陰ELVリサイクル協議会との提携

県及び市町村は、応急対策を行う上で支障となる被災車両の撤去、移動等について、必要に応じて「災害時における被災車両の撤去等に関する協定」に基づき日本自動車連盟中国本部鳥取支部、山陰ELVリサイクル協議会に支援を要請し、県・市町村・警察本部・道路管理者等が連携して実施する。

(3) 海上保安庁、中国地方整備局（港湾空港部又は境港湾・空港整備事務所）との連携

港湾区域内の漂流障害物であって船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるものについては、境海上保安部、中国地方整備局（港湾空港部又は境港湾・空港整備事務所）と連携を密にし除去する。

第5節 除去した障害物の集積場所

1 障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、概ね次の場所に集積廃棄又は保管するものとする。

なお、この集積場所については、関係用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。

ただし、災害の状況によっては、海岸、河川敷、緑地帯等を一時使用する。

(1) 災害廃棄物については、市町村があらかじめ指定する仮置き場

(2) 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所

(3) 除去した障害物が二次災害の原因とならないような場所

(4) 広域避難地として指定された場所以外の場所

2 実施者は、集積後に別途処分場への搬入を必要とするものはあらかじめ分別しておく等、当該障害物の最終的な処分方法をできる限り考慮するものとする。

第6節 処理方法

1 生活ごみの処理

(1) ごみの処理は可燃物、不燃物に区分し、可燃物については原則としてごみ焼却場で焼却するものとするが、やむを得ない場合はその他の環境衛生上支障のない方法で行うものとする。

(2) 自らの処理能力を超える状況となったときは、県内又は県外の市町村等の応援機関に対し、ごみ処理場への搬送及び処理を依頼する。

また、被災地方公共団体は、労働災害や周辺環境への影響を防ぐために、必要に応じて集積場所や周辺において、大気中の石綿粉じん濃度の測定等の環境モニタリングの実施を検討する。

なお、石綿含有建材等にかかる取扱いについては、原則「災害時における石綿飛散防止にかかる取扱いマニュアル（第3版）」（令和5年4月 環境省水・大気環境局大気環境課）によること。

（参考：廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令）

野外での廃棄物の焼却は原則として禁じられているが、震災、風水害等の災害の予防、応急対策、復旧に必要な最低限の焼却は例外。

2 災害廃棄物の処理

災害廃棄物の処理は、上記1及び災害廃棄物対策指針（平成30年3月、環境省環境再生・資源循環局）「2-6 災害廃棄物処理」を踏まえて実施する。

（参考）災害廃棄物対策指針（項目抜粋）

1-3-8

○災害時に発生する災害廃棄物

災害時には、通常的生活ごみに加えて、避難所ごみや片付けごみ、仮設トイレ等のし尿を処理する必要がある。

生活ごみ：家庭から排出される生活ごみ

避難所ごみ：日案所から排出されるごみで、事業系一般廃棄物として管理者が処理する。

し尿：仮設トイレ等からの汲み取りし尿、災害にともなって便槽に流入した汚水

災害廃棄物：住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみと、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等に伴い排出される廃棄物がある。

2-2-6 災害廃棄物処理

○発生量・処理可能量・処理見込み量

○処理スケジュール

○処理フロー

○収集運搬

○仮置場

- 損壊家屋等の解体・撤去（必要に応じて解体）
- 選別・処理・再資源化
- 有害廃棄物・適正が困難な廃棄物の対策
- 津波堆積物
- 災害廃棄物処理事業

3 港湾施設内の漂着ごみ（非障害物）

港湾施設内の漂着ごみ（非障害物）の処理は、上記1に準じて行う。

4 災害廃棄物処理の留意事項

市町村及び一部事務組合が実施した以下の事業等については、環境省が定めた「災害廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱」により、国庫補助の対象となるものがあるので留意すること。

- (1) 災害のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業
- (2) 特に必要と認められた仮設便所、集団避難所より排出されたし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって、災害救助法に基づく避難所の開設期間内のもの。

5 災害廃棄物処理の国による代行

国（環境省）は、円滑かつ迅速な災害廃棄物処理について必要な支援を行うこととされている。特に、大規模な災害が発生したときは、その災害廃棄物の処理に関する指針を策定するとともに、廃棄物処理特例地域内の市町村長から要請があり、かつ、当該市町村における災害廃棄物の処理の実施体制、当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性、当該指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性を勘案して、必要と認められる場合には、災害廃棄物の処理を当該市町村に代わって行うこととされているため留意を要する。

6 ボランティア等の連携

県及び市町村は、災害廃棄物の処理をボランティアやNPO等の支援を得て行う場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整・分担するなどして、効率的に搬出を行うよう努めるものとする。

第7節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 障害物の除去の実施
- 2 障害物の除去に関する応援要請
- 3 障害物の集積場所の確保
- 4 生活ごみ、災害廃棄物の処理
- 5 災害廃棄物処理の国による代行

第3章 防疫の実施

（県福祉保健部、県生活環境部、県農林水産部）

第1節 目的

この計画は、災害時にあっては生活環境の悪化、被災者の病原菌に対する抵抗力の低下等の悪条件が重なり感染症の流行が考えられるため、これを未然に防止するとともに食品衛生、家畜防疫に関し必要な対策を講ずることを目的とする。

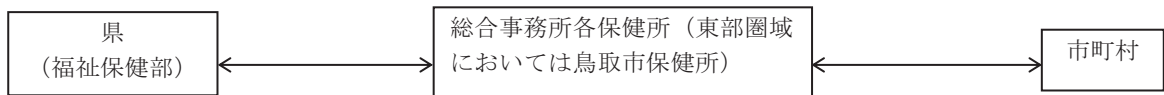
第2節 一般防疫

1 実施責任者

- (1) 災害時における防疫は、市町村が実施する。ただし、市町村が実施できないか、又は実施しても不十分であると認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）又は予防接種法に基づき必要な措置は県が行う。
- (2) 市町村の被害が甚大で当該市町村のみで防疫を実施できない場合は、他の市町村又は県の応援により実施するものとする。

2 県の防疫措置の実施体制

- (1) 県は必要に応じて災害防疫対策本部を置く。ただし、災害対策基本法に基づく県本部が設置された場合にはこれに含まれるものとする。
- (2) 災害防疫対策本部は、市町村が実施する防疫活動を指導する。
- (3) また、災害の状況により総合事務所保健所（東部圏域においては鳥取市保健所）に災害防疫現地対策本部を置き、必要な措置を講ずる。
- (4) なお、災害防疫対策本部は、次のものについて、市町村への指示を行う。
 - ア 感染症法第27条第2項の規定による消毒の施行に関する指示
 - イ 感染症法第28条第2項の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示
 - ウ 感染症法第29条第2項の規定による物件に係る措置に関する指示
 - エ 感染症法第31条第2項の規定による生活の用に供される水の供給の指示
 - オ 予防接種法第6条の規定による臨時予防接種に関する指示
- (5) 市町村長から応援の要請（所轄総合事務所（東部圏域においては鳥取市保健所）経由）を受けたときは、他の市町村による応援措置を講じ、又は県の防疫組織により直接応援を行う。（指導、指示、命令、応援の措置等）



※必要に応じて災害防疫対策本部を設置 ※必要に応じて災害防疫現地対策本部を設置

3 県の防疫組織運営方法

- (1) 防疫組織の運営は、次の編成によって実施するものとする。

本部名	班・係名	業務内容
県災害防疫対策本部（県（福祉保健部、生活環境部））	情報連絡班	①災害防疫対策本部の編成並びに統合調整 ②各部局及び関係機関との連絡調整並びに各種報告 ③災害防疫対策経費の経理 ④災害情報の収集と伝達 ⑤予防情報、衛生教育の実施
	防疫班 給水清掃係 防疫係	給水並びに清掃活動の実施計画の樹立及び指導 ①災害防疫実施状況及び感染症発生状況の把握 ②各種報告例の指導徹底 ③感染症予防対策の実施指導 ④防疫器具の確保 ⑤各種防疫薬剤の需給調整 ⑥予防接種計画の樹立
災害防疫現地対策本部（総合事務所各保健所、環境建築局ほか）	総務記録係	①各係の編成並びに統合調整 ②県災害防疫対策本部及び市町村防疫対策本部との連絡調整 ③災害防疫対策経費の経理 ④災害防疫業務の記録整備
	情報連絡係	①災害情報の収集と各係への伝達 ②予防対策に関する知識の普及並びに衛生教育の実施

		③災害状況及び防疫活動状況の報告 ④市町村災害防疫諸報告の取りまとめ並びに作成指導
	資材係	①管内における災害防疫資材の需給調整 ②埋葬についての指導
	防疫係	防疫班 ①消毒並びにねずみ族、昆虫等駆除の実施指導 ②感染症予防対策の実施指導 ③感染症患者の入院措置 ④消毒用薬剤器具の所要数量の確保 ⑤食品及び飲料水の衛生指導
		調査班 ①災害地の感染症等発生状況調査 ②患者の診断及び入院（発生時の原因究明、感染経路の特定、検体採取、必要に応じ患者の入院措置等）
	給水係	給水実施指導

※災害防疫対策本部を設置しない場合でも、必要に応じて上記役割、業務内容等に準じた対応を行う。

- (2) 総合事務所各保健所（東部圏域においては鳥取市保健所）は、概ね次の方法により感染症等の発生について調査等を実施するものとする。
 - ア 感染症患者の発生状況を正確に把握し、下痢、発熱等の有症患者が現に発生している地域、避難所、浸水地域その他衛生条件の悪い地域の住民を優先し、その必要度に応じて順次実施するものとする。
 - イ 感染症等発生状況等調査により必要があると認める地域の住民に対して、感染症法第17条及び第45条の規定による健康診断を行う。
- (3) 県は災害時における感染症の予防に関する注意事項、感染症発生状況等について有線放送の活用又は報道機関の活用などにより、速やかに被災地域住民に周知徹底を図るものとする。
- (4) 県は防疫用薬剤及び資機材の備蓄を行うとともに、調達計画の確立を図り、市町村長の要請に基づき調達あっせんを行う。
- (5) 県は、災害の発生による感染症患者、又は病原体保有者の多発に備え、被災地域方面の感染症指定医療機関を確保するとともに、その他医療機関の協力体制及び患者移送に関して迅速かつ適切に行う体制の整備を図る。
- (6) 県は、感染症指定医療機関に入院出来ない患者を受け入れるため臨時医療施設を設置した場合、第6部第1章「医療（助産）救護の実施」により、医療従事者を確保するとともに及び所要の体制整備を行う。
- (7) 総合事務所各保健所（東部圏域においては鳥取市保健所）は、管内市町村の被害状況及び防疫活動状況をとりまとめ、県（福祉保健部）へ報告する。

4 市町村における防疫業務

(1) 物件・場所に係る防疫措置

- ア 知事の指示に基づき、被災地地域及びその周辺の地域について物件に係る防疫措置を実施する。この場合、溝きよ、公園等の公共の場所を中心として感染症予防のための衛生的処理を実施するものとし、被災家屋及びその周辺は住民等において実施するものとする。実施要領は、感染症法施行規則第16条に定めるところにより実施する。
- イ 大規模災害等で住民等が消毒を実施することが困難な場合は、知事の指示に基づき市町村が消毒を実施する。なお、消毒方法は感染症法施行規則第14条及び第16条に定めるところにより実施する。
- ウ 消毒の実施に当たっては、速やかに消毒薬剤等の手持量を確認の上、不足分を補い、使用便利のよい場所に配置する。

(2) 避難所の防疫指導

- 多数の者が避難した避難所は、衛生状態が悪くなりがちで感染症発生の原因となることが多いため、次の事項に重点をおいて防疫活動を実施するものとする。
- ア 感染症等発生状況調査
 - イ 物件に係る措置の方法、消毒の実施
 - ウ 集団給食の衛生管理
 - エ 飲料水の管理
 - オ その他施設内の衛生管理

(3) 患者等に対する措置

- ア 被災地において、感染症患者又は病原体保有者の発生が予測されるため、県と連携し県内の感染症指定医療機関等の確保と患者又は保菌者の搬送体制の確立を図り、県が行う入院の勧告又は措置が速やかに実施できるようにする。
- イ 交通途絶等のため感染症指定医療機関に入院させることができないとき又は困難なときは、県と連携し臨時の医療施設を設けて入院させるものとする。
- ウ やむを得ない理由により医療機関に入院させることができない患者に対しては、自宅治療とし、排泄物等の衛生処理について厳重に指導し、必要に応じて治療を行うものとする。

(4) ねずみ族、昆虫等の駆除

- ア 県の定めた地域内で県の命令に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施するものとし、その実施要領は感染症法施行規則第15条に定めるところによるものとする。
- イ ねずみ族、昆虫等の駆除の実施に当たっては、器材及び薬剤の現状確認を速やかに行うとともに、不足器材

等の調達に万全を図る。

(5)生活の用に供される水の供給

県は防疫上必要があると認める場合には、特定被災地について期間を定めて生活の用に供される水の使用停止の指示を行うが、この場合においてはその期間中、生活の用に供される水の供給を行うものとする。

第3節 食品衛生対策

1 実施責任者

災害時における食品関係業者及び一般消費者に対する食品衛生に関する指導は、中西部圏域は県が、東部圏域は鳥取市が行うものとする。

2 指導方法

食品衛生監視員の指導により現地指導を徹底的に行い、食中毒等の発生を防止する。主な指導事項は次のとおりである。

(1)避難所に対するもの

- ア 手洗の励行、食器の消毒など一般的注意事項の喚起
- イ 被災者の手持食品、見舞食品についての衛生指導

(2)炊き出し施設に対するもの

- ア 給食用施設の点検
- イ 給食に用いる原材料、食品の検査

(3)営業施設に対するもの

被災地における営業施設全般の実状を的確に把握するとともに、在庫食品の検査、製造施設の点検等を厳重に行い、不良食品の供給を防止する。

また、浸水、倒壊、焼失など直接被災した営業施設の再開については、食品衛生監視員の検査を受けた後開業するように指導する。

3 業者団体の活用

災害の規模が大きく食品衛生監視員のみでは十分に食中毒予防の指導ができない場合には、状況により食品衛生協会の協力を求め、食品衛生監視員と緊密な連携のもとに食品衛生の指導に当たるものとする。

4 避難所で食中毒が発生した場合の対応

- (1)避難場所を管轄する保健所は、食中毒の原因等について調査する。
- (2)食事を提供している施設が原因施設と判明したときは、当該製造者に対し、必要な期間、食事の提供を中止させる。この場合、食糧の調達のため県本部へその旨を通知するとともに、県内又は近県の他の業者に依頼し調達するか、それでも不足する場合は、自衛隊に応援要請する等の措置をとる。
- (3)食中毒調査が終了し、再発防止措置が取られた後、業務の再開が可能となった場合は、県本部へその旨を通知する。

第4節 家畜防疫

1 実施責任

被災地の家畜防疫は県が行うものとし、家畜保健衛生所を中心に獣医師会、農業共済組合、市町村等の協力を得て、防疫、診療に必要な組織をその都度編成し、次により対処するものとする。

2 家畜の防疫

- (1)県は家畜伝染病予防法に基づき、家畜の所有者に対して消毒方法、清潔方法又はねずみ属、昆虫等の駆除方法を実施するよう命じて、家畜の伝染性疾病の発生予防に努めるものとする。
- (2)県は、家畜伝染病予防上必要があると認めるときは、家畜伝染病予防法に基づき、家畜の所有者に対し家畜防疫員の検査、注射、薬浴又は投薬を受けさせるよう命じ、伝染性疾病の発生予防に努めるものとする。
- (3)県又は市町村は、患畜が発生したときは、家畜伝染病予防法に基づき、患畜の隔離、通行しや断、殺処分等の方法により伝染病のまん延防止に努めるものとする。

3 家畜の診療

被災地域で編成した家畜診療班のみで診療を実施することが不可能な場合、又は不適當であると認められる場合には、被災地域外からの診療班の応援を求めるものとし、被災地区の家畜保健衛生所及び県において計画実施に当たるものとする。

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 防疫対策の実施

- (1)物件に係る措置
- (2)避難所の防疫指導
- (3)患者等に対する措置
- (4)消毒の実施
- (5)ねずみ属、昆虫等の駆除
- (6)生活用水の使用停止に伴う水の供給

2 食品衛生対策の実施

第4章 入浴支援

（県生活環境部）

第1節 目的

この計画は、災害のため入浴施設を使用できなくなった被災者等のために、仮設入浴設備の供給など入浴設備を提供し、被災した住民の衛生確保を図ることを目的とする。

第2節 実施方法

1 実施機関

公衆浴場（使用可能な公衆浴場をいう。以下同じ。）に対する浴場用水の給水及び仮設入浴設備の供給の実施は、市町村が行う。県は、市町村だけでは入浴対策の実施が困難な場合に、これを支援する。

2 実施の方法

市町村は以下の方法により、入浴支援を行う。

- (1) 自衛隊の災害派遣による入浴支援が可能であるため、必要に応じて県を通じて要請を求めるものとする。
- (2) 鳥取県公衆浴場業生活衛生同業組合との協定に基づく浴場の開放や、社会福祉協議会、観光協会等の業種団体による入浴支援に関するボランティアを派遣するものとする。
- (3) 公衆浴場の浴場用水の給水及び仮設入浴設備の供給は、おおむね次の方法によって行う。
 - ア 浴場用水を被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い取水可能な場所（温泉も含む。）から給水車等により運搬供給する。
 - イ 仮設入浴設備は、必要とする被災地に運搬供給する。

第3節 県における応援計画

市町村から入浴設備及び浴場用水の確保に係る支援要請があったときは、それぞれ次の方法により実施する。

1 仮設入浴設備の供給

- (1) 県は、自衛隊に対して仮設入浴設備の供給を要請する。
- (2) また、県は、あらかじめ保有するリストをもとに、県内レンタル業者に対しユニットバス等の供給可能数量を確認し、供給可能な業者に対し当該入浴設備の運搬・設置を要請する。

2 浴場用水の給水

- (1) 県は、自衛隊に対して入浴支援を要請する。なお、自衛隊が保有する野外入浴セット（貯水タンク 10,000 リットルの場合）による入浴可能人員数は、1日あたり約1,200人である。
- (2) 浴場用水が不足する場合は、県又は市町村は、給水車等を所有する機関に要請して給水を確保するとともに、市町村は被災地近傍の公衆浴場及び道路が利用可能な場合にあっては、当該公衆浴場へ避難住民の輸送を行い、入浴を支援する。

3 留意事項

道路が寸断されて輸送が困難な場合は、ヘリコプター等による輸送を検討する。

第4節 広報

公衆浴場の営業状況や仮設入浴設備の設置場所等については、県及び市町村、その他関係機関が連携して住民への広報を実施するものとする。

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 災害時の入浴施設の確保
- 2 浴場用水の給水
- 3 入浴施設に関する住民広報

第5章 動物の管理

（県生活環境部、県農林水産部）

第1節 目的

この計画は、災害時における動物の適切な管理体制を定め、住民の心身の安全及び安定を図ることを目的とする。

本章において、各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ペット

愛玩動物としての飼い主のある動物で、ほ乳類、鳥類及びは虫類に属するもの等、鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の適用を受ける動物をいう。

(2) 特定動物

ニホンザル、ニシキヘビその他の人の生命、身体又は財産を侵害するおそれのある動物で、動物の愛護及び管理に関する法律施行令に定めるものをいう。

第2節 危険動物等の管理対策

1 実施責任

被災地における特定動物の管理指導や、危険な逸走動物等の収容等は、中西部圏域は県が行い、東部圏域は鳥取市が行う。なお、県と鳥取市は連携し、要請に応じて協力する。

2 特定動物の実態把握

被災地において飼育されていることを把握している特定動物について、逸走の事実又はそのおそれがないか速やかに調査し、飼育実態を把握するものとする。また、マイクロチップの確認により飼養等許可者を把握するものとする。

3 危険な動物の収容

被災地において逸走した特定動物や、住民に危害を与えるおそれがある放浪犬等について、人畜への被害発生の防止のために必要な措置を講じるものとする。

4 収容施設の確保

中西部の各総合事務所の犬管理所を使用するが、収容することができない場合は、仮設収容施設を設置し、これに対処する。

第3節 ペットの管理対策

1 実施責任

被災地及び避難所におけるペットの管理は、飼い主自らが行う、もしくは飼い主同士が助け合い、協力して行うものとする。被災地におけるペットの管理対策は、中西部圏域は県が行い、東部圏域は鳥取市が行う。なお、県と鳥取市は連携し、要請に応じて協力する。

県は、市町村、獣医師会等の協力を得て、ペットの管理指導を行う。

2 ペットの管理指導

保護収容時には、保護個体に挿入されたマイクロチップや装着された首輪等の確認による飼い主の把握・返還に努める。必要に応じ、飼い主に対しペットの健康管理、適正なしつけ、飼い主による家庭動物へのマイクロチップ挿入や首輪等の装着などの飼育方法を指導することにより、人畜への被害発生の防止を図る。また、飼い主が不明の場合には、市町村は、マイクロチップの確認による飼い主の確認及び飼い主を探すための広報活動を行うものとする。

3 ペットの引き取り

被災者がやむを得ず犬猫を継続して飼養することができず、適正に飼養することのできる者に当該犬猫を譲渡する等、新たに飼養者を見い出すことができない場合には、被災者からの求めにより、当該犬猫を引き取り、収容するものとする。収容後の犬猫の取り扱いは、平時の取り扱いに準じて行う。

4 収容施設の確保

引き取ったペットは中西部の各総合事務所の犬管理所に収容するが、収容能力を超える場合は、仮設収容施設を設置し、これに対処する。

5 避難に伴うペット対策

避難所や応急仮設住宅への避難を余儀なくされた場合におけるペットの取扱いについては、概ね次により行う。

(1) 市町村は、当該避難所等におけるペット飼育場所の確保及び受入体制の整備に努める。（事前に県担当部局や施設管理者等と調整をしておくことが望ましい。）また、市町村は、県とも連携の上、地域の飼育状況を勘案した飼養にあたってのルールづくり、適正な飼養に関する飼い主に対する指導や支援に努める。

(2) 飼い主との同行避難が困難なペットが多数生じる場合には、県は必要に応じて市町村に協力を要請して仮設収容施設を整備する。

また、県（生活環境部）は、物資や義援金等の支援を受けられるようペット災害支援協議会に対し、応援要請を行う。

また、第10部第2章「ボランティアとの協働」により支援を受けるための手配等を行う。

(3) 県（生活環境部）は、災害の規模や被災状況を勘案し、ペット災害支援協議会の協力を受けて、獣医師会、動物関係団体等と共に現地本部を設置し、以後は現地本部が中心となって被災動物の保護及び救護活動に当る。

(4) 県（生活環境部）は、ペット災害支援協議会等の協力を受けて、ペットフード、ケージ、衛生処理袋等の調達に努める。

また、使用済みの衛生処理袋については、市町村に処理を依頼する。

6 その他

業として取り扱っている動物については、特定動物であって公益上の対策の必要性がある場合を除き、原則として特段の応急対策を講じないものとする。（各々の業者自らが対応することを原則とする。）

第4節 死亡獣畜の処理

災害時における死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）の処理について、平時の処理によりがたい場合には以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 死亡獣畜を化製場、死亡獣畜取扱場以外で処理する場合は、所有者が所轄市町村の許可を受けて行うものとする。

(2) 所有者が判明しないとき、又は所有者が実施することができないときは、市町村が実施するものとする。

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 避難所でのペット受入れ体制の整備、ペット飼育の管理マニュアル等の作成

第6章 建築物等における石綿飛散等防止対策

（県生活環境部）

第1節 目的

この計画は、地震等の発生時における建築物等からの石綿飛散等による住民や作業従事者へのばく露を防ぐため、その被災状況等を把握し、応急対策を図ることを目的とする。

なお、本章で用いる建築物等及び石綿の定義等は「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）」（令和5年4月 環境省 水・大気環境局大気環境課。以下、本章において「マニュアル」という。）を参考にする。

第2節 初動対応者等への注意喚起

県は、関係機関と協力し、周辺住民に対し石綿を含む粉じんのばく露の危険性についてホームページやチラシ等で広く注意喚起するとともに、救護活動や建材撤去等の作業従事者に対して、防じんマスクの着用の徹底を呼びかける。

第3節 被災建築物等における石綿露出状況の把握と応急対策等

1 被災状況等の把握

県は、被災した建築物等について、石綿の露出や飛散の恐れがあるため、アスベスト台帳及び応急危険度判定結果等を参考に建築物等の被災状況及び石綿（特に吹付石綿）の露出状況等を把握する。

2 飛散・ばく露の防止対策等

(1) 県は、1で把握した被災建築物等について、石綿が露出及び周辺への飛散等の可能性がある場合は、ビニールシート等による養生や散水・薬液散布により飛散防止を図り、立入禁止等の措置を所有者又は管理者に要請する。

なお、所有者等が所在不明で連絡が取れない場合であって、緊急の対応が必要と判断される場合は、関係自治体が立入禁止等の応急措置を実施する。

(2) 県は、関係機関と協力し、周辺住民に対し石綿を含む粉じんのばく露の危険性についてホームページやチラシ等で広く注意喚起するとともに、救護活動や建材撤去等の作業従事者に対して、防じんマスクの着用の徹底を呼びかける。

第4節 環境モニタリングの実施

県は、被災建築物等の解体等処理に伴う石綿飛散によるばく露が懸念される場合、必要に応じ大気中のアスベスト濃度のモニタリングを実施する。

測定地点の選定にあたっては、マニュアルを参考に建築物等の被災や災害状況等を勘案して定めるものとする。

災害応急対策編（共通）

第10部

共助協働推進計画

第1章 民間との協力体制の推進

(県危機管理部)

第1節 目的

この計画は、災害時における被害軽減や早期復旧に共助が欠かせないことから、民間企業等の防災力の充実に図るとともに、民間企業等と地域住民や自主防災組織、ボランティア、NPO及び行政が連携し、効率的、効果的な被害の軽減を図ることを目的とする。

第2節 民間団体との協働

1 実施責任者

- (1) 民間団体の協力要請は市町村が実施する。
- (2) 市町村が要請を実施できない場合にあっては、県が要請を行う。

2 対象団体

- (1) 青年団 (2) 婦人会 (3) 町内会 (4) 集落会

3 協力要請等の順序

- (1) 市町村は、各種災害応急対策の実施について、民間団体の協力を必要とする場合は被災していない管内の民間団体に協力を求め、更に多数の者の協力を必要とする場合は、他の市町村の民間団体に応援協力を求めるものとする。
- (2) 市町村は、民間団体等の協力を求めるときは、次の事項を示して要請するものとする。

ア 応援を必要とする理由	イ 作業内容	ウ 従事場所及び就労予定時間
エ 所要人員	オ 集合場所	カ その他必要事項

4 協力活動の基準

- 災害の規模等により異なるが、概ね次のとおりとする。
- (1) 被災者に対する炊き出し (2) 被災幼児の託児、保育 (3) 被災者救出
 - (4) 救助物資の輸送配給 (5) 清掃防疫援助 (6) その他応急対策に必要な事項

第3節 民間企業との協働

1 実施責任者

- (1) 民間企業の協力要請は県又は市町村が実施する。

2 対象団体

- (1) 県及び市町村との応援協定締結事業所
- (2) その他、災害時に県、市町村の防災活動に協力可能な事業所

3 協力要請等の順序

- (1) 県及び市町村は、各種災害応急対策の実施について、民間企業の協力を必要とする場合は被災していない管内の民間企業に協力を求め、更に多数の者の協力を必要とする場合は、他の市町村の民間企業に応援協力を求めるものとする。
- (2) 県及び市町村は、民間企業の協力を求めるときは、あらかじめ協定等で定めている場合を除き、次の事項を示して要請するものとする。

ア 応援を必要とする理由	イ 作業内容	ウ 従事場所及び就労予定時間
エ 所要人員	オ 集合場所	カ その他必要事項

4 協力活動の基準

- 災害の規模等により異なるが、概ね次のとおりとする。
- (1) 初期消火や人命救出・救護活動
 - (2) 救援活動に必要な資機材・車両などの提供
 - (3) 避難者への水や食糧、生活関連物資の提供
 - (4) 避難場所等の提供
 - (5) その他応急対策に必要な事項

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 災害時における民間団体又は民間企業への協力要請

第2章 ボランティアとの協働

(社会福祉協議会、日本赤十字社、県医師会、県福祉保健部、県生活環境部、県県土整備部)

第1節 目的

この計画は、被災地域におけるボランティア活動について、関係団体と相互に協力し、ボランティアが円滑に活動できる環境を整えることを目的とする。

*以下、本章において、次のとおり記載する。

鳥取県社会福祉協議会・・・「県社協」
社会福祉協議会・・・「社協」

第2節 実施責任者

ボランティアの受入・活動調整については、県社協、各市町村社協、県及び県医師会が行う。

なお、ボランティアの受入、活動調整に当たっては、実施責任者はその作業ごとの安全衛生の確保、危険の回避等について最大限の注意を払うものとする。

(参考：災害に関連する各種ボランティアの整理表)

種類	活動内容	調整する団体等	備考
生活支援ボランティア	被災者への様々な生活支援や、日常生活復帰のための支援活動等	1 社協が募集・受付する災害ボランティアの参加希望者の登録・活動調整 2 日赤鳥取県支部から赤十字奉仕団を派遣	本章による
医療救護ボランティア	発災直後の医療活動や病院等における医療支援活動等	1 日赤鳥取県支部から赤十字医療救護班を派遣 2 医師会が募集・受付する医療関係者等を登録・派遣	本章による
		3 県看護協会で登録した災害時派遣ナースを派遣	第6部第1章「医療（助産）救護の実施」参照
清掃ボランティア	廃棄物の収集、分別等	社協が募集・受付する災害ボランティアの参加希望者の登録・活動調整	第9部第2章「障害物の除去」参照 大規模事故対策編第2部第5章「海上災害応急対策」参照
通訳ボランティア	避難所等における手話通訳、外国語通訳等	社協が募集・受付する災害ボランティアの参加希望者の登録・活動調整	第5部第2章「避難所の設置運営」参照
入浴支援ボランティア	仮設浴場の設置、湯の提供等	観光協会等の業種団体からの申し出等があった場合に限る。	第9部第4章「入浴支援」参照
被災建築物応急危険度判定	建物の倒壊等の危険性を調査し、建物使用の可否を判定	県建築士会から、県地震被災建築物応急危険度判定士として登録された民間判定士を派遣	第11部第2章「建築物の応急危険度判定」参照
被災宅地危険度判定	宅地の被害状況を迅速的確に把握し、危険性を判定	被災宅地危険度判定士（被災宅地応急危険度判定業務調整員を含む。）として認定登録された土木・建築等の技術者を派遣	第11部第3章「被災宅地危険度判定」参照
土木防災・砂防ボランティア	被災情報の通報、被害拡大防止の助言、応急措置への対応等の支援	県土整備部等OB技術職員を対象に登録	自発的又は県からの要請に応じて活動を行う。
動物救援ボランティア	被災動物等の保護、救護活動	ペット災害支援協議会等の協力を得て現地本部が募集・受付するボランティアの参加希望者の登録・活動調整	第9部第5章「動物の管理」参照

第3節 ボランティアの受入及び活動調整

1 県

- (1) 県（福祉保健部）は、県社協及び日赤鳥取県支部に対して、被災状況についての情報提供を行う。特に、交通、ライフライン等の情報提供を徹底し、ボランティア活動が円滑に運営されるよう配慮する。
- (2) 県本部は、災害が複数市町村にわたる場合、必要に応じて各市町村のボランティアで対応できるニーズについて把握する。県（福祉保健部）は被災者（被災地）のニーズに基づくボランティアの募集について、県社協及び日赤鳥取県支部と調整し、必要に応じてホームページ等でボランティアの募集を呼びかける。この際、円滑なボランティア活動のため、県内の交通、ライフライン等に関する情報を提供する。

2 市町村

- (1) 市町村社協と連携し、市町村災害ボランティアセンターの設置、運営（ボランティアの受付、活動調整）を支援する。
- (2) 必要に応じ、県に対してボランティアに関する広域的な調整を要請する。

3 社協**(1) 県社協**

県社協は災害救援ボランティアセンター支援本部を設置し、日赤鳥取県支部等の他団体と連携しながら運営を行う。

ア 被災市町村の社協に県内の被災状況（交通、ライフライン等）に関する情報を提供する。

イ 被災地市町村の社協、県等と連携し、広域的な災害ボランティア活動について調整を行う。

ウ 市町村社協の災害ボランティアセンター立ち上げ・運営を支援すると共に、必要に応じ、他県の社協（ボランティアセンター）に対しコーディネーターの派遣要請を行う。

エ 災害ボランティア活動振興基金を活用し、災害ボランティア活動を支援する。

オ 「災害時相互協定」締結団体等と連携し、市町村災害ボランティアセンターを支援する。

(2) 被災市町村の社協

ア 市町村及び県社協と連絡調整の上、市町村災害ボランティアセンターを立ち上げ、災害ボランティアの募集、受付及び活動調整を行う。この際、円滑なボランティア活動のため、市町村内の交通、ライフライン等に関する情報をボランティアに提供する。

イ ボランティアが不足する場合は、近隣の市町村社協や県社協に募集要請を行う。

(3) 被災市町村以外の市町村社協

県社協からの要請を受け、災害ボランティアを募集する。

4 日赤鳥取県支部**(1) ボランティアセンター**

日赤鳥取県支部は社協（県社協）など他団体が設置したボランティアセンターの運営を連携しながら行う。

ア ボランティアセンターには赤十字防災ボランティアリーダーを派遣し、赤十字防災ボランティア地区リーダー、防災委員が参加し、運営に協力する。

イ 防災ボランティアセンターでは以下の業務を行う。

- a 被災者ニーズの収集・把握
- b 日赤鳥取県支部災害対策本部と防災ボランティアとの情報共有
- c 赤十字奉仕団をはじめとする防災ボランティア間の活動の調整及び協働
- d 日赤鳥取県支部が実施する災害救助活動への参加・協力
- e 社協（県社協）との連絡調整
- f 被災者ニーズに基づくボランティア活動計画の作成・実施及び評価
- g その他災害救助活動に必要なボランティア活動の実施
- h 赤十字の防災ボランティア活動への参加を希望する不特定多数のボランティアの受入
- i 防災ボランティア活動の記録・広報

(2) 防災ボランティアの現地拠点

日赤鳥取県支部は、必要に応じて被災地に防災ボランティアの活動に係る連絡調整のための拠点を設置し、これを防災ボランティア地区リーダーが中心となり、日赤鳥取県支部災害対策本部と協調しながら運営する。

(3) 防災ボランティアへの支援

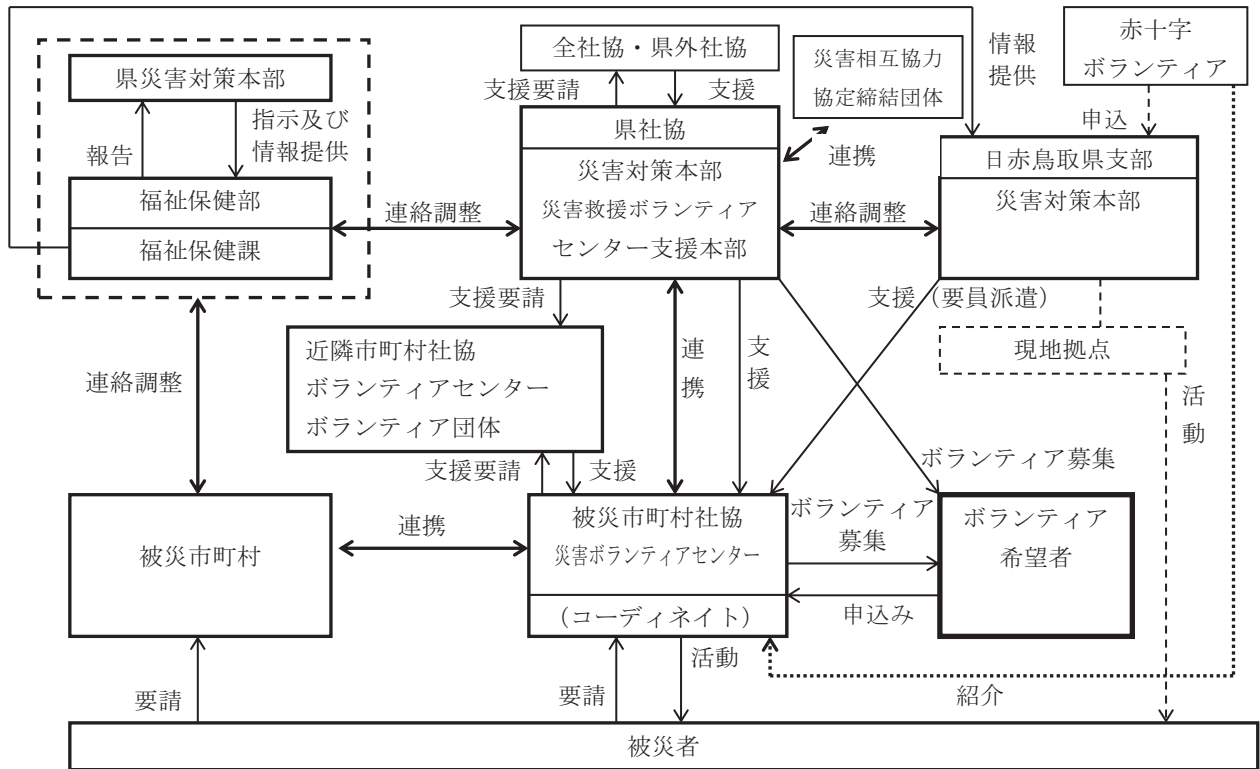
日赤鳥取県支部は、防災ボランティアに対し必要な情報や物資等を調達・提供する。

5 県、市町村とボランティア団体等との連携

県、市町村は、社協、被災地での支援活動に協力するNPO・NGO等のボランティア団体との連携を図るとともに、中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、必要に応じて災害対策本部への参加を求めたり、情報共有のための連絡調整会議を開催することなどを通じて、被災者の支援ニーズや支援活動の全体像を把握することにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行う者の生活環境に配慮するものとする。

また、プロボノ（職業上持っている知識・技能、資機材を活かして社会貢献するボランティア）についても、連携を図る。

ボランティア受入体制図



第4節 医療救護ボランティアの受入等

1 県

- (1) 県（総合事務所各保健所（東部圏域においては鳥取市保健所））は、市町村と連携の上、各市町村の救護所の状況把握に努め、必要な情報を県本庁に報告する。また、医療救護ボランティアの派遣先を調整する。
- (2) 県本庁は、各総合事務所各保健所（東部圏域においては鳥取市保健所）及び市町村の情報を収集するとともに、県外の医療救護関係ボランティアの受付を行い、日赤の派遣状況を勘案し、医師等の不足する地域への派遣を医師会等に依頼する。

2 医師会

- (1) 災害発生地区の医師会は、随時受け付けたボランティア及びリストに基づき、県（総合事務所各保健所（東部圏域においては鳥取市保健所））、市町村と連絡調整を行い、派遣決定を行い、当該者に依頼する。
- (2) 災害発生地区以外の地区医師会は、地区内のボランティアを受け付け、県（総合事務所各保健所（東部圏域においては鳥取市保健所））及び県医師会に報告し、派遣要請があった場合には、当該者に依頼する。
- (3) 県医師会は、県本庁と連絡調整を行うとともに、地区医師会の指導に当たる。

3 日赤鳥取県支部

他県支部との連携のもとに、救護活動を実施するとともに、現地での情報を関係機関に提供する。

第5節 赤十字奉仕団への要請

1 赤十字奉仕団の組織

- (1) 組織図（図1のとおり）
- (2) 赤十字奉仕団等の現況
資料編のとおりである。

2 協力要請等

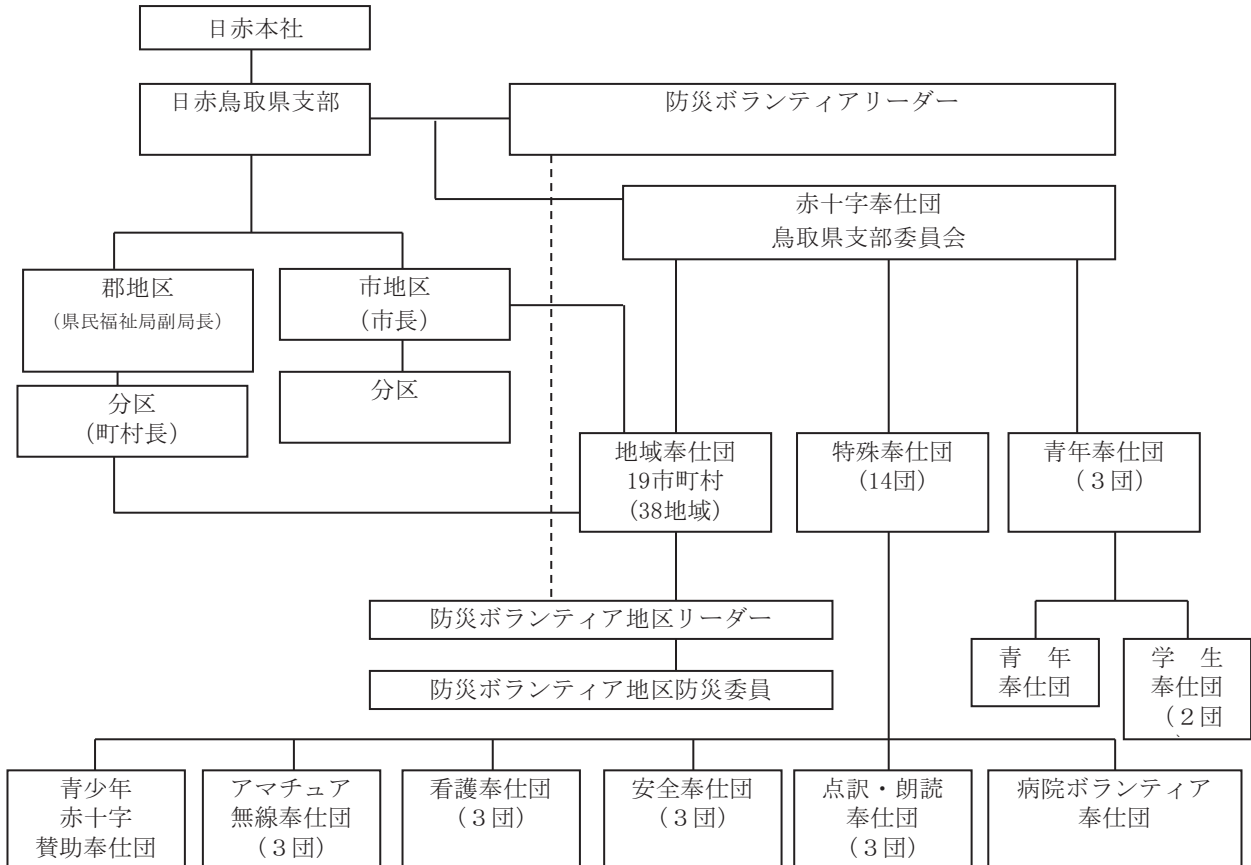
- (1) 市町村は、赤十字奉仕団の応援協力を必要とするときは、日赤鳥取県支部に応援協力の要請を行う。

日赤鳥取県支部連絡先	日本赤十字社鳥取県支部事業推進課 電 話 0857-22-4466、26-8367 (夜間・休日) 090-7998-9372 (緊急携帯電話) ファクシミリ 0857-29-3090
------------	---

- (2) 市町村は、協力を求めるときは、次の事項を示して要請するものとする。

- | | | |
|--------------|--------|----------------|
| ア 応援を必要とする理由 | イ 作業内容 | ウ 従事場所及び就労予定時間 |
| エ 所要人員 | オ 集合場所 | カ その他必要事項 |

図1 赤十字奉仕団組織図



※交差する線は便宜上点線としている。

3 協力活動の基準

災害の規模等により異なるが、概ね次のとおりとする。

- (1)被災者に対する炊き出し
- (2)避難所の物資管理
- (3)被災者への情報サービス
- (4)救助物資の輸送配給
- (5)清掃防疫援助
- (6)安否確認
- (7)その他応急対策に必要な事項

(参考)

赤十字ボランティアは、「地域赤十字奉仕団」「青年赤十字奉仕団」「特殊赤十字奉仕団」の3つのグループと、個人で参加する「個人ボランティア」に分かれる。

1 地域赤十字奉仕団

市町村の地域ごとに組織され、各地域で計画した活動を行う。

2 青年赤十字奉仕団

青年が結成する赤十字のボランティアグループ。

3 特殊赤十字奉仕団

無線、看護、点訳、救急法指導等の様々な専門技術を活かし、ボランティア活動を行おうとする人々で組織されている。

第6節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 ボランティアの受け入れ、活動調整
- 2 市町村社協との調整
- 3 赤十字奉仕団の協力要請

災害応急対策編（共通）

第11部

住宅対策計画

第1章 宅地・建物の被災判定の総則

(県危機管理部、県生活環境部、県県土整備部)

第1節 目的

この計画は、災害時において宅地建物に係る危険性の判定及び罹災証明書の発行に係る総則的事項を定めることを目的とする。

第2節 被災判定の総則的事項

1 被災判定の区分

(1)地震被災建築物応急危険度判定（災害発生後、できるだけ早急に実施）

ア 応急危険度判定は、一般的に大規模地震の直後に実施され、建築物を対象とする場合には、建築の専門家が余震等による被災建築物の倒壊危険性及び建築物の部材の落下等の危険性等を判定し、その結果に基づいて当該建築物の当面の使用の可否について判定することにより、人命に係わる二次的災害を防止することを目的とする。したがって、落下物の除去等、適切な応急措置が講じられれば判定が変更されることもあり得る。

イ 判定の結果は、「危険」「要注意」「調査済」の3つに分類され、居住者はもとより、付近を通行する歩行者等にもその建築物の危険性について情報提供を行うため、判定した建築物の出入口等の見やすい場所にステッカーで表示される。

ウ 建築物のほか、擁壁の傾きや宅盤の亀裂等、宅地の危険性を判定する制度もある。

エ なお、この調査は、罹災証明書の発行や、被災建築物の恒久的使用の可否を判定するために行うものではない。

(2)被災度区分判定（災害発生後、建築物の復旧対策検討のために実施）

被災度区分判定は、建築主の依頼により建築の専門家が被災した建築物の損傷の程度及び状況を調査し、当該建築物の適切かつ速やかな復旧に資することを目的とする。すなわち、被災建築物の損傷の程度、状況を把握し、それを被災前の状況に戻すだけでよいか、又は、より詳細な調査を行い特別な補修、補強等まで必要とするかどうかを比較的簡便に判定しようとするものである。

(3)被害認定〔罹災証明〕（災害発生後、復旧対策のための公的支援の必要により実施）

ア 被害認定は、災害による個々の住家の「被害の程度」を判断することを目的とし、認定基準に基づいた被害調査結果に基づき、住民からの請求に応じて市町村が罹災証明書を発行する。

イ 罹災証明は、記載された住家全壊、住家半壊等の被害の程度が、被災者に対する義援金の支給あるいは被災者生活再建支援法の適用や支援金の支給、その他各種支援策と密接に関連している。

【被災判定の一覧】

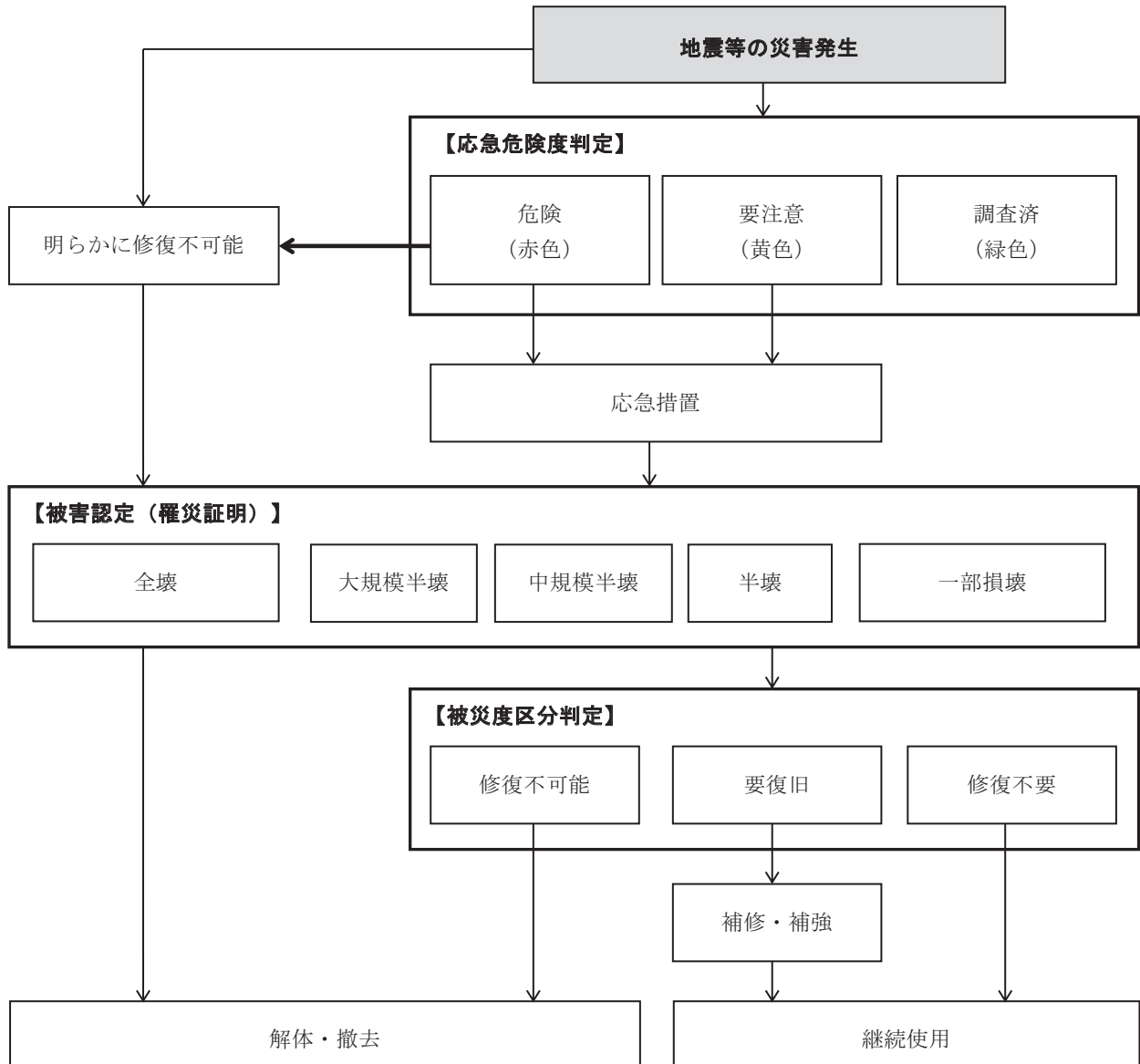
区分	地震被災建築物応急危険度判定		被害認定（罹災証明）		被災度区分判定	
実施目的・概要	余震等による建築物の倒壊及び部材の落下等による二次災害から住民の安全を確保するために、建築物への立ち入り等の可否等を判定		災害救助法や被災者生活再建支援法による支援金の受給等の公的援助や、保険金の請求や税金の控除などの措置を受けるため、被災した事実を証明		応急危険度判定において「危険」および「要注意」と判定された建築物、その他被害が生じた建築物について実施し、これらの建築物の恒久復旧前の一時的な継続使用や恒久復旧後の長期使用（恒久使用）のための補修・補強等の要否を判定	
法的根拠	規定なし		災害対策基本法第90条の2		規定なし	
実施者	県、市町村		市町村長		建物所有者	
主な支援組織等	(一社)鳥取県建築士会		県、(一社)鳥取県建築士事務所協会		建物所有者と建築設計事務所が契約を締結して実施	
調査料	無料		無料		有料	
判定結果の意味等	危険	建物に立ち入ること、近づくことは危険で、立ち入る場合は専門家に相談の上、応急措置後に実施	全壊	居住のための基本的機能を喪失	復旧不要	継続使用
	要注意	建物に立ち入る場合は十分注意し、応急的に補強する場合は	半壊	居住のための基本的機能の一部を喪失（損害割合20～49%）	要復旧※	復旧（補修・補強）計画を作成し、補修又は補強を実施

		専門家に相談が必要	大規模半壊 同じ (損害割合40～49%)		※損傷程度で細分判定	
			中規模半壊 同じ (損害割合30～39%)			
	調査済	建物の被災程度は小さいと考えられ、使用可能	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもの (損害割合10～19%)	復旧不可能	解体・撤去
結果の表示等	「判定ステッカー」を建築物の出入口等の認識しやすい場所に貼付		罹災証明書を発行		調査報告書	
参考となる基準・手順等	<ul style="list-style-type: none"> 被災建築物応急危険度判定マニュアル（（財）日本建築防災協会、全国被災建築物応急危険度判定協議会） 地震被災建築物応急危険度判定業務マニュアル（鳥取県建築物防災・復旧業務マニュアル（鳥取県）） 		<ul style="list-style-type: none"> 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府） 「り災証明書発行に係る住家の被害認定業務」技術支援マニュアル（鳥取県建築物防災・復旧業務マニュアル（鳥取県）） 		<ul style="list-style-type: none"> 震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針（（財）日本建築防災協会） 	

2 「応急危険度判定」と「被害認定（罹災証明）」は、実施目的と判定基準が異なることに注意する必要がある。（例えば、応急危険度判定で「危険」と判定された住家が、「全壊」又は「半壊」と認定されるとは限らない。）

3 被災判定の実施フローは次のとおりである。

【被災判定の実施フロー】



※ 被害認定（罹災証明）と被災度区分判定の実施順序は状況によって異なる。

第3節 宅地建物の被災判定の留意点

宅地建物の被災判定の実施責任者は、次の点に留意して対策を講ずるものとする。

1 迅速な初動対応

特に応急危険度判定は、二次災害防止のため直ちに必要になるため、建築士等の協力を受けつつ、早急に調査を行うものとする。

また、調査実施に先立ち、調査対象家屋等の考え方（抽出型か、ローラー的に実施か）等の基本的な調査計画を早急に定めるものとする。

2 窓口の一本化

被災判定を行う時期が異なるものや、判定対象物（宅地と建物）の違い、認定業務と証明書発行業務といった業務の違い等によって対応窓口は異なると考えられるが、各々の業務には密接な関連性があるため、必要に応じて総合調整を行う窓口を設けたり、対応窓口同士で情報の共有化に努める等、効率的かつ住民の視点に立った体制を執るものとする。

3 適切な判定の実施

被災判定に当たっては、市町村内は当然のことだが、できる限り県全域においても同一の基準で実施し、住民に対して不公平感を与えることのないよう努めるものとする。

落下のおそれがある構造物等、判定に疑義が生じる部分については、随時判定方法のすり合わせを行い、実施機関での情報共有に努めるものとする。

特に、被害認定に当たっては、その結果によって被災者が享受できる支援策の種類・程度に違いが出ることを十分留意の上、性急すぎることのないよう、適正な判定を行うものとする。

4 住民への配慮

被災地における判定業務では、家屋等の被災に伴い、倒壊等の危険性や当面の身の置き場、将来的な経済負担等について不安を抱えている住民と接する機会が多いと考えられるが、これらの住民は専門家が来たことである程度の不安が解消される面があるため、人心の安定を図る意味も含め、できる限り早く調査を行うよう努めるものとする。

5 応援者への配慮

建築士等の支援を求める場合、被災地内の居住者である建築士等は被災者でもあることから、できる限り過度の負担をかけないよう、被災地外からの応援を求める等の配慮を行うものとする。

また、土地勘がない者であっても効率的に調査ができるよう、調査位置を明示した住宅地図等を配付する等、可能な範囲で事前準備を行うものとする。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 応急危険度判定の実施
- 2 被害認定（罹災証明）の実施

第2章 地震被災建築物の応急危険度判定

（県生活環境部）

第1節 目的

この計画は、地震時において被災した建築物に係る危険性を早期に判定する「応急危険度判定」を実施し、二次災害の発生を防止することを目的とする。

第2節 地震被災建築物の応急危険度判定の実施

地震被災建築物の応急危険度判定は、建築物の所有者等からの要請及び、危険と思われる建築物について市町村が実施し、主として外観調査により判定を行うものとする。

1 市町村の実施体制

市町村は、地震等により応急危険度判定が必要であると判断したときは、応急危険度判定実施本部を設置し、県に報告を行うとともに、判定士の派遣等の支援要請を行う。

2 県の支援体制

- (1) 県（生活環境部）は、震度5強以上の地震が発生した場合、被害情報等の収集を開始する。
- (2) 県本部長は、震度5強以上の地震が発生した場合、又は市町村から応急危険度判定の支援要請があった場合、県生活環境部長に対し、応急危険度判定支援本部を設置し、判定の実施に関して必要な支援を行うよう指示するものとする。
- (3) 応急危険度判定支援本部長に、住宅政策課長を充てる。
- (4) 東中西部の各総合事務所環境建築局（東部圏域においては東部建築住宅事務所）に、応急危険度判定支援支部を設置する。
- (5) 被災市町村からの要請に基づき、国土交通省（判定支援調整本部）や県建築士会、被災地外の市町村との調整等を行い、判定士、応急危険度判定コーディネーターの派遣等を行う。
- (6) 判定を実施する要員の不足が見込まれる場合は、県は、国土交通大臣及び他の都道府県に対し応援要請を行うなどにより、人員確保に努める。

3 制度の趣旨の周知

実施に当たっては、必要に応じて制度の趣旨を記載したリーフレットを配付する等し、以下の点等について住民に十分な説明を行い、混乱を招かないよう努める。

- (1) 罹災証明発行のための被害認定とは異なること。
- (2) 建築物の恒久的使用の可否を判定するものではないこと。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 地震被災建築物の応急危険度判定の実施

第3章 被災宅地の危険度判定

（県県土整備部）

第1節 目的

この計画は、災害時において宅地に係る危険性を早期に判定する「被災宅地危険度判定」を実施し、二次災害の発生を防止し、住民の安全確保を図ることを目的とする。

第2節 被災宅地危険度判定の実施

1 市町村の実施体制

- (1)市町村は、地震等により被災宅地危険度判定が必要であると判断したときは、市町村災害対策本部に危険度判定実施本部を設置する。
- (2)危険度判定実施本部は、宅地の被害に関する情報に基づき、必要があると認めるときは、被災宅地危険度判定の対象となる区域及び宅地を定め、被災宅地危険度判定士（被災宅地危険度判定業務調整員を含む）の協力のもとに、被災宅地危険度判定を実施する。
- (3)被災宅地危険度判定の実施に当たっては、判定活動を円滑に進めるため、判定実施計画を作成する。
- (4)市町村は、必要に応じて県に対し被災宅地危険度判定士（被災宅地危険度判定業務調整員を含む）の派遣等の支援要請を行う。

2 県の実施体制

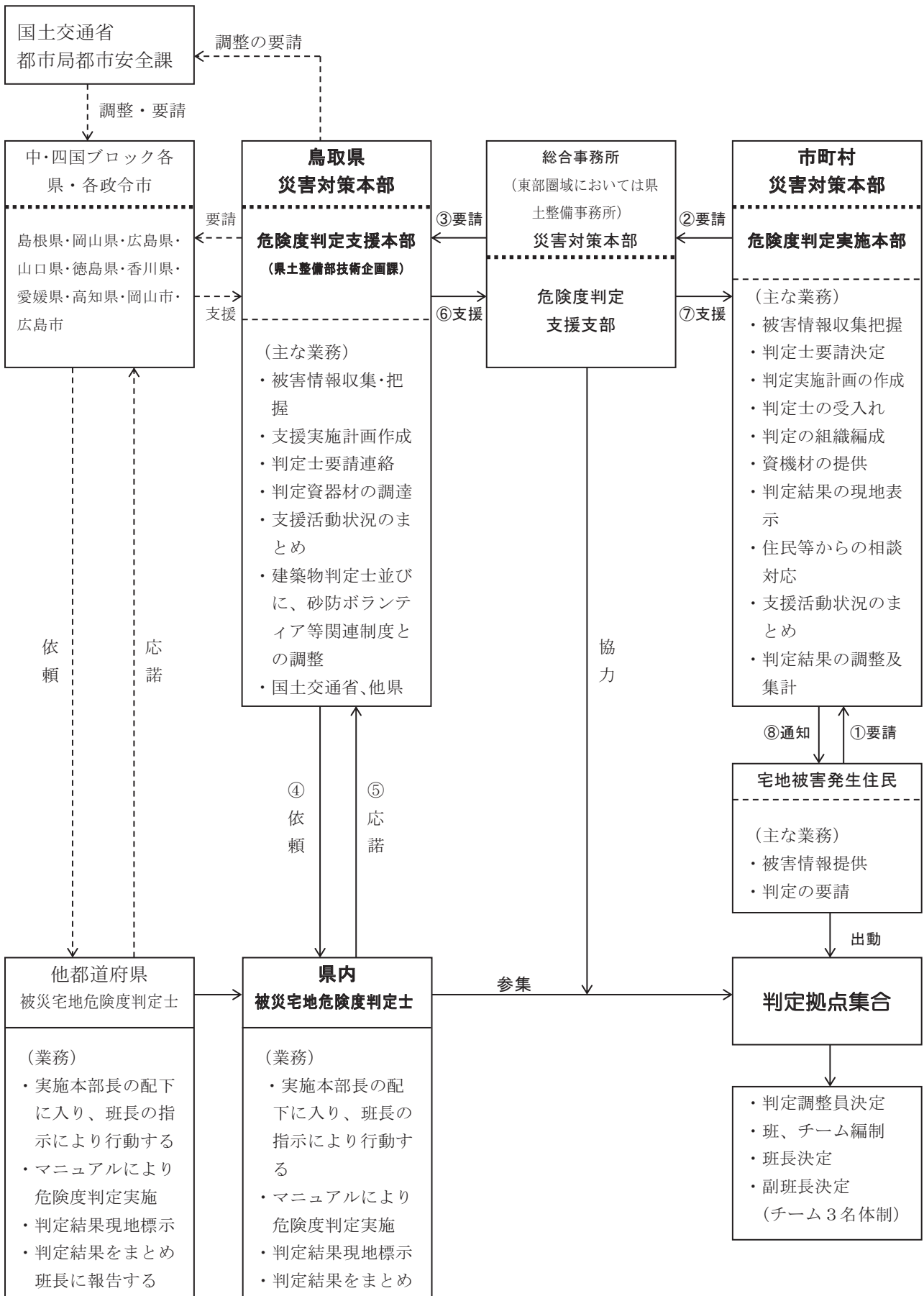
- (1)市町村からの支援要請があった場合、県本部に危険度判定支援本部を設置する。
- (2)危険度判定支援本部長に、技術企画課長を充てる。
- (3)危険度判定支援本部は、被災市町村からの要請に基づき、被災宅地危険度判定士（被災宅地危険度判定業務調整員を含む）に協力要請を行う等の措置を講じる。
- (4)各総合事務所（東部圏域においては県土整備事務所）に、危険度判定支援支部を設置する。
- (5)判定を実施する要員の不足が見込まれる場合は、県は国土交通大臣、若しくは他の都道府県知事等に対し被災宅地危険度判定の実施のための支援を要請する。

第3節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 被災宅地の応急危険度判定の実施

被災宅地危険度判定 実施フロー



※被災宅地危険度判定士には、必要に応じて被災宅地危険度判定業務調査員を含む

第4章 被害認定及び罹災証明書の発行

（県危機管理部、県生活環境部）

第1節 目的

この計画は、災害により被災した住家の被害程度（全壊、半壊等）を判定する「被害認定（罹災証明）」を実施することで、災害による被害規模を速やかに把握し、被災者生活再建支援法及び鳥取県被災者住宅再建等支援条例の適用の可否並びに被災者が各種の支援策を受ける際に必要となる罹災証明書の発行を遅滞なく実施することを目的とする。

第2節 被害認定の実施

1 実施主体

- (1) 被害認定に係る現地調査及び罹災証明書の交付は、市町村が実施する。
- (2) 県は、被害認定に係る技術的・人的支援を行う。

2 市町村の実施体制

- (1) 住宅の被害認定業務に係る住家の調査を行うため、建築士の派遣を必要とするときは、県（生活環境部）に派遣要請を行う。
- (2) 建築士の派遣を受けるに当たっては、一般社団法人鳥取県建築士事務所協会と委託契約を締結する。
- (3) 現地調査に基づく被害認定の結果を、住民からの求めに応じて罹災証明書として交付する。

3 県の実施体制

- (1) 市町村から建築士の派遣要請があった場合、一般社団法人鳥取県建築士事務所協会に建築士の派遣を要請する。
- (2) その他、市町村や一般社団法人鳥取県建築士事務所協会と、必要な連絡調整を行う。
- (3) 被害が複数の市町村にわたる場合、県は、被害調査や判定方法にばらつきが生じることのないよう、被災市町村間の調整を図るものとする。
- (4) 県は、説明会の実施に当たり WEB 会議システム等を活用するなど、すべての被災市町村が参加できるような工夫をするよう努めるものとする。

4 調査基準等

- (1) 罹災証明書により証明される被害程度の認定基準は、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日付府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知（以下「被害認定基準」という。））」等に従って判断することとする。
- (2) また、被害認定を円滑かつ迅速に行うため、標準的な調査方法及び判定方法を示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」によって判定を行うものとする。運用指針において判定する住家の被害の程度は、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」、又は「準半壊に至らない」の6区分となる（「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」及び「準半壊」の認定基準は、下表のとおり）。

なお、半壊に至らないもののうち、鳥取県被災者住宅再建等支援条例では住家の損害割合が10%以上20%未満を「一部損壊」としている。

被害の程度	認定基準
全壊	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、消失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半壊	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半壊に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。

※全壊、半壊：被害認定基準による

- ※大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成19年12月14日付府政防第880号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による
- ※中規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（令和2年12月4日付け府政防第1746号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。
- ※準半壊：「災害救助事務取扱要領（令和2年3月30日付け内閣府政策統括官（防災担当））」による。（令和2年3月末時点）

第3節 罹災証明書の発行

罹災証明書は、台風などの被害にあった方が保険金の請求や税の減免などで罹災事実の証明が必要なときに、市町村が被害状況を調査・確認の上、発行する。

なお、平成12年に発災した鳥取県西部地震における罹災証明書の発行申請は、14市町村で行われ、合計約1万7千件に及んだ。また、平成28年に発生した鳥取県中部地震における罹災証明書の発行件数は10市町村で合計約1万5千件に上った。

県は、迅速な罹災証明書の発行につながるよう、市町村等と連携し、ドローンやデジタル技術を活用した罹災証明書の合理的な発行方法について検討するものとする。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 被害認定に係る現地調査の実施
- 2 罹災証明書の発行

第5章 応急仮設住宅の建設

（県福祉保健部、県生活環境部）

第1節 目的

この計画は、災害により住宅を失い、又は破損によって居住ができなくなった世帯に対して、応急住宅の建設を行い、生活再建の場を確保することを目的とする。

なお、本章による応急仮設住宅の建設のほか、第7章による住宅再建対策、第14部による被災者支援計画等による対策を活用しながら、復興過程の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施するものとする。

第2節 住宅の応急仮設（災害救助法適用の場合）

災害により住家を失った者で直ちに住宅を確保することのできない者のうち、特に必要と認められる者に対して、あらかじめ協定を締結した団体の協力を得て仮設住宅を建設し、入居させるものとする。

<協定締結団体>

- ・木造仮設住宅：一般社団法人鳥取県木造住宅推進協議会他5団体
- ・プレハブ仮設住宅：一般社団法人プレハブ建設協会

施設の規格や供与の期間等、詳細については災害救助法が適用になった場合に、その都度定めるものとする。

1 実施者

県が行うものとする。ただし、県が直接設置することが困難な場合には、県が設計書を提示し、市町村に委任する。

2 対象者

- (1)住家が全壊、全焼又は流失した者
- (2)居住する住家がない者
- (3)自らの資力をもってしては、住宅を得ることができない者

3 建設戸数及び入居者の決定

県が市町村の意見を聴いて決定する（市町村に権限を委任した場合は、市町村が行う）。

市町村は、民生委員その他関係者の意見を聴き、対象者順位を定めて、県に調査書を提出するものとする。

4 建設用地の選定

用地の選定・確保は市町村が行う。なお、選定に当たっては、できる限り集团的に建築できる場所として、公共用地等を優先する（公有地を原則とするが、無償提供される民有地等も可）。学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

5 応急仮設住宅の管理

- (1)管理は市町村が、県の委託を受けて行うものとする。
- (2)供与に当たっては、市町村は、入居者から入居期間等を記した入居誓約書の提出を受けたのち入居させるものとする。
- (3)入居中も住宅のあっせんを積極的に行い、早い機会に他の住宅へ移転させるよう措置する。

6 応急仮設住宅建設の留意事項

- (1)被災集落ごとに仮設住宅を設ける等、既存の地域コミュニティの確保に配慮する。
- (2)一定規模以上の仮設住宅の集落ごとに集会場を整備し、巡回相談や健康相談等の拠点とするとともに、仮設住宅におけるコミュニティの維持増進を図るものとする。
- (3)災害救助法による応急仮設住宅を供与できる期間は原則2年とされる。その期間の延長を図るべき場合における内閣府との連絡調整は、県が行うものとする。（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づく特定非常災害の指定、及び建築基準法に基づく応急仮設建築物の許可期間の延長が必要）
- (4)応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり防止のための心のケア、入居者のコミュニティの形成及び促進に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。
- (5)プレハブ応急仮設住宅及び木造による応急仮設住宅の建設も含めた複数の供給体制により、迅速な応急仮設住宅の整備を図るものとする。
- (6)建設中及び入居中の二次災害に十分配慮するものとする。
- (7)民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、応急仮設住宅の設置に代えて、民間賃貸住宅を借上げ供与することも可能であるので、積極的に活用するものとする。

第3節 災害公営住宅の建設

- (1) 市町村は、災害により滅失した住宅に居住していた低所得者に貸借するため、必要に応じて公営住宅を建設するものとする。
- (2) なお、以下に該当する場合においては、災害により滅失した住宅の戸数の3割以内について、3分の2の国の補助を得ることができる（公営住宅法第8条）。
 - ア 地震、暴風雨等の異常な天然現象による滅失戸数が以下に該当するとき
 - (ア) 被災地全域で500戸以上
 - (イ) 一市町村の区域内で200戸以上
 - (ウ) 区域内の住宅戸数の1割以上
 - イ 火災による住宅滅失戸数が以下に該当するとき
 - (ア) 被災地全域で200戸以上
 - (イ) 一市町村の区域内の住宅戸数の1割以上

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 住宅の応急仮設対策の実施
- 2 災害公営住宅の建設

第6章 住宅の応急修理

（県福祉保健部、県生活環境部）

第1節 目的

この計画は、災害により住宅が半壊又は半焼し、そのままでは当面日常生活が営めず、自らの資力では応急修理できない世帯に対し、居住に必要な最小限の応急修理を行うことで、生活の場を確保することを目的とする。

第2節 建設資機材及び建設業者の把握

- (1) 県は、災害発生時には、応急復旧に要する資機材を調達可能な業者を確認するものとする。
- (2) また、建築業者等が不足するときは、他の都道府県又は市町村に協力を求める。

第3節 住宅の応急修理（災害救助法適用の場合）

1 実施者

災害の事態が急迫して県による救助の実施を待つことができない場合及び災害救助法が適用され知事はその権限を委任した場合に、市町村が現物をもって実施するものとする。

2 対象者

災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

3 応急修理の実施方法

- (1) 修理家屋の選定は、県が市町村の意見を聴いて決定する（市町村に権限を委任した場合は、市町村が行う）。市町村は、民生委員その他関係者の意見を聴き、対象家屋の順位を定めて、調査書を県に提出するものとする。
- (2) 修理箇所は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な欠くことのできない部分のみを対象とする。
- (3) 法による住宅の応急修理は、災害発生の日から3月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部^{*}が設置された場合は6月以内）に完了するよう努めることとなっているため、やむを得ずこの期間での救助の適切な実施が困難となる場合には、県は、あらかじめ事態等に即した必要な期間を内閣府と協議し、実施期間の延長を実施する。

※災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部

4 修理の基準等

修理の基準等、詳細については災害救助法が適用になった場合に、その都度定めるものとする。

5 事業者等との連携

県は、必要に応じて、住宅事業者の団体等と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修理を行うよう努めるものとし、災害救助法が適用されない場合においても、市町村等による住宅応急修理の促進策について協力・連携する。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 災害救助法に基づく住宅の応急修理

第7章 住宅再建対策

（県生活環境部、県福祉保健部）

第1節 目的

この計画は、指定自然災害により住宅に著しい被害を受けた地域（以下「被災地域」という）において、県及び県内市町村が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して給付金を交付するための措置を定めることにより、被災地域が活力を失うことなく力強い復興を促進し、もって地域の維持と再生を図ることを目的とする。

第2節 鳥取県被災者住宅再建等支援条例の適用

1 条例適用の要件

(1) 対象となる自然災害

- ア 県内で10戸以上の住宅が全壊する被害が発生した自然現象に係るもの
- イ 1の市町村の区域において5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- ウ 1の集落においてその世帯数の2分の1以上で、かつ、2以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した自然災害
- エ アからウまでに掲げるもののほか、被災地域における地域社会の維持が困難になるおそれのある被害が発生した自然災害

(2) 支給対象（国の被災者生活再建支援法による支給対象を除く）

- ア 全壊世帯の居宅に代わる住宅の建設又は購入
- イ 全壊世帯の居宅の補修
- ウ 大規模半壊世帯の居宅に代わる住宅の建設又は購入
- エ 大規模半壊世帯の居宅の補修
- オ 半壊世帯の居宅に代わる住宅の建設又は購入
- カ 半壊世帯の居宅の補修
- キ 一部損壊世帯の居宅に代わる住宅の建設又は購入
- ク 一部損壊世帯の居宅の補修
- ケ 住宅に重大な損害を及ぼすおそれのある擁壁等の補修
- コ 小規模な損壊の居宅の修繕の促進
- サ その他、知事が参加市町村に協議して定める事業

※賃貸住宅にあっては、当該賃貸住宅の所有者に対して支給する。

※住宅の建設又は購入にあたっては、被災した市町村と同一の市町村に建設又は購入した場合に限る。

2 支給条件

下表に示す条件の範囲内で支給される。

区分	完了期間	申請期間	交付限度額（単身世帯）
上記（2）支給対象 アの場合	3年	2年	300万円（225万円）
〃 イの場合			200万円（150万円）
〃 ウの場合			250万円（187.5万円）
〃 エの場合			150万円（112.5万円）
〃 オの場合			100万円（75万円）※1
〃 キの場合			30万円
〃 カの場合	2年	1年	100万円（75万円）※1
〃 クの場合			30万円※2
〃 ケの場合			100万円
〃 コの場合	—	1年	5万円又は2万円
〃 サの場合	知事が参加市町村に協議して別に定める。		

※1 被災者生活再建支援制度の支給対象となる場合は同制度の支援金の額を控除した額とする。

※2 応急修理を受けることが出来る場合にあつては、応急修理のために支出される額を控除した額とする。

3 鳥取県被災者住宅再建等支援条例の適用事務

(1) 県

鳥取県被災者住宅再建等支援事業費補助金交付要綱に基づき、被災者に対し補助金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(2) 市町村

住宅の被害認定、被災者の住宅再建等の事業計画をとりまとめ県への提出等を行う。

第3節 住宅関連施策

その他、災害により被災した県民のために県、市町村等が行う住宅関連施策の概要は、次のとおりである。
 県、市町村及び関係機関は、これらの措置・制度の県民への速やかな広報・周知を積極的に行うものとする。

名称	措置等の概要	窓口、問合せ先
災害復興住宅融資（住宅金融支援機構等）の利子補給（※）	住宅金融支援機構等の災害復興のための住宅融資を受けられた方に対して、融資が行われた日から6年間、上限2.1%までの利子補給（6年間）	県（住宅政策課）
災害復興住宅建設資金（県の上乗せ融資）の貸付及び利子補給（※）	住宅金融支援機構等の災害復興のための住宅融資を受けられた方に対して、さらに次のような上乗せ融資を行うとともに、融資が行われた日から6年間は無利子 <融資限度額> 400万円（6年間無利子）	県（住宅政策課）
住宅相談窓口の開設	災害により住宅に被害を受けた者に対して、あらかじめ協定を締結した融資機関（住宅金融支援機構）と協議の上、必要により被災市町村に住宅相談窓口を臨時に開設し、融資制度等を周知	県（住宅政策課）
災害復興住宅融資のあっせん	災害により住宅に被害を受けた者に対して、あらかじめ協定を締結した融資機関（住宅金融支援機構）と連携し、資金のあっせん等を行う	県（住宅政策課）
地すべり関連住宅融資	被災した住宅を移転又は建設しようとする者への融資あっせんについて、災害復興住宅融資と同様の措置を講ずる	県（住宅政策課）
民間賃貸住宅への家賃補助（※）	被災された方が民間賃貸住宅に入居された場合に、県と市町村で家賃の一部を補助 <補助限度額> 月額3万円	県（住宅政策課）
民間借り上げ空き家への家賃補助（※）	市町村が借り上げた民間空き家に被災された方が入居された場合に、県と市町村で家賃の一部を補助 <補助限度額> 月額3万円	県（住宅政策課）
災害援護資金の貸付	住居の全壊又は半壊などの被災者の方に対して、災害援護資金を貸与 <貸付限度額> 350万円（10年以内に償還） <対象災害> 県内で災害救助法が適用された災害	県（福祉保健課）
母子父子寡婦福祉資金の貸付	被災された母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦あるいは40歳以上の配偶者のない女性（配偶者と離別等した方）が、住宅の改築、補修あるいは転居等を行う場合に必要な資金を貸与 <貸付限度額> 住宅改築等資金として200万円	県（家庭支援課）
県営住宅の家賃免除	被災の状況等に応じて免除の当否、その期間について判断（※被災された方が県営住宅に入居された場合に、1年間家賃を全額免除）	県（住宅政策課）
県営住宅への被災による特定入居	被災された方が住宅に困窮している場合に、県営住宅の空き家の状況に応じて入居できる	県（住宅政策課）

（注）表中（※）は、平成12年鳥取県西部地震における措置の概要（災害の態様により異なる場合がある）。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 鳥取県被災者住宅再建等支援条例に係る被害認定等の取りまとめ
- 2 住宅関連施策の住民への広報、周知

災害応急対策編（共通）

第12部

文教対策計画

第1章 応急教育

（県教育委員会、県子ども家庭部）

第1節 目的

この計画は、災害により文教施設が被災し、又は児童、生徒の被災により通常の教育を行うことができない場合において、応急対策を実施し、就学に支障を来さないよう措置することを目的とする。

第2節 実施責任者

- (1) 文教施設の被災は、直接児童、生徒に重大な影響を及ぼすので、第一次的には学校長が応急対策を実施するものとする。
- (2) 市町村立の学校にあっては市町村教育委員会が、県立の学校にあっては県教育委員会が第二次的に応急対策を実施するものとする。
- (3) 県教育委員会は、市町村教育委員会が実施する応急措置について、必要な援助協力を行うものとする。
- (4) なお、国立学校及び私立学校においては、本計画に準じそれぞれ必要な対策を講ずるものとし、県（子ども家庭部）はこれを支援するものとする。

第3節 応急教育実施計画

1 文教施設の応急復旧対策

文教施設が被害を受けたときは、速やかに被害状況を調査把握し、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 学校長は、所管する施設が被災したときは、災害の拡大防止のための応急措置を実施するとともに、速やかに県又は市町村教育委員会に報告し、必要な指示を受けるものとする。
- (2) 県又は市町村教育委員会は、災害の実状に応じ、応急復旧の実施計画を樹立し、速やかに応急復旧を行うものとする。

2 応急教育の実施場所

文教施設が被災した場合、学校長又は教育委員会は、次に定めるところにより応急措置を講ずるものとする。

- (1) 簡単な修理で使用可能な教室は、速やかに応急修理を行う。
- (2) 被災のため使用できない教室に代えて、特別教室、体育館、講堂等を利用する。
- (3) 校舎の全部又は大部分が使用不能の場合は、収容人員等を考慮の上、公民館、その他の公共施設、隣接学校の校舎等の利用又は民有施設の借上げを行う。
- (4) 広範囲にわたる激甚な災害のため前記の諸措置が講ぜられない場合は、応急仮校舎を建設する。

3 応急教育の方法

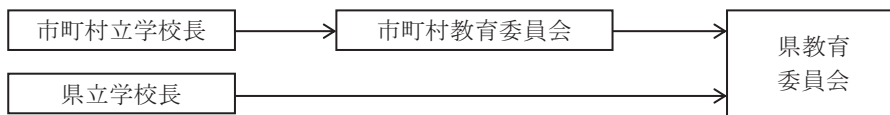
学校長は、文教施設及び児童生徒の被災の状況に応じて短縮授業、二部授業、分散授業等の措置を講ずることになるが、授業時間数については極力その確保に努める。

4 児童、生徒の災害援助に関する措置

- (1) 教科用図書の供給あっせん

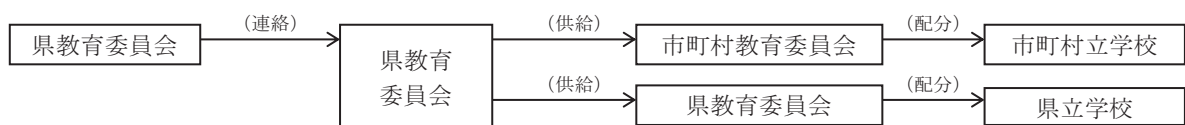
ア 教科用図書被災状況の報告

- (ア) 市町村立学校においては、学校長は、児童生徒の教科用図書の被災状況を調査の上、市町村教育委員会に報告するものとする。
- (イ) 市町村教育委員会は、市町村内の教科用図書の被災状況をとりまとめ、県教育委員会に報告するものとする。
- (ウ) 県立学校においては、学校長は、児童生徒の教科用図書の被災状況を調査の上、県教育委員会に報告するものとする。



イ 教科用図書の調達

- (ア) 県教育委員会は、県内の教科用図書の被災状況をとりまとめ、教科用図書販売会社に対し、県教育委員会及び市町村教育委員会への教科用図書の供給について連絡するものとする。
- (イ) 県教育委員会及び市町村教育委員会は、供給を受けた教科用図書を、それぞれが所管する学校に配分する。



ウ 費用は有償とする。ただし、災害救助法の適用を受ける災害により被害を受けた場合は無償とする。

- (2) 就学困難な児童、生徒に係る就学援助
「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」による。
- (3) 特別支援学校児童、生徒等の就学援助
「盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律」による。

5 授業料等の減免及び奨学資金の貸与等

- (1) 授業料、入学選抜手数料及び入学料の減免
 - ア 授業料…家屋等の全壊又は半壊の場合全額免除、それ以外の場合半額免除
 - イ 入学選抜手数料及び入学料…家屋等の全壊又は半壊の場合、全額免除
- (2) 奨学資金の貸与及び返還猶予
 - ア 鳥取県育英奨学資金の貸与及び返還猶予
 - イ 鳥取県進学奨励資金の返還猶予

6 教員確保措置

県教育委員会及び市町村教育委員会は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教員を把握し、確保する。

- (1) 臨時参集
 - 教員は、原則として各所属の学校に参集するものとする。
 - ただし、交通途絶で登校不能な場合は、最寄りの学校に参集する。
 - ア 参集教員の確認
各学校においては、責任者を定め、参集した教員の学校名・職・氏名を確認し、人員を掌握する。
 - イ 参集教員の報告
学校で掌握した参集教員の人員等については、別に定める報告系統により県教育委員会に報告する。
 - ウ 県教育委員会の指示
県教育委員会においては、前項で報告された人数、その他の情報を総合判断し、県立学校及び市町村教育委員会に対し教員の配置等適宜指示連絡をする。
 - エ 児童・生徒への臨時的対応
通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校において参集した教員をもって児童・生徒の安否確認、生活指導に当たらせ、状況に応じて臨時授業を実施する。
- (2) 退職教員の活用
災害により教員の確保が困難で、平常授業に支障を来す場合は、退職教員を臨時に雇用するなど対策をたてる。

7 給食の措置

- (1) 給食施設が被災したときは、県教育委員会及び市町村教育委員会は、次の事項に留意し、適切な措置を行う。
 - ア 被害状況（調理関係職員、給食施設設備、給食用保管物資等）の早期調査把握
 - イ 災害地に対する学校給食用物資の補給調整
 - ウ 衛生管理、特に食中毒等の事故防止
- (2) 日野郡3町については、応援協定に基づき、小中学校の給食支給について相互支援を行う。
県（日野振興センター）は必要に応じ調整を行う。

8 保健衛生の管理

- 学校の保健衛生については、県教育委員会及び市町村教育委員会は、次の事項に留意し、適切な措置を行う。
- (1) 校舎内外の清掃、消毒
 - (2) 飲料水の使用
 - (3) 児童、生徒の保健管理及び保健指導
 - (4) 児童、生徒の精神面に係る配慮（こころのケア）

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 文教施設の応急復旧対策の実施
- 2 応急教育の実施
- 3 児童、生徒の災害援助に関する措置
- 4 教員確保措置
- 5 給食の措置

第2章 文化財災害応急対策

（県総務部、県地域社会振興部、県教育委員会）

第1節 目的

この計画は、災害により文化財及び関連施設が被災した場合において、応急対策を実施することにより、文化的価値を損なわないなど被害が拡大しないよう措置することを目的とする。

第2節 実施責任者

- (1) 当該文化財の所有者・管理者等の責任において、応急対策を実施するものとする。
- (2) 県は、国関係機関や市町村文化財保護部局等（以下この章において「市町村」という。）と連携し、所有者・管理者等の実施する応急措置について、必要な援助協力を行うものとする。

第3節 応急対策

1 被害状況の把握と応急措置

文化財及び関連施設が被害を受けた場合、所有者・管理者等又は県及び市町村は速やかに被害状況を調査把握し、次に定めるところにより応急措置を講ずるものとする。

(1) 指定等文化財の所有者・管理者等の対応

ア 災害が発生したときには、災害の拡大防止のための応急措置を実施するとともに、文化財の被害状況を速やかに市町村へ報告し、報告を受けた市町村は県へ報告して、必要な指示を受けるものとする。

なお、災害によって交通等が遮断されるなど、被害確認が困難な場合には、所有者・管理者等は市町村へ報告し、報告を受けた市町村はその旨を県に報告する。また県及び市町村も、文化財所在地に到達可能な交通路など状況の確認を行う。

イ 災害発生時には、文化財の所在場所や被災の実態を写真、ビデオ、図示等での確かかつ詳細に記録する。

(2) 県の対応

ア 通報受理後、直ちに職員を現地に派遣して被害状況の把握に努め、国指定・登録・選定文化財（以下、この章において「国指定等文化財」という。）については、その結果を文化庁に報告し、係員の派遣等必要な措置を求める。

イ 被害状況を迅速に収集し、独立行政法人国立文化財機構文化財防災センター（以下この章において「文化財防災センター」という。）に報告する。

ウ 県は「災害時等の県立公文書館、図書館、博物館等の市町村との連携・協力実施計画」に基づき、被災状況の調査をし、支援方針を検討する。

(3) 県及び市町村の対応

ア 災害の実状に応じ、消防局等と連携しながら被害状況を把握し、速やかに応急対策を行うものとする。

イ 現地調査の結果、二次災害の発生や、破損の進行、破損部位の滅失、散逸等の可能性がある場合と判断された場合は、所有者・管理者等に応急措置を講じるよう指導する。

また、国指定等文化財の応急措置については、現状変更も含めて、文化庁へ実施した内容を報告する。

ウ 県民に美術工芸品、民俗資料、史料等の保護を訴えるとともに、修理、保存等の相談窓口を設置する。

2 応急対策と応援要請

被害状況の調査結果をもとに、県は市町村等と連携し所有者・管理者等とともに、今後の復旧計画の策定を行う。

(1) 県は文化庁や文化財防災センターの指導を受けながら、連携して対応を検討する。

(2) 県内において大規模な災害が発生し、県・市町村の行政機関の機能が著しく低下して、単独では十分に被害状況調査等が実施できない場合、県は「中国・四国地方における被災文化財等の保護に向けた相互支援計画」に基づく中四国8県2市、及び「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づく近畿2府7県及び文化財保護関係機関等への応援を要請する。

(3) 建造物の被害状況確認においては鳥取県ヘリテージマネージャー協議会（仮）に、また石造物の被害状況及び修復作業等に関しては「災害時における応急対策業務等の協力に関する協定書」に基づき鳥取県石材加工組合連合会に協力要請をする。

(4) 博物館・資料館等関連施設については、鳥取県ミュージアムネットワーク加盟館で定めている「災害発生時における博物館資料の活動等実施要綱」に基づく支援活動と連携する。

3 復旧対策

被害状況をもとに、県は被災文化財等の修復について技術的指導を行う。また文化庁をはじめ、関係する機関や専門家などの協力を得ながら、適切な対策を講じることとする。

また、指定文化財に関して必要があると認めるときは、文化財の修理事業等に対して補助を行う。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 文化財及び関連施設の応急復旧対策の実施
- 2 文化財及び関連施設の被害状況の把握
- 3 保存、修復等に関する相談窓口の設置

災害応急対策編（共通）

第13部

農業災害対策計画

第1章 農林水産業災害応急対策

（県農林水産部）

第1節 目的

この計画は、災害時に農作物、水産資源等に関する被害が発生し、又は発生したおそれがある場合の対策を定め、農林水産業被害を最小限に留め、その安定生産に寄与することを目的とする。

第2節 農作物、水産資源等の一般的な応急対策

1 事前予防措置

台風その他の災害が予想される場合、各作物については、事前措置の徹底を図り、被害を最小限にとどめる。その措置内容（予防対策）は資料編のとおりである。

2 被害状況の把握

農作物、水産資源等に災害が発生したおそれがある場合、県（農林水産部）は速やかに被害情報の収集及び状況把握に努め、応急対策及び復旧復興対策の必要性を検討するものとする。（被害情報の収集については、第3部第3章「災害情報の収集及び伝達」を参照）

3 資機材の確保

農作物、水産資源等に災害が発生又は発生したおそれのある場合で、応急措置が必要と認められるときは、関係機関と協議の上、応急対策機材や資材が確保されるよう連絡調整を行い、被害防止に努める。

第3節 再作付対策

県は、被害によって再作付を必要とする場合には、次により応急対策を講ずる。

- (1) 「災害対策用雑穀種子配付要綱」に基づき、雑穀種子を申請により供給する。
- (2) 主要農作物種子（水稻、麦及び大豆）の確保について、県は必要に応じて農政局に対し助言を依頼する。
- (3) 社団法人日本種苗協会の実施する種子備蓄事業により確保されている野菜種子を申請により供給する。

第4節 耕地等災害

県、市町村、その他農林業関係機関は、災害により耕地の地盤や農業用水路、林道等に被害が生じた場合、応急的な復旧や被害の拡大防止措置を講じるものとする。その際、恒久的な復旧の必要性や、転作の可能性も勘案し、耕作者・林業者の意思を尊重しつつ、適切な対策の実施に努めるものとする。

1 地震後のため池の点検

県、市町村、ため池所有者（管理者含む。以下「所有者等」という。）等は、ため池地点周辺の気象台で発表された気象庁震度階級が5弱（堤高が15m以上のため池にあつては4）以上の地震の場合、「地震後の農業用ため池等緊急点検要領」に基づき防災重点ため池等の緊急点検を行うものとする。

- (1) 県、市町村、所有者等は、目視による外観点検により被害の有無、程度、緊急度を把握することとする。
- (2) 県、市町村、所有者等は、ため池の安全管理上必要がある場合、緊急放流、応急対策及び安全対策を実施するとともに、速やかに市町村、関係集落、消防団等に急報し、決壊のおそれのある場合は、市町村が避難指示等の発出を判断する。
- (3) ため池の情報伝達は、風水害対策編第2部第3章「ため池・農業用水路・樋門の応急対策」による。

第5節 病虫害防除対策

災害によって病虫害の発生が予想される場合には、次による対策を講ずるものとする。

1 実態の早期把握

市町村及び農業団体等の防除関係者は、区域内の農作物の災害及び病虫害の発生状況等を早期に把握するとともに、県（病虫害防除所）に緊急報告するものとする。

2 防除の指示及び実施

県は、市町村、農業団体等から通報された災害状況により、病虫害の防除対策を検討し、市町村に対して具体的な防除の実施を指示するものとする。

市町村は、県の指示により緊急防除班を編成して短期防除を実施するものとする。

3 防除の指導

県は、特に必要と認める場合には関係職員による特別指導班を編成して、現地の特別指導を行うほか、非災害地に協力応援を依頼し、緊急防除協力班を編成して救援防除を指導するものとする。

4 農薬の確保

災害により緊急に農薬確保の必要が生じた場合には、県は全国農業協同組合連合会鳥取県本部及び農薬取扱業者に対し、手持農薬の被災地向け緊急供給を依頼するものとする。

5 防除機具の確保

- (1) 市町村及び農業団体等は、区域内の防除機具を整備、把握し、必要に応じて緊急防除の実施に当たり、集中的に防除機具の使用ができるよう努めるものとする。
- (2) 県は、被災地の緊急防除の実施を促進するため必要があるときは、県下の防除機具を動員して使用するよう連絡調整を行うものとする。

第6節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 耕地被害に係る応急復旧及び被害の拡大防止措置
- 2 病虫害防除対策の実施

災害応急対策編（共通）

第14部

被災者支援計画

第1章 生活再建対策

（県危機管理部、県政策戦略本部、県生活環境部、県福祉保健部、県子ども家庭部、県商工労働部、県農林水産部、県教育委員会）

第1節 目的

この計画は、災害により被災した県民のために県、市町村等が行う生活確保対策及び事業経営安定のための措置について定めることを目的とする。

第2節 措置・制度の県民への周知

県、市町村及び関係機関は、被災者の生活再建対策等の措置・制度の県民への速やかな広報・周知を積極的に行うものとする。

なお、被災者生活支援に関する情報については、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるとともに、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援、サービスを提供するものとする。

また、県及び市町村は、災害ケースマネジメントによる被災者の生活復興支援を実施する場合、取組が円滑に進むよう、県民への広報・周知を行うものとする。

第3節 被災者台帳の整備

- (1)市町村は、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成を必要に応じて行い、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。
- (2)県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

第4節 生活再建対策

1 被災者生活再建支援法の適用

被災者生活再建支援制度は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的にしたものであり、当該制度により支援を実施するには、被災者生活再建支援法の適用を受ける必要がある。

(1)法適用の要件

ア 対象となる自然災害

(ア)災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した県内市町村における自然災害

(イ)10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県内市町村における自然災害

(ウ)100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県内における自然災害

※ただし、①(ア)又は(イ)の市町村を含む県内で5世帯以上の全壊が発生した人口10万人未満の市町村、②(ア)から(ウ)に隣接している人口10万人未満で全壊5世帯以上の市町村については適用がある。

(エ)(ア)若しくは(イ)の市町村を含む都道府県又は(ウ)の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の全壊が発生した人口10万人未満の市町村、及び2世帯以上の全壊が発生した5万人未満の市町村

(2)支給対象世帯

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯

ウ 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯）

エ 住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（中規模半壊世帯）

オ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯

(3)大規模半壊世帯の判断基準

住家半壊の基準	左のうち「大規模半壊」
損壊部分が延床面積の20%以上70%未満のもの	50%以上70%未満
損害割合（経済的被害）が20%以上50%未満のもの	40%以上50%未満

(4)中規模半壊世帯の判断基準

住家半壊の基準	左のうち「中規模半壊」

損壊部分が延床面積の20%以上70%未満のもの	30%以上50%未満
損害割合（経済的被害）が20%以上50%未満のもの	30%以上40%未満

(5) 浸水等による住宅被害認定の取扱い

家屋の床材等は一度浸水すると本来の機能を喪失し、居住の快適性を著しく阻害する機会が多いことから、被害認定にあたっては、次のとおり被災者生活支援法の弾力的な運用を図る。（平成16年10月内閣府通知に基づくもの）

- ア 畳が浸水し、壁の全面が膨張し、さらに浴槽などの水廻りの衛生設備等についても機能を損失している場合等は、一般的に、大規模半壊又は全壊に該当することになるものと考えられる。
- イ 半壊であっても、やむを得ず住宅を解体する場合は、全壊と同様に取り扱うこととなるが、浸水等の被害により、流入した土砂の除去や耐え難い悪臭のためやむを得ず住宅を解体する場合は、被災者生活再建支援法第2条第2号ロに基づき、「やむを得ず解体」するものとして、全壊と同様に取り扱う。

(6) 支給条件

ア 対象世帯、支給額

住宅再建の態様等に応じて、以下の①と②の合計額（定額）を定額（渡し切り）方式で支給

	世帯人数	支援金（単位：万円）			
		① 基礎額	②住宅再建方法		
			建設・購入	補修	賃借
全壊世帯	複数	100	200	100	50
	単数	75	150	75	37.5
大規模半壊世帯	複数	50	200	100	50
	単数	37.5	150	75	37.5
中規模半壊世帯	複数	0	100	50	25
	単数	0	75	37.5	18.75

イ 対象経費

用途の限定なし

(7) 被災者生活再建支援法の適用事務

ア 県

被災者生活再建支援法が適用となる災害の内閣府等への報告や、市町村から取りまとめた支給申請書の被災者生活再建支援法人への提出等を行う。

イ 市町村

住宅の被害認定、罹災証明書等被災者の申請に必要な書類の発行や支給申請書のとりまとめと県への提出等を行う。

ウ 申請期間

(ア) 住宅建設・購入等を行う世帯への支援金（上記(5)ア②）・・・災害発生後37月以内

(イ) その他の経費（上記(5)ア①）・・・災害発生後13月以内

※ただし、都道府県は、やむを得ない事情により被災世帯の世帯主が上記の申請期間中に申請できないやむを得ない事情があると認めるときは、申請期間を延長することができる。

2 災害ケースマネジメントによる被災者の生活復興支援

市町村は、県、県社会福祉協議会、専門士業団体等の関係機関と連携し、必要に応じて災害ケースマネジメントの手法を活用することにより、被災者一人ひとりに寄り添った被災者の生活復興支援を行うものとする。

また、災害ケースマネジメントの実施に際し、市町村が、被災者の相談対応等で専門家の支援が必要と判断する場合は、県に対して専門家の派遣に係る調整を依頼するものとし、県は協定に基づき専門士業団体に対して専門家の派遣を要請するものとする。

3 その他の生活支援対策

(1) 生活支援対策

名称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
災害見舞金の支給	住家が全壊若しくは半壊した世帯主に対して見舞金を支給（同一原因による災害により、10世帯又は40人以上が被害を受けた場合） ＜見舞金上限額＞ 5万円	県（福祉保健課）
災害弔慰金の支給	災害により死亡した者の遺族に支給（住所地の市町村から支給） ＜受給遺族＞配偶者、子、父母、孫、祖父母 ＜支給額＞ 生計維持者が死亡した場合 500万円 その他の者が死亡した場合 250万円 ＜対象災害＞自然災害 ・1市町村で住居が5世帯以上滅失	住所地の市町村 県（福祉保健課）

	<ul style="list-style-type: none"> ・3以上の市町村で住居が5世帯以上滅失（県全域で支給） ・県内で災害救助法適用（県全域で支給） ・2以上の都道府県で災害救助法を適用（国内全域で適用） 	
災害障害見舞金の支給	災害により精神又は身体に障がいを受けた者に支給（住所地の市町村から支給） <受給者> 重度の障害を受けた者（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等） <支給額> 生計維持者 250万円 その他の者 125万円 <対象災害> 自然災害（災害弔慰金に同じ）	住所地の市町村 県（福祉保健課）
災害援護資金の貸付	災害救助法の適用の場合において、災害により被害を受けた世帯の世帯主に貸付（市町村から貸付） <受給者> 災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者 <限度額> 350万円 <対象災害> 県内で災害救助法が適用された災害	住所地の市町村 県（福祉保健課）
生活福祉資金の貸付	低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯の方が、災害により被害を受けたことにより臨時に必要な資金を貸付 <貸付限度額の目安> ・災害を受けたことにより臨時に必要な経費 150万円 ・住宅の補修等に必要な経費 250万円	県社会福祉協議会 住所地の市町村社会福祉協議会 県（福祉保健課）
被災地の高齢者等の生活支援（※）	被災されたひとり暮らし高齢者、障がい者、母子家庭の母などで自宅の清掃、小修繕等が困難なため、市町村が自宅での生活が可能となるよう支援する場合に、その一部を県費助成 <上限助成額> 1世帯あたり10万円（特認20万円） ボランティアを活用して実施した場合 1世帯あたり5万円（特認10万円）	県（長寿社会課（福祉保健課））
生活福祉資金（緊急小口資金）の貸付	低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯の方で、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける小額の費用（火災等被災によって生活費が必要なとき） <貸付限度額> 10万円 ※災害の規模により、貸付対象要件が緩和される場合があります。	県社会福祉協議会 住所地の市町村社会福祉協議会 県（福祉保健課）
母子父子寡婦福祉資金の貸付	被災された母子家庭の母又は父子家庭の父（母子家庭又は父子家庭となって7年未満）に生活資金として貸付 <生活資金> 月額10.3万円（貸付期間 2年間限度、償還期限 8年以内）	県（家庭支援課）
「震災・心の健康ホットライン」	心身のストレスや精神的不安などで悩まれている方々に対してメンタルケア相談を実施	県（健康政策課）
医師・保健師による健康相談	要請のあった市町村で、医師、保健師による健康相談を実施	県（健康政策課）
子どもの心の相談窓口	心のケアを必要とする児童・生徒に対して、児童相談所の電話や訪問により児童心理司、臨床心理士等が相談実施 教育相談電話による相談の実施	県（家庭支援課） 県教委（いじめ・不登校総合対策センター）
図書の貸し出し支援	被災地にある図書館へ図書館司書、事務員を派遣し、被災された方への図書貸し出しについて支援を実施	県教委（県立図書館）

（注）表中（※）は、平成12年鳥取県西部地震における措置の概要

（2）授業料などの負担の軽減

名称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
県税の免除	不動産取得税、個人事業税の減免措置を実施	県（税務課）
県立学校及び私立高等学校の授業料の減免	被災によって資産が著しく損なわれ、かつ所得が一定の基準以下にある世帯に属する生徒の授業料を免除 <全壊・半壊> 全額免除 <上記以外の被害> 半額免除	県教委（高等学校課） 県（総合教育推進課）

		県（医療政策課）
奨学資金等の返還猶予	奨学資金等の貸与を受けた方が、被災により奨学資金等を返還することが著しく困難になったと認められるときに返還を猶予	県教委（人権教育課） 県（人権・同和対策課、長寿社会課、子育て王国課、医療政策課）
高等学校定時制及び通信制課程における教科書学習書の支給	り災により経済的に修学が困難な方に対して、教科書等を支給	県教委（高等学校課）

(3) 農林水産業金融

ア 農業協同組合、信用農業協同組合連合会、漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会又はその他の金融機関が被害を受けた農林漁業者又はその団体に対して行う経営資金等のつなぎ融資の指導あつせん

イ 天災融資法による経営資金等の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償の実施

ウ 株式会社日本政策金融公庫法に基づく災害復旧等資金の融資あつせん

エ 株式会社日本政策金融公庫資金、農業改良資金、農業近代化資金、漁業近代化資金の既往貸付資金に係る貸付期限の延期等の措置

オ その他（平成12年鳥取県西部地震における主な措置）

名称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
鳥取県西部地震被害農業者対策特別資金の貸付	被災された農業者が経営の安定維持のために必要な資金を借り入れた場合に、借り入れ後6年間に限り金利負担と保証料負担をゼロ	県（経営支援課）
水産業復興支援緊急対策資金の利子補給等	漁業者、水産加工業者、漁協等に復旧に係る経費を融通した金融機関に利子補給を行うとともに、信用保証協会等に助成を行うことにより、加工業者、漁協などの金利負担と信用保証料負担の軽減を図る。	県（水産振興課）
林業改善資金の貸付	被災された森林所有者の方に対して貸与する被害森林の整備に必要な資金について無利子 <貸付限度額> 120万円/h a（貸付期間 5年）	県（林政企画課）

(4) 商工業金融

ア 中小企業関係の被害状況、再建のための資金需要等について速やかに把握し、政府及び政府系金融機関並びに一般市中金融機関に対し、協力融資について依頼する。

イ 金融機関に対し、貸付条件の緩和、貸付手続きの簡易迅速化等について要請する。

ウ 市町村、商工団体を通じ、国、県及び政府系金融機関が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。

エ 鳥取県災害等緊急対策資金等の貸付けを優先的に行う。

オ 平成12年鳥取県西部地震における主な措置

名称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
特別資金の貸付 ・利子補給金 ・信用保証料軽減補助金	被害を受けた企業を支援するための特別資金を貸付。 （利子及び信用保証料を6年間0%とする） <貸付限度額> 5,000万円（償還期限10年）	県（企業支援課）
県商工制度融資の償還猶予	被災を受けた中小企業が災害の前に県制度融資を利用し、約定どおり返済している場合、必要に応じて償還猶予を実施	県（企業支援課）
中小企業経営健全化資金の貸付	手形決済や商品仕入れに要する経費に対して、運転資金を貸付 <貸付限度額> 5,000万円（償還期限7年）	県（企業支援課）
中小企業設備資金の貸付	設備の更新・修繕等に要する経費に対して、設備資金を貸付 <貸付限度額> 5,000万円（償還期限12年）	県（企業支援課）
小口無担保保証融資	従業員20名以下の企業を対象に融資を実施 <貸付限度額> 1,500万円（信用保証0.6%）	県（企業支援課）
同和地区中小企業特別融資	従業員20名以下の企業を対象に融資を実施 <貸付限度額> 1,500万円（信用保証0.5%）	県（企業支援課）
小規模企業者等設備資金の貸付	従業員20名以下の企業を対象に経営基盤の強化を図るための設備導入にかかる経費を貸付	県（企業支援課）

	<貸付限度額> 4,000万円（償還期限7年）	
小規模企業者等設備貸与	従業員20名以下の企業を対象に経営基盤の強化を図るための設備の割賦販売及びリースを実施 <貸付限度額> 6,000万円（割賦払期間7年、リースは3～7年）	県（企業支援課）
中小企業ハイテク設備貸与	中小企業を対象に経営基盤の強化又は経営革新を行うための設備の割賦販売を実施 <貸付限度額> 8,000万円（割賦払期間7年）	県（企業支援課）

カ 平成28年鳥取県中部地震における主な措置

名称	措置等の概要	窓口、問い合わせ先
災害等緊急対策資金の貸付 ・ 利子補助金 ・ 信用保証料軽減補助金	直接被害又は売上高減少が生じた企業の資金調達経費を軽減。（利子及び信用保証料を当初5年間0%とする）	県（企業支援課）
中部地震復興支援利子補助金	直接被害又は売上高減少が生じた企業のうち、災害等緊急対策資金の対象とならない中堅・大企業が復旧のための融資を受けた場合、当初5年間の利子相当額を補助。	県（企業支援課）
金融機関への要請	資金調達の円滑化・融資手続の迅速化・個別事情に応じた返済猶予等の貸付条件変更を要請。	県（企業支援課）

第5節 その他の生活確保対策

県、市町村及び関係機関は、災害を受けた地域の民生を安定させるため、上記のほか被災者に対して次の対策を講ずるものとする。

- 1 被災者に対する職業のあっせん（職業安定法）
- 2 簡易保険、郵便年金契約者に対する非常貸付け、郵便貯金等預金者に対する非常払渡し、郵便はがき等の無償交付（保険事務の非常取扱要綱、為替貯金非常取扱規程、災害地の被災者に対する郵便はがき等の無償交付に関する省令）
- 3 小災害被災者に対する見舞金の給与（小災害被災者に対する見舞金給与要綱）
- 4 大規模災害発生時に、私人間の紛争が多発するおそれがある場合に、鳥取県と鳥取県内土業団体との大規模災害発生時における相談業務の支援に関する協定に基づき、必要に応じて各土業団体に無料相談の実施を要請
- 5 被災児童、災害等への援護
 - (1) 県（福祉保健部）による災害により父母や保護者を失い孤児となった児童の児童養護施設、乳児院等の児童福祉施設への入所措置を実施
 - (2) 県（福祉保健部、教育委員会）、市町村による福祉相談等の児童や保護者のメンタルケア対策の実施
 - (3) 市町村による父子家庭・母子家庭になった世帯等の児童保育の支援（緊急入所枠の活用、入所手続きの簡素化等）

第6節 日本銀行による応急金融対策

1 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節

- (1) 日本銀行は、被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に発行元銀行券を寄託し、あるいは既存の寄託発行元銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。
- (2) 日本銀行は、被災地における現金供給のため緊急に現金を輸送し又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図る。
- (3) 日本銀行は、災害発生時等において、必要に応じ適切な通貨および金融の調節を行う。

2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置

- (1) 日本銀行は、災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、日本銀行金融ネットワークシステムその他の決済システムの安定的な運行に係る措置を実施する。また、必要に応じ、関連する決済システムの運営者等に対し、参加者等の業務に支障が出ないよう考慮し適切な措置を講ずることを要請する。
- (2) 日本銀行は、災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、資金の貸付けを行う。

3 金融機関の業務運営の確保に係る措置

日本銀行は、関係行政機関と協議のうえ被災金融機関が早急に営業開始を行いうるよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長又は休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。また、災害の

状況に応じ必要の範囲で適宜業務時間の延長又は休日臨時営業を行う。

4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

日本銀行は、必要に応じ関係行政機関と協議の上、金融機関又は金融関係団体に対し、次に掲げる措置その他金融上の措置を適切に講じるように要請する。

- (1) 預金通帳等を紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。
- (2) 事情によっては、被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。
- (3) 被災地の手形交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の有用等の特別措置をとること。
- (4) 損傷日本銀行券および損傷貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。
- (5) 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。

5 各種措置に関する広報

日本銀行は、災害応急対策に関する情報について、新聞、放送、インターネットその他適切な方法により、迅速に国民に提供するよう努める。

特に、3及び4で定める要請を行ったときは、関係行政機関と協議の上、金融機関および放送事業者と協力して速やかにその周知徹底を図る。

第7節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 被災住民のための生活再建対策の実施（災害ケースマネジメントの実施を含む）
- 2 同対策の広報、周知

第2章 健康及びこころのケア対策

（県福祉保健部、県子ども家庭部、県教育委員会、警察本部、日本赤十字社）

第1節 目的

この計画は、被災者の健康及びこころのケア対策について定めることを目的とする。

第2節 実施者

- 1 県及び市町村は、被災者が心身ともに健康を保つことができるよう努めるものとする。
- 2 また、県及び市町村は、巡回相談の実施等により被災者と接する場を設け、心身の手当が必要な者を早期発見し、その回復に万全を期するものとする。

第3節 住民に対する健康相談等

1 巡回健康相談等の実施

- (1) 県及び市町村は、医師・保健師による避難所等への巡回健康相談及び家庭訪問を行う。
- (2) 県は、市町村の要請に基づき、各総合事務所（各保健所（東部圏域においては鳥取市保健所））及び被災地以外の市町村から派遣可能な保健師等についての情報を収集し、巡回健康相談チームを編成し、被災地市町村に派遣を行う。なお、市町村からの要請がない場合であっても、県が必要と認めるときには同様の措置を行う。
- (3) 医師・保健師が不足する状況においては、介護ヘルパーの協力を得るなどにより、必要な体制の確保に努めるものとする。
- (4) 市町村は、巡回健康相談を行うに当たり、重点的に訪問することが必要な者の状況の把握に努めるものとする。
- (5) インフルエンザ等の流行予防のため、避難所において予防リーフレット等の配付を行う。

2 児童生徒への対応

県及び市町村は、学校における健康相談活動を実施するものとする。

第4節 こころのケア対策

1 他県等への保健師等の派遣要請

- (1) 被災者に対する心のケアについては、発災後長期間にわたり実施する必要があるため、従事する職員の不足が考えられるため、県は、必要に応じて他県との応援協定に基づく保健師等の派遣要請を行うものとする。
- (2) その他、必要に応じ介護ヘルパーの協力を得るなどにより、必要な体制の確保に努めるものとする。

2 日本赤十字社への協力

日本赤十字社は、被災地への「こころのケアチーム」の派遣を行っている。県及び市町村はこれに協力するものとする。

3 電話相談窓口の設置

県及び保健所設置市は、総合事務所（保健所）（東部圏域においては鳥取市保健所）に精神科医師及び保健師等による電話相談窓口を設置し、精神保健福祉センターと連携し、被災者のメンタルケアを行う。

4 こころのケアに関する情報提供

県及び保健所設置市（精神保健福祉センター、総合事務所（保健所）（東部圏域においては鳥取市保健所）等）は市町村と連携して、こころのケアに関する情報の提供や知識の普及を行う。また、県は、市町村と連携して、日本赤十字社の「こころのケアチーム」の派遣への協力及び情報の提供を行う。

5 警察本部による被災者支援活動

被災地において警察官等による巡回活動を行い、こころのケア、相談受理、安全指導等を実施する。また、自治体等との連携や連絡窓口等の情報提供を行う。

6 児童生徒への対応

県教育委員会及び市町村教育委員会は、被災児童に対するメンタルケア対策を実施するものとし、状況に応じて、専門家を学校に派遣するものとする。

7 子どものこころのケアチームの編成

県（児童相談所等）が関係機関と連携して子どものこころのケアチームを編成し、避難所や保育所・幼稚園の巡回、避難所に相談室の常設、相談電話を開設するなどにより、子どもの相談に対応する。また、避難所において「遊び」や「読み聞かせ」などを取り入れたこころのケアを実施する。

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 住民への健康相談等の実施
- 2 住民へのこころのケア対策の実施

第3章 義援金・義援物資の受入・配分

（県福祉保健部、県危機管理部、県総務部、県生活環境部、県農林水産部、県商工労働部）

第1節 目的

この計画は、災害に際し支援者から送られた義援金・義援物資を被災者に配分し、災害により被害を受けた被災者の生活を支援することを目的とする。

第2節 義援金の受入れ及び配分

1 義援金の受入れ

災害救助法が適用された場合又は被災者に対する義援金の受入れを必要とする場合は、次の関係機関は必要に応じて協力して募集方法、期間等を定めて募集を行うものとする。

<関係機関>日赤鳥取県支部、鳥取県共同募金会、NHK鳥取放送局、県（福祉保健部、総務部、商工労働部）等

2 義援金の配分

県内外各地の支援者から送られた義援金を適正に配分するため、関係機関で構成する災害義援金配分委員会を設置し、義援金の配分について協議・決定するものとする。その際、あらかじめ基本的な配分方法を決定しておくなどして迅速な配分に努めるものとする。

(1) 関係機関

日赤鳥取県支部、鳥取県共同募金会、県社協、NHK鳥取放送局、県

(2) 協議・決定事項

ア 義援金の保管	イ 義援金の配分方法、配分基準、配分時期
ウ 義援金の使途	エ その他必要な事項

3 義援金受入れの広報

関係機関は、円滑な義援金の受入れを行うため、相互に連携してホームページや報道機関を通じた住民広報に努める。

第3節 義援物資の受入れ及び配分

県（危機管理部、農林水産部、生活環境部、商工労働部）及び市町村等は、第8部各章の調達体制に準じて、義援物資の受入れ及び配分を行う。なお、その際、次の事項に留意するものとする。

1 物資受入れの基本方針

- (1) 原則として、企業・団体等からの大口受入れを基本とする。
- (2) 腐敗・変質するおそれのある物資は受け付けられないものとする。
- (3) 物資の梱包は、単一の物資について行うものとする。規格や種類等の異なる複数の物資等を一括して梱包すると、仕分け等の余分な手間が必要となるため、そうした梱包をされた物資は、善意の品といえども受け付けられないものとする。

2 少量提供物資（個人提供等）の取扱い

- (1) 災害時においては、物資配分の観点から、同一物資を一カ所に大量に集約することが効率的である。しかし、多品種少量の義援物資については集約が困難であり、各避難所への配分の支障となるおそれがある。また、ニーズがない物資は、各避難所へ配分されないおそれがある。そのため、個人等の善意の効果的な発揮及び物資の効率的な調達・配分の観点から、提供者に対して異なる種類の物資を少量提供するのではなく、極力、単品大量の提供が義援金としての協力を依頼する。
- (2) なお、個人等からの義援物資の申し出については、提供物資及び提供者の連絡先などを記録し、必要に応じて提供を依頼するものとし、一方的な送り出しは控えるよう依頼するものとする。

3 受入体制の広報

県（危機管理部、農林水産部、生活環境部、商工労働部）及び市町村等は、円滑な義援物資の受入のため、次の事項についてホームページや報道機関を通じて広報に努める。

- (1) 必要としている物資とその数量
- (2) 義援物資の受付窓口
- (3) 義援物資の送付先、送付方法
- (4) 個人からは、原則義援金として受付
- (5) 一方的な義援物資の送り出しは、受け入れ側の支障となるため行わないこと

4 報道機関との連携

テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、県及び市町村等は、報道機関に対して適宜適切な情報提供に努め、ニーズに沿った義援物資の受入に努める。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 義援物資の受入れ及び配分の実施
- 2 受入体制の広報

災害応急対策編（共通）

第 15 部

ライフライン対策計画

第1章 ライフライン応急対策の調整

（県危機管理部、県生活環境部、県県土整備部、市町村、中国電力、中国電力ネットワーク、鳥取ガス、米子瓦斯、県LPガス協会、NTT西日本、KDDI、NTTドコモ中国支社、ソフトバンク、楽天モバイル）

第1節 目的

この計画は、災害時におけるライフライン事業者相互の調整について定めることを目的とする。

第2節 県災害対策本部のオブザーバー派遣要請

県本部は、ライフライン復旧作業を調整するため、必要に応じ、ライフライン関係機関に対して連絡員の派遣を要請し、各機関と必要な調整を行う。

第3節 ライフライン関係機関等の動員計画及び主な対応等

配備基準等は地震災害によるもの

1 鳥取ガス株式会社、米子瓦斯株式会社

- (1) 震度5弱以上で災害対策本部設置。点検を実施。
- (2) 震度5強で一般住宅のガスの供給を遮断。（マイコンメーターによる）
- (3) 地震動が60カイン以上（震度6～7相当）でガスの供給を停止。

2 中国電力株式会社（鳥取支社）・中国電力ネットワーク株式会社（山陰ネットワークセンター）

配備基準	配備体制	対応等
被害が予測される場合	警戒体制	災害準備対策室等を設置
被害が発生した場合	非常体制	災害対策室等を設置
社会的影響が大きい場合	特別非常体制	特別災害対策室等を設置

*震度5弱以上で自主的な出社を行う。

3 西日本電信電話株式会社（鳥取支店）

- (1) 震度5弱で状況に応じて災害対策本部を設置。
- (2) 震度6弱で災害用伝言ダイヤルサービスの提供を開始。
- (3) 通話の輻湊が発生した場合、自動的に災害時優先電話以外を対象とした規制。

4 KDDI株式会社

- (1) 被害状況に応じた災害対策本部の設置
- (2) 被害状況に応じた災害用伝言板の用意
- (3) 通話の輻湊が発生した場合、自動的に災害時優先電話以外を対象とした規制

5 株式会社NTTドコモ中国支社

- (1) 震度5強以上で関係社員は自動参集。
- (2) 状況に応じて災害対策本部（又は情報連絡室）を設置。
- (3) 震度6弱を目安に災害用伝言板の提供を開始。
- (4) 通話の輻湊が発生した場合、自動的に災害時優先電話以外を対象とした規制。

6 ソフトバンク株式会社

- (1) 被害状況に応じた対策本部の設置
- (2) 震度6弱を目安に災害伝言板の提供を開始
- (3) 通話の輻湊が発生した場合、自動的に災害時優先電話以外を対象とした規制

7 楽天モバイル株式会社

- (1) 被害状況に応じた対策本部の設置
- (2) 被害状況に応じた災害伝言板の用意
- (3) 通話の輻湊が発生した場合、自動的に災害時優先電話以外を対象とした規制

8 西日本旅客鉄道株式会社（中国統括本部）

措置の基準	措置の内容
震度4（40ガル以上80ガル未満）	列車を一旦停止させ、点検後異常がない場合運転再開
震度5弱以上（80ガル以上）	全線列車の運転を停止し、点検実施

*被害の規模に応じて災害対策室、災害対策本部を設置。

9 智頭急行株式会社

措置の基準	措置の内容
震度4	運転規制区間内の列車を一旦停止させ、速度制限を行い運転再開
震度5弱以上	運転規制区間の列車の運転を中止

*被害の状況に応じて災害対策本部を設置。

10 若桜鉄道株式会社

措置の基準	措置の内容
震度4	要注意区間の列車に速度制限を行い運転
震度5弱以上	全線列車の運転を中止し、点検を実施

11 西日本高速道路株式会社（中国支社）

措置の基準	措置の内容
震度4以上	速度規制の実施
震度5弱以上	区間内の通行を止め、通行止め区間を点検

*道路管制センター（広島）が通行止め区間、速度規制を料金所へ通知する。

12 日本放送協会（NHK鳥取放送局）

配備基準	放送の対応
震度2以下	関係地域で画面に地震に関する文字情報を表示
震度3～4	画面に地震に関する文字情報を表示
震度5弱～5強	画面に地震に関する文字情報を表示、又は全部の放送を中止して地震情報を全国放送（状況により判断）
震度6弱以上	全部の放送を中止し、地震情報を全国放送

*明確な基準はないが、被害の状況に応じて一種体制～三種体制の配備体制をとる。

13 一般社団法人鳥取県LPガス協会

- (1) 震度5以上の地震が発生した場合、災害対策本部を設置する。
- (2) 被害が最も大きい支部に現地対策本部を設置する。
- (3) 二次被害防止のため、被害情報の収集と緊急措置及びLPガス供給先の応急措置、被災地住民のための応急供給を円滑に実施する。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 水道管理者による水道施設応急対策

第2章 電力施設応急対策

（中国電力、中国電力ネットワーク、県危機管理部、県企業局）

第1節 目的

この計画は、県内における電力施設の現況を把握し、災害時に際して電力施設の防護及び復旧の迅速化を図り、電力の供給を確保することを目的とする。

第2節 災害対策室等の設置

中国電力鳥取支社及び中国電力ネットワーク山陰ネットワークセンターは、災害の発生が予想されるとき又は発生したときは災害対策室等を設置し、必要な体制を整えるものとする。

＊「中国電力鳥取支社災害対策実施要領」及び「中国電力ネットワーク山陰ネットワークセンター非常災害対策実施要領」による。

第3節 応急対策要員の確保

応急対策に従事可能な人員をあらかじめ調査し、把握しておくとともに、速やかに対応できるようにしておくものとする。

- 1 人員の動員体制を確立すると同時に連絡方法を明確にしておくものとする。
- 2 協力会社（請負者等）及び他支社等へ応援を求める場合の連絡体制を確立するものとする。

第4節 情報の収集、連絡

1 災害時における情報の収集・連絡は、「中国電力鳥取支社災害対策実施要領」及び「中国電力ネットワーク山陰ネットワークセンター非常災害対策実施要領」に定める組織により実施するものとする。

また、情報の連絡、指示、報告等のため、次の施設を利用するものとする。

（1）保安用通信設備 （2）移動無線設備 （3）携帯用無線設備

2 県の災害対策本部が設置された場合、もしくは災害の態様によっては災害警戒本部が設置された際には、必要に応じて中国電力は県が設置する本部にリエゾンを派遣するものとする。

第5節 災害時における危険予防措置

災害時において送電を行うことが危険であると認められる地域に対しては、送電の遮断等、適切な危険予防措置を講ずるものとする。

第6節 被害状況の早期把握

全般的被害状況の把握の速達は復旧計画策定に大きく影響するので、ヘリコプターやドローンの活用などあらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努めるものとする。

また、県がヘリコプターやドローン等で把握した被害情報を必要に応じ中国電力に提供するものとする。

第7節 災害時における復旧資材の確保及び復旧作業の支援

1 中国電力鳥取支社及び中国電力ネットワーク山陰ネットワークセンターは、発電機車、復旧資材等を常に把握しておくとともに、調達を必要とする資材は可及的速やかに確保するものとする。

2 復旧資材の輸送は、あらゆる輸送会社の協力を得て輸送力の確保を図るものとする。

3 資機材の確保等について、県や市町村等による協力が必要な場合は、県は可能な範囲で協力するとともに市町村等との調整に協力するものとする。

4 中国電力鳥取支社及び中国電力ネットワーク山陰ネットワークセンターは、電力施設の復旧にあたり、樹木の伐採等の支援が必要な場合は県へ協力を要請するものとし、県は必要に応じて国、市町村と連携して可能な範囲で協力するものとする。

第8節 応急送電等

災害復旧の実施に当たっては、原則として人命にかかわる施設、官公署、報道機関、避難場所等を優先的に送電するものとする。

県は、大規模停電が発生している場合、要配慮者利用施設や災害対策拠点の非常用電源の稼働状況を確認し、早期の電源の確保が必要と判断する場合は、国や電気事業者等と調整の上、電源車等の派遣を行うものとする。

第9節 災害時における広報活動

送電による人災、火災の防止及び電力施設の被害状況、復旧見込み等について、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や広報車を通して広報するとともに、県に対しても速やかに情報提供するものとする。また、特に電力が不足している際は、住民、企業に対する節電協力を呼びかける。

県は、中国電力からの情報提供を受け、速やかに県ホームページ等で広報するものとする。

第10節 県企業局が所管する各発電施設の応急対策

県企業局は、災害時に際して発電施設の防護及び復旧を行うための所要の対策を講じ、電力供給の確保に努めるものとする。

第11節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項について、本章においては特に該当は無い。

第3章 ガス施設応急対策

（鳥取ガス、米子瓦斯、県危機管理部）

第1節 目的

この計画は、非常災害時におけるガス（LPガスを除く。以下この章において同じ。）の供給確保等及びガス施設（LPガス施設を除く。以下この章において同じ。）の早期復旧を図ることを目的とする。

第2節 実施責任者

ガス事業者（ガス事業法第2条第11項に規定する「ガス事業者」をいう。）は、その必要度、緊急度及び公共性に応じて迅速な応急措置を実施することによりガス供給の確保を図るものとする。

第3節 応急対策

- 1 ガス事業者は、緊急出動体制（人員、車両、装備、資機材連絡通報等）の充実及び、供給停止のためのバルブの増設に努めるものとする。
- 2 ガス事業者、警察及び消防署は、ガス事故が発生したことを覚知したときは、直ちに相互に通報する。
- 3 ガス事業者は、ガス製造原料及び電力を確保する。
- 4 ガス事業者は、被災施設、設備等の状況を調査、把握し、災害の状況により供給停止の処置をとり、必要に応じて導管内の残留ガスの放散を行う。
- 5 ガス事業者は、ガス事故が発生したときは、直ちに出勤して応急措置を講ずる。また、警察、消防機関においても迅速な出動を行い、住民の保護を図るため、立入禁止、避難誘導等の措置を取るとともに、付近住民に対し事故の状況の広報、取るべき措置等を徹底するよう努める。
- 6 ガス事業者は、ガスの供給停止及び再開については、あらゆる広報媒体を利用し需要家庭に周知徹底を図る。
- 7 県は、ガスに関連する県内の状況について、県ホームページ等を通して広報するものとする。
- 8 ガス施設、設備等の被災箇所を発見した者は、直ちにガス会社に通報するよう住民に協力を要請する。

第4節 応急対策上の注意点

- 1 ガスは可燃性であるので、ガス漏えいに起因する二次的災害（爆発等）を起こさないよう十分注意する。このため、必要に応じて空気呼吸器を準備するとともに、火気の取扱いには特に注意しなければならない。
- 2 ガスの供給を停止して再開する際は、コックの締め忘れによる事故が予想されるので、需要家庭全部に完全に周知徹底させる必要がある。このため、関係市町村、警察、消防機関、報道機関等に対し協力を要請する。
- 3 一般市民の立入禁止及び避難についても、関係機関の協力を要請する。

第5節 その他必要とする事項

ガス事業者は、ガス製造所内で災害が発生した時は、引火性危険物等が貯蔵されているので、化学消防車の出動を要請する。

第6節 ガス施設の所在・名称・状況等

県内における各ガス会社の施設の状況は、資料編のとおりである。

第7節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項について、本章においては特に該当は無い。

第4章 LPガス応急対策

（県LPガス協会、県危機管理部）

第1節 目的

この計画は、災害時におけるLPガスの供給確保及びLPガス施設の早期復旧を図ることを目的とする。

第2節 実施責任者

県LPガス協会は、その必要度、緊急度及び公共性に応じ迅速な復旧活動を実施して、LPガス供給の確保を図る。

第3節 復旧対策

- 1 県LPガス協会は、災害対策本部を設けるとともに、警察及び消防署よりLPガス事故の通報を受けたときは、被災地のあらかじめ定めている防災事業所に通報し緊急出動体制を整えとともに、災害を受けていない支部・地区に対し緊急応援を求める。
- 2 県LPガス協会は、災害発生直後のLPガスの二次災害を防止するために、災害発生後速やかに緊急措置点検を行うものとする。
- 3 県LPガス協会は、緊急措置点検終了後から概ね2週間程度を目処として在宅の消費者先、仮設供給が可能な個所へ二次災害防止のための関連設備の点検とLPガスの使用を可能な状態にするための応急措置を行うものとする。
- 4 県は、県LPガス協会からの要請に基づき、LPガスの二次災害を防止するために必要な情報を、県ホームページ等を通して広報するものとする。

第4節 LPガスの応急供給

- 1 県及び市町村は県LPガス協会と、県内において地震、暴風、洪水その他の自然現象による災害が発生した場合のLPガスの応急供給について、「緊急用LPガスの調達に関する協定」を締結する。
- 2 LPガスの応急供給における緊急用LPガスとは、LPガスのほかに容器、燃焼器具、その他のLPガスを燃料として使用するために必要な器具を含んだものをいう。
- 3 市町村は、LPガスの応急供給の必要性を認めたときは、「緊急用LPガスの調達に関する協定」に基づき、県LPガス協会に直接又は県を通じてLPガスの供給要請を行うものとする。
- 4 県LPガス協会は、県又は市町村からの要請に基づき供給物資の搬送を行わせるものとする。
- 5 県LPガス協会は、平常時からLPガス応急体制の整備を行うものとする。

第5節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 LPガスの応急供給が必要な場合のあっせん依頼

第5章 水道施設応急対策

（県生活環境部、市町村、企業局）

第1節 目的

この計画は、風水害等により水道施設（工業用水施設を含む。）が被害を被った場合において、迅速な応急措置を実施して、水道施設の早期復旧により飲料水等生活用水の確保を図ることを目的とする。

第2節 実施責任者

水道管理者（市町村、県企業局）は、災害により水道施設が被害を被った場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、応急復旧を行うものとする。

また県は、水道管理者の能力を超える事態にあつては、これを支援する。

第3節 応急対策

1 水道管理者における措置

- (1) あらかじめ定めた計画に基づく非常時の配備体制により要員を確保する。
- (2) 直ちに水源地、浄水場、配水池、管路の被害状況の調査、点検を実施する。
- (3) 応急復旧に必要な資機材の確保に努め、必要に応じ関連業者に協力を依頼する。
- (4) 緊急度に応じ速やかな応急復旧を実施するとともに、自ら実施することが困難な場合、県及び他の水道事業者に応援を要請する。
- (5) 施設の被害状況及び復旧見込み等を広報し、住民の不安解消に努めるものとする。また、水道施設の復旧には相当の期間を要する可能性が高いことから、各家庭での節水協力などについても併せて広報を行う。

2 県における措置

- (1) 水道管理者（市町村）から応急復旧に係る応援要請があった場合は、鳥取県管工事業協会及び他の水道管理者へ応援の要請を行う。
 - ・「災害時における水道施設等復旧に係る応急対策への協力に関する協定」（県管工事業協会）
- (2) 被災市町村と連絡が取れない、又は被災市町村の被害状況が把握できない場合は、県職員を被災市町村に派遣し、被害状況の把握に努める。
- (3) 被害状況及び復旧見込みに係る情報を適宜収集し、県ホームページ等を用いて広報する。
- (4) 「地震時における水道の応急対策行動指針」に基づき、より具体的な応急復旧応援要請等を実施する。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 水道管理者による水道施設応急対策

- (1) 災害時の要員確保
- (2) 被害状況の調査、点検
- (3) 応急復旧に必要な資機材の確保
- (4) 応急復旧の実施及び応援要請
- (5) 住民への広報

第6章 下水道施設応急対策

（県生活環境部、市町村）

第1節 目的

この計画は、風水害等により下水道施設が被害を被った場合において、迅速な応急措置を実施して下水道施設の早期復旧を図るとともに、二次災害の発生を防止することを目的とする。

第2節 実施責任者

下水道管理者（県、市町村）は、災害により下水道施設が被害を被った場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのあるものについては応急復旧を行うものとする。

第3節 応急対策

1 下水道管理者における措置

- (1) あらかじめ定めた計画に基づく非常時の配備体制による要員を確保する。
- (2) 直ちに管きょ・ポンプ場・終末処理場の被害状況の調査、点検を実施する。
- (3) 応急復旧に必要な資機材の確保に努め、必要に応じ関連業者に協力を依頼する。
- (4) 緊急度に応じ速やかに応急復旧を実施するとともに、自ら実施することが困難な場合、県及び他の下水道管理者に応援を要請する。
- (5) 施設復旧に際しては相当の期間を要する可能性が高いが、下水道施設台帳等の活用により可能な限り早期の復旧に努めるものとする。
- (6) 施設の被害状況及び復旧見込み等を広報し、住民の不安解消に努めるものとする。

2 県における措置

- (1) 必要に応じ被災地に職員を派遣し被害状況の調査を行うとともに、中国・四国ブロック9県及び下水道関係団体で構成する「中国・四国ブロック災害支援本部」（下水道部門）に対し応援要請するものとする。
- (2) 被害状況及び復旧見込みに係る情報を適宜収集し、県ホームページ等を用いて広報する。
- (3) 被災市町村から協力要請があった場合、一般社団法人鳥取県浄化槽協会に避難所等防災拠点における浄化槽施設の復旧工事及び仮設トイレの提供等に係る協力を要請する。
 - ・「災害時における浄化槽の点検・復旧等に関する協定書」（一般社団法人鳥取県浄化槽協会）

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 下水道管理者による下水道施設応急対策

- (1) 災害時の要員確保
- (2) 被害状況の調査、点検
- (3) 応急復旧に必要な資機材の確保
- (4) 応急復旧の実施及び応援要請
- (5) 住民への広報

第7章 電信電話施設等応急対策

(NTT西日本)

第1節 目的

この計画は、災害発生時に県・市町村及びその他指定行政機関等と連携して、重要通信の確保はもとより、被災地域における通信の孤立を防ぎ、一般の通信も最大限確保することを目的とする。

第2節 災害対策本部の設置

NTT西日本は、災害が発生した場合に被災状況等の情報連絡、通信確保、被害設備の復旧、広報活動等の業務を迅速かつ的確に実施するため、被災規模に応じて、鳥取支店及び本社に対策本部を設置し、これに対処する。

第3節 通信の確保と措置

1 通信の確保

- (1) 超短波可搬型無線機、通信衛星を使用した臨時回線及び臨時公衆電話の設置
- (2) 応急用市内・光ケーブル等による回線の応急措置
- (3) 移動電源車又は携帯用発電機により、広域停電・長時間停電における通信電源の確保

2 一般通信の利用制限と輻輳緩和

通信設備の被災や輻輳により、通信が著しく困難となり、非常通信等を確保するため必要があるときは、電気通信事業法の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置を行うが、被災地への安否確認等については、「災害用伝言ダイヤル(171)」、「災害用伝言板(Web171)」の提供により、輻輳の緩和を図る。

3 公衆電話の無料化

災害による停電時には、テレホンカードが使用できないとともに、コイン詰まりが発生し公衆電話が利用できなくなることから、広域災害時(災害救助法発動時)には、公衆電話の無料化を行う。

第4節 設備の応急復旧

被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、被災規模により、復旧に要する要員、資材等を確保し実施する。

応急復旧のために通信機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、総務省中国総合通信局を通じて県災害対策本部に協力を要請するものとする。

第5節 応急復旧等に関する広報

1 NTT西日本における措置

- (1) 電気通信設備等の被災状況・応急復旧の状況、通信及び利用制限措置の状況など利用者の利便に関する事項について、ホームページ、広報車又は報道機関等を通じ、広報を行う。
- (2) 県・市町村に対して被害状況・復旧状況等の情報連絡を行う。
- (3) 応急復旧に際して、樹木の伐採等の支援が必要な場合は、県へ協力を要請する。

2 県における措置

- (1) 被害状況及び復旧見込みに係る情報を適宜収集し、県ホームページ等を用いて広報する。
- (2) NTT西日本から応急復旧に際して支援を求められた場合は、可能な限り協力する。

第6節 災害復旧

災害復旧工事は応急復旧に引き続き、県・市町村・指定公共機関及びライフライン関係機関と連携して、対策本部との指揮により実施する。

第7節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項について、本章においては特に該当は無い。

第8節 情報の収集、連絡

県の災害対策本部が設置された場合、もしくは災害の状況によっては災害警戒本部が設置された際には、必要に応じて県が設置する本部にリエゾンを派遣するものとする。

第8章 携帯電話応急対策

（KDDI、NTTドコモ中国支社、ソフトバンク、楽天モバイル）

第1節 目的

この計画は、災害発生時に県、市町村及びその他関係機関が連携し、被災地における携帯電話通信を確保することを目的とする。

第2節 災害対策の体制

1 KDDI

災害の規模に応じて、必要と認める場合は本社に対策本部等を設置するほか、必要な体制をとって県と連絡調整を行い、以下の対策を実施

- ・被災状況等の情報連絡
- ・通信の利用制限、重要通信の確保
- ・被害設備の復旧
- ・広報活動

2 NTTドコモ中国支社

状況に応じて災害対策本部（又は情報連絡室）を設置するほか、必要な体制をとって県と連絡調整を行い以下の対策を実施。

- ・被災状況等の情報連絡
- ・通信の利用制限、重要通信の確保
- ・被害設備の復旧
- ・広報活動

3 ソフトバンク

災害の状況に応じた対策組織を設置するほか、必要な体制をとって県と連絡調整を行い、以下の対策を実施。

- ・被災状況等の情報連絡
- ・通信の利用制限、重要通信の確保
- ・被害設備の復旧
- ・広報活動

4 楽天モバイル

災害状況に応じて対策本部等を設置するほか、必要な体制をとって県と連絡調整を行い、以下の対策を実施。

- ・被災状況等の情報連絡
- ・通信の利用制限、重要通信の確保
- ・被害設備の復旧
- ・広報活動

5 県

必要に応じ、その他の携帯電話サービス事業者の体制を確認し、連絡調整を図るものとする。

第3節 応急対策

1 設備の応急復旧

被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、被災規模により、復旧に要する要員、資材等を確保し実施する。応急復旧のために通信機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、総務省 中国総合通信局を通じて県災害対策本部に協力を要請するものとする。

2 最小限の通信確保

(1) 災害により通信が途絶する最悪の場合でも、最小限の通信を確保。

- ・被災地の主要場所における携帯電話又は衛星携帯電話の貸し出し
- ・県、市町村等の災害対策本部への携帯電話又は衛星携帯電話の貸し出し

(2) 移動基地局車等を使用し、暫定的な通信の確保

3 通信コントロール等の実施

(1) 携帯電話用災害用伝言板サービスの提供

- ・被災者の安否情報等の登録
- ・災害用災害伝言板への登録をメールで通知
- ・EzWeb、iモードサービスやインターネットによる登録情報の確認

(2) 音声通話とパケット通信の独立ネットワークコントロール

- ・音声通話とパケット通信のそれぞれの通信量に応じた柔軟なネットワークコントロールを実施

(3) 災害用音声トーキガイダンス

- ・災害用災害伝言板サービスの利用呼びかけによる音声通話の集中を回避

第4節 応急復旧等に関する広報

1 KDDI、NTTドコモ中国支社、ソフトバンク及び楽天モバイルにおける措置

テレビ・ラジオ放送・新聞への情報提供及びホームページ等を用いて広報。

- ・通信のそ通状況
- ・通話の利用制限の措置状況
- ・携帯電話用災害伝言板サービスの提供（又は用意）
- ・被災した設備の応急復旧の状況
- ・特設携帯電話の設置場所を周知するとき

2 県における措置

被害状況及び復旧見込みに係る情報を適宜収集し、県ホームページ等を用いて広報。

第5節 災害復旧

災害復旧工事は応急復旧に引き続き、県・市町村・指定公共機関及びライフライン関係機関と連携して、対策本部との指揮により実施。

第6節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項について、本章においては特に該当は無い。

第9章 燃料確保の応急対策

（県危機管理部、県生活環境部）

第1節 目的

この計画は、災害発生時に関係団体と連携して、応急対策に要する緊急車両等の燃料の緊急確保を図るとともに、一般用途の燃料供給を早期に復旧させることを目的とする。

第2節 燃料の補給及び備蓄等の体制

1 車両等の燃料補給体制等

災害予防編（共通）第4部第2章「資機材等の整備」のとおり。

2 ヘリコプターの燃料補給体制等

災害予防編（共通）第7部第5章「ヘリコプター活用体制の整備」のとおり。

第3節 燃料の応急調達

- (1) 県は、災害発生時等において、必要があると認めるときは、「災害時における生活関連物資及び自動車燃料の調達に関する協定」に基づき、鳥取県石油商業組合に燃料等の調達を要請するものとする。
- (2) 県は、災害時において、燃料が被災地において不足している場合には、政府の現地対策本部を通じ、国（資源エネルギー庁）の応援を要請するよう依頼するものとする。
- (3) 県は、市町村や警察機関、消防機関、その他応急対策を行う関係機関等の求めに応じて、燃料等の調達に努めるものとし、あらかじめ定めた優先順位を基本に、公共性及び緊急性に応じて調整を行い、割り当てるものとする。
- (4) 緊急消防援助隊の燃料の調達については、災害予防編（共通）第4部第4章「消防活動」のとおり。

第4節 通行不能車両に対する措置

豪雪時の事故渋滞等に伴う通行不能車両が多数発生した場合等の対応については、必ずしも車両内に滞在させるとは限らないが、燃料がなくなることで直ちに生命の危険が生じるおそれが生じることから、県及び市町村は、応急給油の対応の必要性について早急に検討するとともに、対応の準備を行うものとする。

第5節 応急復旧等に関する広報

県は、被害状況及び復旧見込みに係る情報を適宜収集し、県ホームページ等を用いて広報する。

第6節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 県に対する燃料の調達要請
- 2 豪雪時等の通行不能車両に対する早期の対応

災害応急対策編（共通）

第16部

復旧・復興計画

第1章 公共施設の災害復旧

（県福祉保健部、県子ども家庭部、県生活環境部、県農林水産部、県県土整備部、県教育委員会）

第1節 目的

この計画は、公共施設の災害復旧について定めることを目的とする。

第2節 災害復旧事業の実施

公共施設の災害復旧は、実施責任者（指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他執行機関、指定地方公共機関その他法令の規定により、災害復旧の実施について責任を有する者）において実施するものとするが、その災害復旧事業の種類は概ね次のとおりとする。

1 公共土木施設災害復旧事業

（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法）

- (1) 河川
- (2) 海岸
- (3) 砂防設備
- (4) 林地荒廃防止施設
- (5) 地すべり防止施設
- (6) 急傾斜地崩壊防止施設
- (7) 道路
- (8) 港湾
- (9) 漁港
- (10) 下水道
- (11) 公園

2 農林水産業施設災害復旧事業

（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）

3 都市災害復旧事業

（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針）

4 水道施設並びに清掃施設等災害復旧事業

（水道法、清掃法）

5 社会福祉施設災害復旧事業

（生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、売春防止法）

6 公立学校施設災害復旧事業

（公立学校施設災害復旧費国庫負担法）

7 公営住宅災害復旧事業

（公営住宅法）

8 公立医療施設災害復旧事業

（医療法、伝染病予防法）

9 その他の災害復旧事業

第3節 災害復旧事業の留意点

災害復旧事業は、応急対策実施の段階から事業実施の準備作業が必要となり、多くの技術職員がその対応に従事することとなるため、そのことを勘案した上で、技術職員の応援を求める等、必要な人員の確保に努めるものとする。

第4節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

1 災害復旧計画に基づく公共施設の災害復旧の実施

第2章 災害復興計画

（県危機管理部、県政策戦略本部、関係各局、警察本部）

第1節 目的

この計画は、速やかな復興計画の策定と円滑な事業実施により、著しい被害を受けた被災地域の円滑な社会経済活動及び被災者の生活安定を一刻も早く推進することを目的とする。

第2節 災害復興の進め方

災害復興においては、被災地域の再建は、都市構造や地域産業基盤の改変を要し、県民や多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業となることから、応急対策の段階から復興計画の策定に着手するものとする。

これを迅速かつ効果的に実施するために、概ね次の手順で行うものとする。

1 復興対策組織・体制の整備

- (1) 被災直後の救助救出、応急復旧中心の体制から災害復興の体制へ円滑に移行できるよう、県及び市町村は、必要に応じて災害復興本部等の総合的な組織体制を整備するものとする。
- (2) 県は、鳥取県行政組織規則第3条の規定に基づき、臨時又は特命の事項を処理させるための横断的な組織として、必要に応じて災害復興本部を設置するものとする。
- (3) 災害復興本部の組織・運営は、災害の規模、被害状況等を勘案し、決定することとする。
- (4) 災害復興本部の運営に当たっては、災害対策本部が実施する事務との整合性を図ることとする。

2 復興基本方針の決定

県及び市町村は、災害復興に係る基本方針を災害復興本部会議等の審議を経て、できるだけ早期に策定し、公表するものとする。

3 復興計画の策定

- (1) 県及び市町村は、事業を速やかに実施するための復興計画を作成し、速やかに公表するとともに、計画的に復興を進めるものとする。
- (2) 計画作成に当たっては、関係機関と調整を図りながら、既存の他の計画・事業等との整合性を図りつつ実施するものとする。なお、復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分配慮するものとする。
- (3) 復興計画の策定準備段階に当たっては、多様な価値観を持った様々な行動主体からの参画を得るため、必要に応じて次の取り組みを実施する。
 - ① 被災者、各分野にわたる有識者、住民団体等への意見募集
 - ② 有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置
 - ③ 様々な分野におけるシンポジウム、フォーラムの開催等
- (4) 復興計画の構成例を以下に示す。
 - ① 基本方針
 - ② 基本理念
 - ③ 基本目標
 - ④ 施策体系
 - ⑤ 復興事業計画 等

想定される事業分野（生活、住宅、保健・医療、福祉、教育・文化、産業・雇用、環境、都市及び都市基盤等）

4 復興事業の実施

復興事業の実施に当たっては、住民の合意を得つつ、国・県・市町村の密接な連携・調整のもと、円滑な事業遂行に努めるものとする。

5 復興事業の点検

復興事業の推進は長期にわたることから、県及び市町村は、復興事業の実施中又は実施後において、定期的に県民生活の復興状況やニーズとの乖離等について有識者等による点検を行い、必要に応じて事業変更又は支援事業の実施を行うものとする。

6 分野別緊急復興計画の策定

上記に記載する復興計画のほか、災害の規模や社会情勢等の状況により特に重要かつ緊急の対応が必要な分野があると認める場合は、復興計画の策定と平行して、当該分野に係る緊急復興計画を策定することとする。

第3節 留意事項

県及び市町村は、計画的な復興を進めるために、次の事項に留意するものとする。

1 事前復興対策（復興手順の明確化、基礎データの整備）

災害復興に当たっては、限られた時間内に復興に関する意思決定、都市計画決定や人材の確保等膨大な作業を処理する必要がある。

そこで、復興対策の手順の明確化、復興に関する基礎データの整備等事前に確認・対応が可能なものについて把握しておくものとする。

2 住民の合意形成

地域復興の主体はその地域の住民であることから、早期にまちづくりに関する協議会等を設置するなど、地域住民の意見等を反映させながら、復興計画のあり方から復興事業・施策の展開に至る災害復興のあらゆる段階において、地域住民の参加と協力を得て行うものとする。この際、女性や高齢者の視点等、多様な視点が反映されるよう、意見反映の方法に配慮する必要がある。

決定事項については速やかに公表し、周知徹底を図るものとする。

3 技術的・財政的支援

県は、市町村が円滑に復興対策を実施できるよう、必要に応じて連絡調整や技術的支援等を行うための職員を派遣するものとする。

また、必要に応じ、国や他の自治体に対し職員の派遣その他の協力を求めるとともに、被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図るものとする。

（参考）鳥取県西部地震における復興本部の設置状況等

平成12年10月に発生した鳥取県西部地震において、災害対策本部を設置していた県は鳥取県西部地震災害復興本部を設置し、災害復興対策への対処を行った。

平成15年12月に全ての災害復旧工事を終え、全ての復興対策が完了したことから、平成16年4月に同復興本部を廃止した。

1 経緯

平成12年10月6日	鳥取県西部地震発災
同日	県災害対策本部設置
平成12年11月2日	鳥取県西部地震災害復興本部設置規則を公布・施行
同日	鳥取県西部地震災害復興本部を設置（県災害対策本部から移行）
同日	災害復興推進室、災害復興推進室西部事務所を設置
平成16年3月30日	鳥取県西部地震災害復興本部設置規則を廃止する規則を公布
平成16年4月1日	同規則を施行
同日	鳥取県西部地震災害復興本部を廃止
同日	災害復興推進室、災害復興推進室西部事務所を廃止

2 鳥取県西部地震災害復興本部の構成

- (1) 本部長：知事
- (2) 本部長：各部長、出納長、教育長、防災監
- (3) 事務局：災害復興推進室

3 鳥取県西部地震災害復興本部の業務

- (1) 土木・農林水産その他の施設の災害復旧に関すること
- (2) 被災住民の生活再建、生産活動の支援に関すること
- (3) 被災市町村の支援に関すること
- (4) その他鳥取県西部地震に係る災害復興対策に関すること

（参考）鳥取県中部地震における復興本部の設置状況等

平成28年10月21日	鳥取県中部地震発災
同日	県災害対策本部設置
平成28年11月21日	「鳥取県中部地震復興本部」を設置
	・本部長：知事
	・副本部長：副知事、統轄監
	・本部長：各部長
	・事務局：とっとり元気戦略課ほか関係課職員
平成28年12月31日	県災害対策本部廃止
平成29年4月1日	「鳥取県中部地震復興本部事務局」及び「震災活動復興支援センター」を設置

第4節 資金計画

県、市町村は、災害復旧についての資金需要を迅速に把握し、適切かつ効果的な資金の融資、調達を行うため、必要な措置を講ずるものとする。措置の概要は次のとおりである。

- 1 災害関係経費に係る資金需要を迅速、的確に把握する。
- 2 一時借入金及び起債の前借等により、災害関係経費を確保する。
- 3 地方交付税の繰上げ交付を国へ要請する。
- 4 歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債について調査し、事業執行計画に万全を期する。

第5節 暴力団の復旧・復興事業への参入の実態把握と排除

- (1) 警察本部は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除に努めるものとする。
- (2) 地方公共団体は、復旧・復興事業への暴力団等の参入・介入を防ぐため、平素から公共工事等における暴力団排除規定を整備するとともに、災害時応援協定における暴力団排除条項の規定整備に努めるものとする。

第6節 市町村地域防災計画に定める事項

県地域防災計画に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項のうち、この章の記載事項に関連するものは以下のとおりである。

- 1 災害復興対策に関すること
 - (1) 災害復興組織・体制の整備
 - (2) 復興基本方針の決定
 - (3) 復興計画の策定
 - (4) 復興事業の実施
 - (5) 復興事業の点検
- 2 資金融資、調達のための措置